



第3期 八王子市地域福祉計画

平成 30~35 年度 (2018~2023 年度)



平成 30 年 3 月
八王子市

だれもが地域で安心して暮らしていくために

本市は平成27年4月に都内初の中核市に移行し、多くの事務権限が東京都から移譲されました。特に、福祉分野は481件ののぼり、福祉施設の整備について、市民サービスの向上につながる独自の基準を設けるなど、本市ならではの福祉サービスを展開してきました。

しかし、社会情勢や家族形態の変化に伴い、これまでの福祉サービスでは解決できない、ダブルケアや老老介護といった複合的な問題、高齢者が地域で孤立してしまうケースが顕在化してきました。国は、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高めあう「地域共生社会」の実現をめざした取組を始めました。

本市においては、近隣住民の方による声かけや見守りなど、“地域の課題は地域で解決する”という考えのもと、本市の誇る高い“市民力・地域力”、行政による支援、民間事業者による支援をあわせ、市民と行政が一丸となって地域福祉を推進しています。

本計画は、高齢者、障害者、子どもに関する対象者別計画を内包する上位の計画として、計画における理念やしくみの整合性を図り、また、「地域福祉を推進するしくみの充実」、「地域福祉活動支援・人材育成」、「福祉サービスの充実」という3つのテーマを掲げています。こうした考えに基づき、市民とともに地域福祉を推進するための施策や事業を着実に実施していきます。

なお、市民の日常生活を考慮して、本計画における福祉圏域の最小単位を中学校区に設定しました。これは、地域住民による地域福祉活動を推進するための範囲を示したものです。今後、この範囲をもって地域福祉活動に関わる民生委員・児童委員や町会・自治会などの関係者と連携しながら、だれもが地域で安心して暮らせるまちの実現に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見をいただきました社会福祉審議会の皆様、活動事例を御紹介していただいた団体各位、そして、意識調査やパブリックコメント等に御協力いただいた市民の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。



平成30年3月

八王子市長 石森考志

○ ○ ○ 目 次 ○ ○ ○

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景	3
2	計画の位置付け	8
3	計画の期間	10
4	計画策定の組織と取組	11

第2章 八王子市の地域福祉を取り巻く現状

1	市内の状況	15
2	地域の状況	20
3	第2期計画の評価	24
4	課題のまとめ	38

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の目標とめざす姿	41
2	福祉圏域の考え方	42
3	計画の体系	44

第4章 施策の展開

1	地域福祉を推進するしくみの充実 ～多様化する福祉課題に対する包括的な相談・支援体制の推進～	50
2	地域福祉活動支援・人材育成 ～地域で福祉課題に取り組む人材の確保～	56
3	福祉サービスの充実 ～社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上～	67

第5章 計画の推進

1	計画の推進と評価	81
2	計画の周知	82

資料集	83
-----	----

凡例 「*」の付いた用語は、用語解説に説明を掲載しています。同一ページに複数回記載のある場合には、最初の用語にのみ付けています。

第1章 計画策定にあたって





第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

本市では、八王子市基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」(以下「基本計画」という。)のもと、活力ある魅力あふれるまちづくりを進めており、福祉分野では、第2編都市像「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」、第3編都市像「生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」の実現に向けて取り組んでいます。また、平成27年4月の中核市への移行により、きめ細やかな市民サービスの提供、行政サービスの効率化・スピードアップ、利便性の向上など、ワンランク上のまちづくりを進めています。

第2期地域福祉計画(平成25～29年度)(以下「第2期計画」という。)では、虐待・孤立化の防止や社会的弱者の支援、災害時の要援護者支援を重点に掲げ施策に取り組んできたほか、社会福祉法人八王子市社会福祉協議会*(以下「社会福祉協議会」という。)と連携し、市内4か所に地域住民による福祉活動への支援や地域生活課題*の相談・解決、地域の力がつなげる場づくりを行う地域福祉推進拠点*を整備するなどの取組を進めてきました。

一方で、高齢者、障害者、児童等の各分野では、ダブルケアや老老介護といった複合的な問題や、ひきこもりなど制度の狭間にあるケース、支援を必要としても自ら相談に行く力がなく地域の中で孤立しているケースなどの新たな課題が顕在化してきています。

こうした新たな課題を解決するために、既存の相談・支援機関による連携体制の強化や、地域住民が自ら課題解決する地域づくり、包括的な相談・支援体制の整備といった取組が必要となっています。

国においては厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部のもと、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高めあう「地域共生社会」の実現をめざした取組がはじまっています。

本計画では、全ての住民が、自ら主体的に地域と関わり、住み慣れた地域で安心して生き活きと暮らすため、本市の地域福祉に関する対象者別計画を包含する理念や、協働して支えあうしくみについて示します。



(1) 基本計画の見直しとの関わり

平成29年度に行った基本計画の見直しでは、現行の基本計画の策定経過を踏まえ、根幹に関わる大きな見直しは行わないこととしながらも、計画策定後、社会情勢の変化により顕在化した課題を盛り込んでいます。総論「地域区分とまちづくり」においては、市域を6つに区分し、市民と行政との協働によりまちづくりを行うこととしたうえで、それぞれの地域で抱える課題を共有し、合意形成をはかり解決していく単位として、日常生活において顔の見える関係性をつくりやすい「中学校区」をその圏域として取組を進めるとしています。地域住民の生活圏域と深い関わりがある本計画においても整合を図る必要があります。

一方、「2 計画の位置付け」(→8ページ)において示すとおり、本計画と、そこに包含される高齢者計画・第7期介護保険事業計画、障害者計画・第5期障害福祉計画・障害児福祉計画、第3次子ども育成計画は、基本計画の主に第2編「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」と第3編「生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」の実現に向けた対象者別計画となります。

(2) 中核市移行について

地方分権の進展に伴い、地方の裁量が拡大するなか、基礎自治体の行政能力が問われてきています。更なる市民サービスの向上のため、行政事務の充実を図っていくことが、多摩地域最大の人口規模を有し、その中核的役割を担う本市としての使命であると考えています。

そこで、本市は、中核市制度を活用し、分権時代をリードする自治体としての基盤を整えていくこととし、平成27年4月に東京都初の中核市となりました。

法令に基づき都道府県から中核市に移譲される事務の件数は、概ね1,800件ですが、本市は既に保健所政令市と景観行政団体への移行により、中核市に関する事務の多くは移譲されていました。しかし、第二次地方分権改革により、福祉施設の基準に関する条例制定権など多くの権限が新たに中核市に移譲された結果、今回、都からは1,261件の事務が移譲されました。特に福祉分野は、全移譲事務の約38%にあたる481件という多くの事務が移譲されました。

具体的には、本計画についても審議する社会福祉審議会*の設置、また、児童福祉施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置認可、身体障害者手帳の交付など市民生活のサービス向上につながる多くの事業となっています。

これらの権限を活用し、また、中核市八王子として、本計画の期間中には以下のような取組を進めていきます。



～中核市移行に伴う主な取組～

職員意識の向上

多くの福祉分野の権限が移譲され、従来に増して複雑かつ多様な職務の実施にあたり、職員一人ひとりが中核市の職員としての自覚と責任感を高めています。

このように職員意識が高まることで、中核市の権限を最大限に利活用した、新たな福祉サービスなどの創設につなげ、市民生活の向上を図ります。

民生委員・児童委員の選任

民生委員・児童委員*の選任事務が移譲され、候補者推薦から委嘱までの期間が、従来の約3か月から約1か月に短縮されています。

全国的な傾向として民生委員・児童委員の推薦候補者が見つかりにくい状況となっていますが、本市においては、町会・自治会を通じた推薦候補者の選任という手法が定着しており、新たな民生委員・児童委員が必要となった際には、町会・自治会の協力のもと候補者を選任し、迅速な委嘱を行っています。

このように本市の特徴である高い市民力・地域力と中核市の権限を融合させるとともに、身近な相談相手である民生委員・児童委員の充足率を高め、支援の充実を図ります。

福祉施設への実地検査による指導

福祉施設への指導・検査の権限が移譲されたことにより、介護・高齢施設等、障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の実地検査・集団指導を地域の実情に精通した本市職員が行うことにより、よりきめ細かな指導が可能になりました。この権限を施設の適切なサービス提供につなげ、利用者の満足度を高めていきます。

社会福祉審議会の活用

社会福祉審議会*の設置・運営の権限が移譲されたことにより、本市の状況に応じた審議が可能となりました。

社会福祉審議会の地域福祉専門分科会では、社会福祉法人*が行う社会福祉充実計画に関する事業や、成年後見制度*の利用促進に関する事業など、新たな地域福祉に関わる課題についても審議を行っています。

今後も本市の特性に沿った運営を進めていきます。

このように、中核市移行後、初めて策定する本計画においては、自らの判断と責任に基づくまちづくりを実践する姿勢を明確に示していきます。



(3) 地域福祉とは

近年、ひきこもりや子育てに悩む親の孤立、高齢者などの孤独死、児童や高齢者、障害者に対する虐待や、自殺者の増加等が社会問題となっています。また、地域で暮らす住民の中には、小さな不安を抱き、ちょっとした支援を求めている人もいます。

課題の大小にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、住民が地域における結びつきを密にし、支援を必要とする方を、地域の中で支えていくことが求められます。地域の課題を、住民自ら把握し、主体的に解決を図る。この考え方を基本に、“市民力・地域力”、行政による支援、民間事業者による支援の活用をあわせた重層的な協働の取組が地域福祉です。

(4) 「地域共生社会」と「我が事・丸ごと」

これまで取り組んできた様々な福祉制度や分野ごとの福祉施策において、解決できない複合課題や、制度の狭間の課題の存在、自ら相談に行くことができない状態にある社会的孤立・社会的排除への対応、地域の“つながり”の弱まりなどの課題が顕在化してきています。

このような地域生活課題に対しては、制度・分野ごとの“縦割り”や、“支え手”“受け手”という固定的な役割分担の考え方では対応が難しくなっています。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」としてとらえ、人とひと、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながる取組をとおして、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域をともに築く社会である地域共生社会の実現をめざしていきます。

こうした社会を実現するために、国においては「地域づくり・相談支援体制」、「人材」、「サービス提供体制」の3つの観点を示しています。本計画においても、これらの観点に配慮した取組を進めていきます。



(5) “市民力・地域力”の向上

地域共生社会の実現のためには、それぞれの地域で、誰もが役割を持ち、お互いに支えあっていこうという意識づくりや、地域を構成する全ての人々が地域福祉の向上をめざし参加していくしくみの構築、“支え手”“受け手”が固定されない場づくりが重要です。

こうした取組には本市の“市民力・地域力”の向上は欠かせません。

本計画における“市民力・地域力”のイメージ

「市民力（しみんりょく）」

市民一人ひとりが、自主的・自発的に地域課題を解決しようとしたり、地域福祉を向上させようと活動する力をイメージしています。



「地域力（ちいきりょく）」

地域住民や町会・自治会、各種団体、事業者など地域を構成する様々な人々が、お互いに協力し、主体的に地域課題の解決に向け取り組み、地域をより良いものにしていく力をイメージしています。



2 計画の位置付け

(1) 法律上の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。同条で求められる項目を基本に、昨今の社会情勢を踏まえ必要な事項を加えて、具体的取組施策を示すものです。

(2) 他計画との位置付け

本市の各計画との関係では、基本計画を上位計画とします。

一方、高齢者計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども育成計画等の対象者別計画を内包する上位の計画であり、各対象者別計画における理念やしくみの整合性を図っています。また、対象者別計画では網羅できない課題についても、本計画で取組を進め、行政や地域住民の力で解決をめざします。

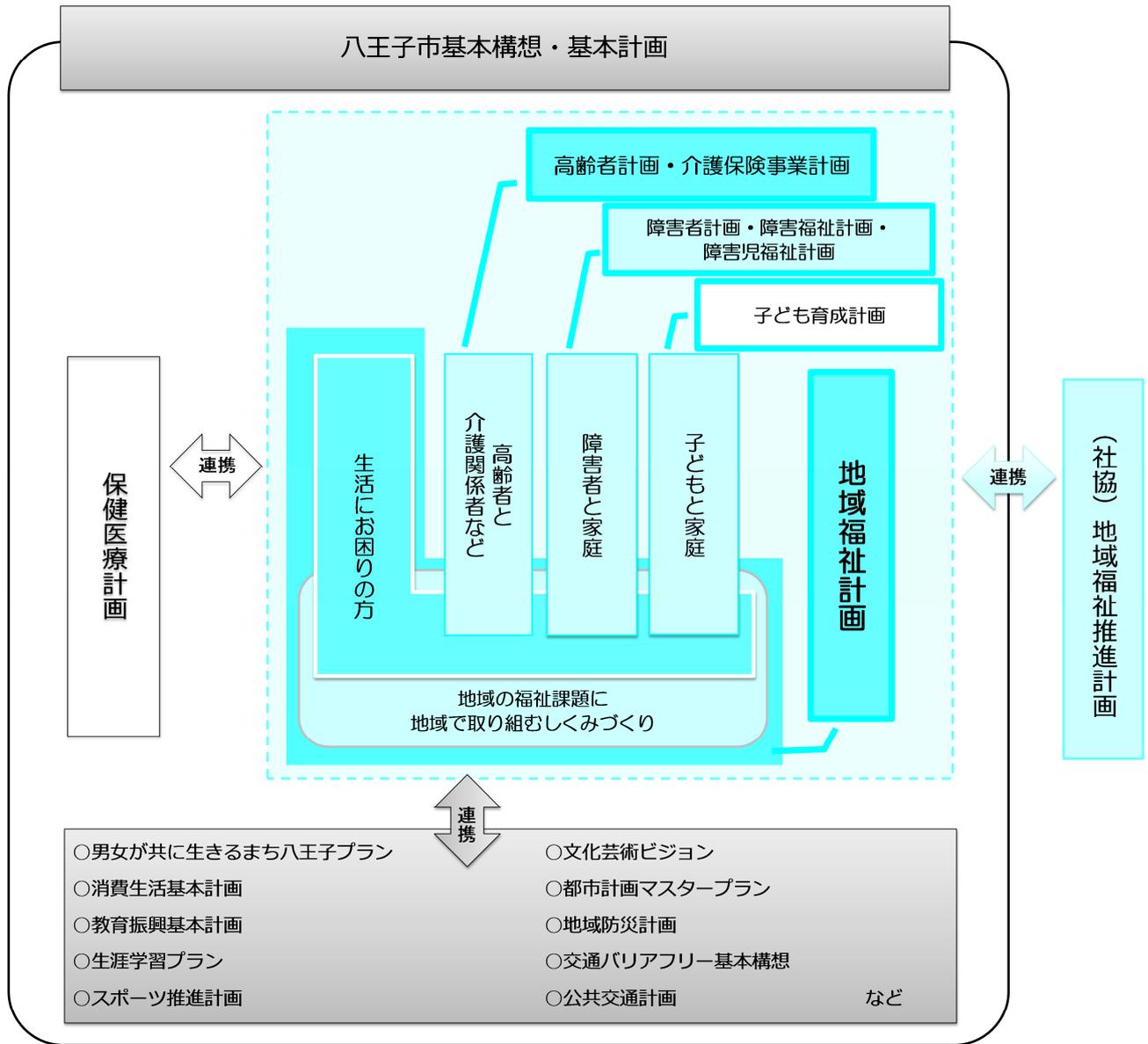
さらに、保健・医療、防災、交通、教育、消費生活などの他分野の計画とも調和を図り、連携することで、個別施策を実現していきます。

本計画の実行には、社会福祉協議会*が策定する地域福祉推進計画「いきいきプラン八王子」における活動の取組強化が欠かせません。地域福祉推進計画は地域住民の自主的・主体的な地域福祉の推進をめざす行動計画であり、本計画とは車の両輪の関係にあります。内容を一部共有し、本計画の理念やしくみの実現を支援する施策を盛り込むなど、相互の連携を図っています。

また、本計画は、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について(平成 26 年 3 月 27 日社援発 0327 第 13 号)」に基づく、市町村における「生活困窮者自立支援方策」を盛り込むとともに、成年後見制度*の利用の促進に関する法律第 23 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含しています。



地域福祉計画の位置付け



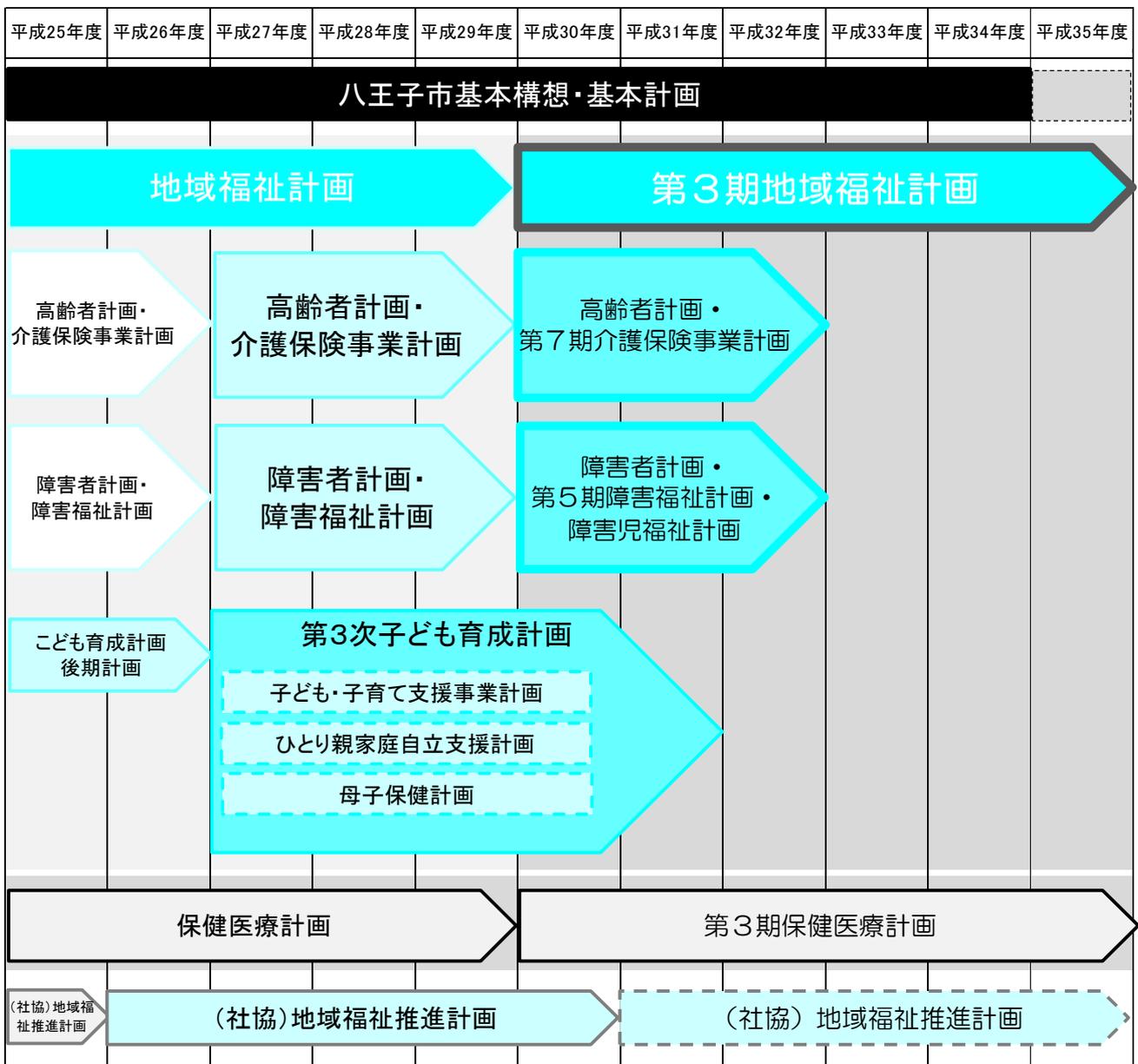
3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度(2018年度)から平成35年度(2023年度)までの6年間とします。

これは、一定期間継続して事業を推進し、その評価を繰り返し行う必要があることや、対象者別計画の計画期間を考慮しています。

ただし、今後の社会情勢の変化によっては、必要に応じ内容の見直しを行うことがあります。

地域福祉計画と関連する計画の計画期間



4 計画策定の組織と取組

(1) 策定組織と取組

本計画の策定にあたっては、中核市移行により設置した、地域福祉に関する学識経験者、地域福祉活動団体の代表者、公募の市民で構成する社会福祉審議会*の地域福祉専門分科会から第2期計画の評価と、その評価を踏まえた本計画の方向性、盛り込む内容、推進体制などについて意見をいただきました。

併せて、福祉・保健・医療及び防災などに関連する庁内関係所管で構成する地域福祉計画策定庁内調整会及び地域福祉計画策定庁内調整会幹事会において協議、検討を行いました。

また、市民の意見を把握し本計画に反映させるため、意識調査やパブリックコメントを実施しました。

(2) 意識調査等の内容

本計画の策定にあたっては、市内に居住する18歳以上の住民を対象とした地域福祉計画改定に伴う意識調査や、地域で活動を行う民生委員・児童委員*を対象とした民生委員・児童委員の活動の実態把握に関する調査を実施しました。

① 地域福祉計画改定に伴う意識調査

- 調査対象：市内に居住する18歳以上の男女3,000人(無作為抽出)
- 調査期間：平成28年10月14日から平成28年11月3日
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収状況：配布数 3,000通 有効回収数 1,266通 有効回収率 42.2%

② 民生委員・児童委員の活動の実態把握に関する調査

- 調査対象：市内の民生委員・児童委員
- 調査期間：平成29年5月16日から平成29年7月4日
- 調査方法：直接配布、直接回収
- 回収状況：
 - <地区委員調査>配布数 450通 有効回収数 442通 有効回収率 98.2%
 - <地区会長調査>配布数 20通 有効回収数 20通 有効回収率 100.0%

③ パブリックコメント

- 実施期間：平成30年1月11日から平成30年2月9日
- 閲覧場所：市役所本庁舎や市民部事務所等の窓口、ホームページ等
- 意見概要：6人・1団体から48件





第2章 八王子市の地域福祉を取り巻く現状





第2章 八王子市の地域福祉を取り巻く現状

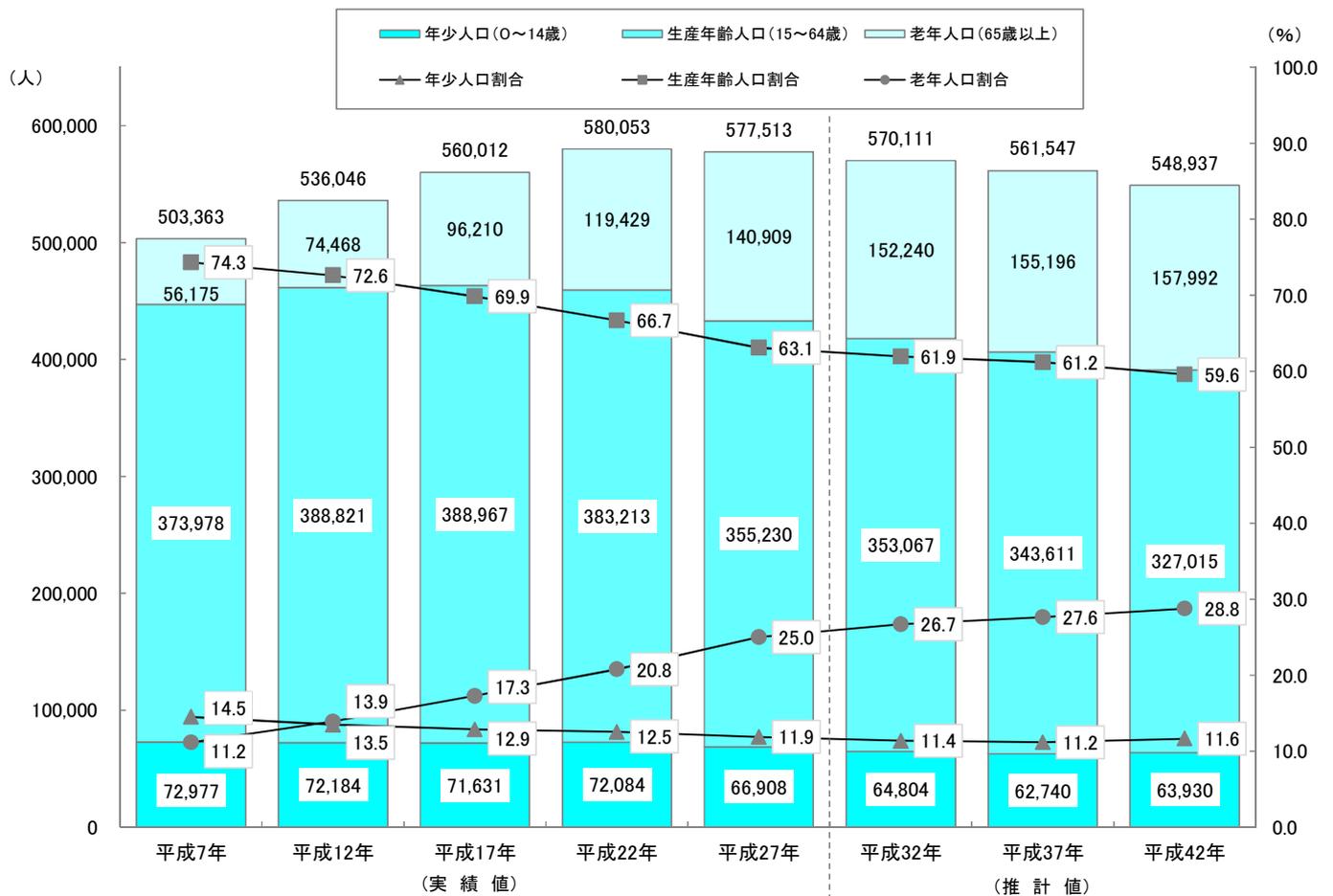
以下では、本市の地域福祉を取り巻く現状について、各種の統計等からまとめました。各種の統計においては、いずれも計画策定時点で最も新しいデータを掲載しましたが、調査実施主体や更新時期が違うことから、最新年度等に違いがあります。

1 市内の状況

(1) 人口

本市の人口推計では、総人口は今後もゆるやかに減少していきます。

年齢別人口で見ると、0～14歳の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口は減少している一方、65歳以上の老年人口は増加しています。こうした状況から、確実に高齢化が進んでいることがわかります。

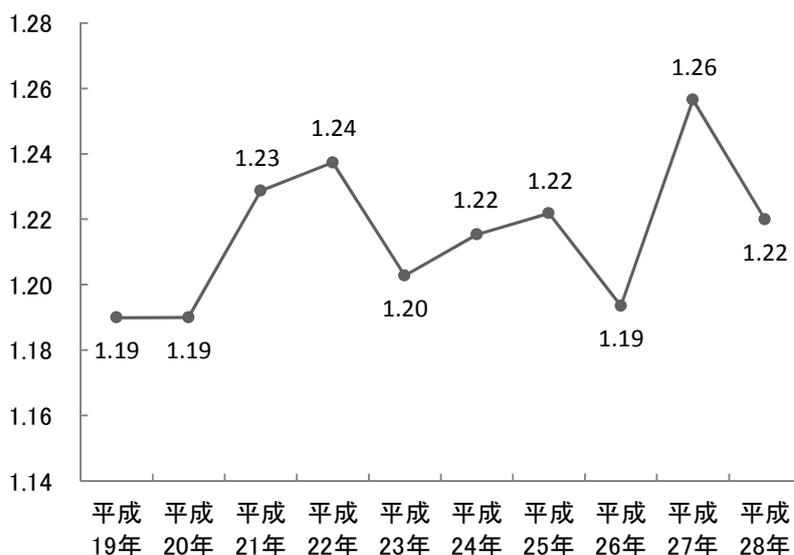


資料：国勢調査(平成32年以降は「八王子市基本構想・基本計画 2018基本計画改定版」)



(2) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率のここ10年ほどの傾向を見ると、1.20前後で推移を続けており、平成28年は1.22となっています。

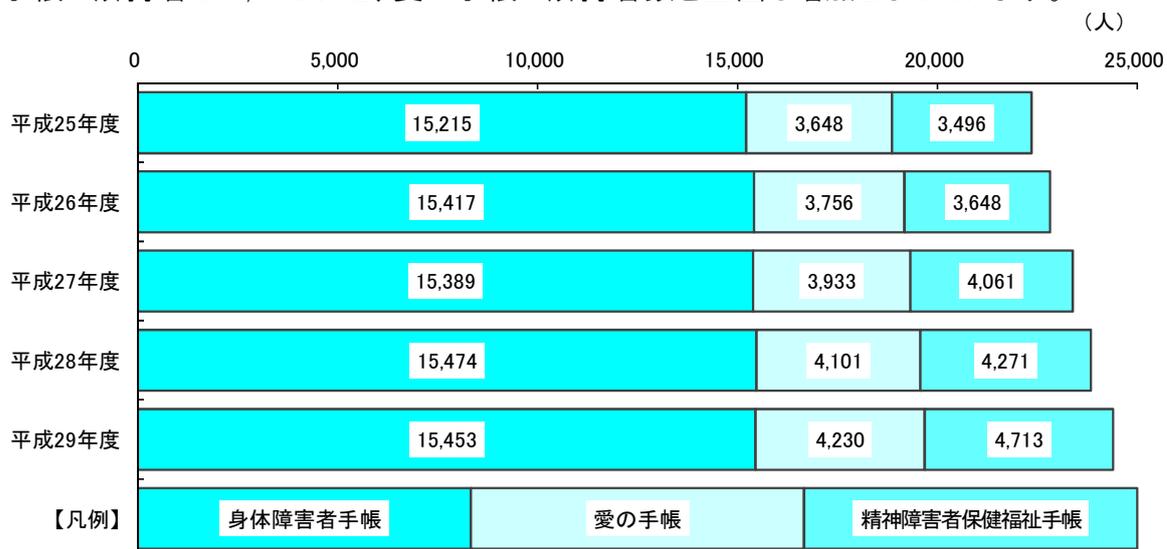


※小数点第3位で四捨五入しているため表示された数値とグラフ上の位置が異なるように見えることがあります。

資料:東京都人口動態統計

(3) 障害者手帳所持者数

本市の障害者手帳の所持者数の推移をみると、愛の手帳(東京都療育手帳)と精神障害者保健福祉手帳の所持者では増加の傾向が見られ、中でも精神障害者保健福祉手帳の所持者は4,713人と、愛の手帳の所持者数を上回る増加となっています。



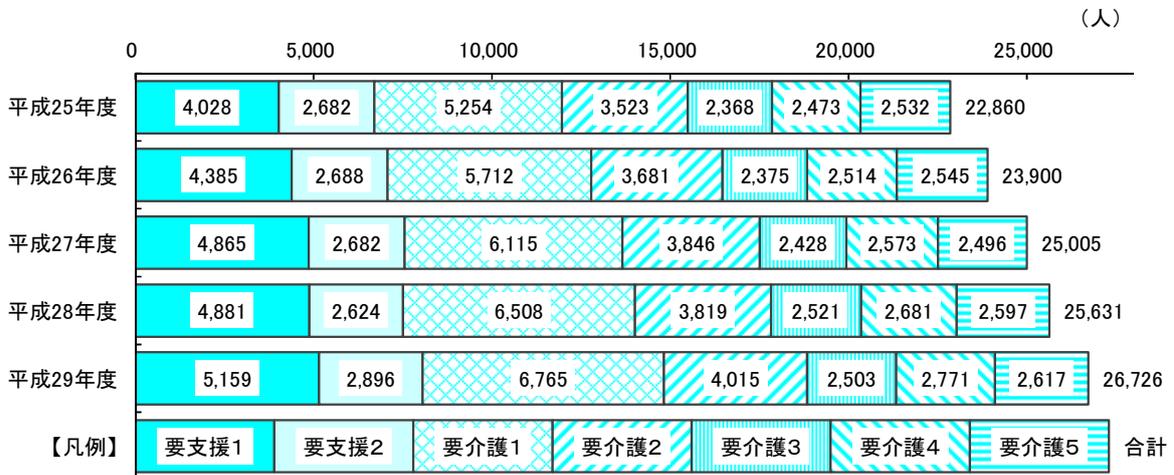
※精神障害者保健福祉手帳は、2年ごとの申請のため、前年度の申請数を合せた数になっています。

資料:障害者福祉課(各年度4月1日時点)



(4) 要支援・要介護認定者数

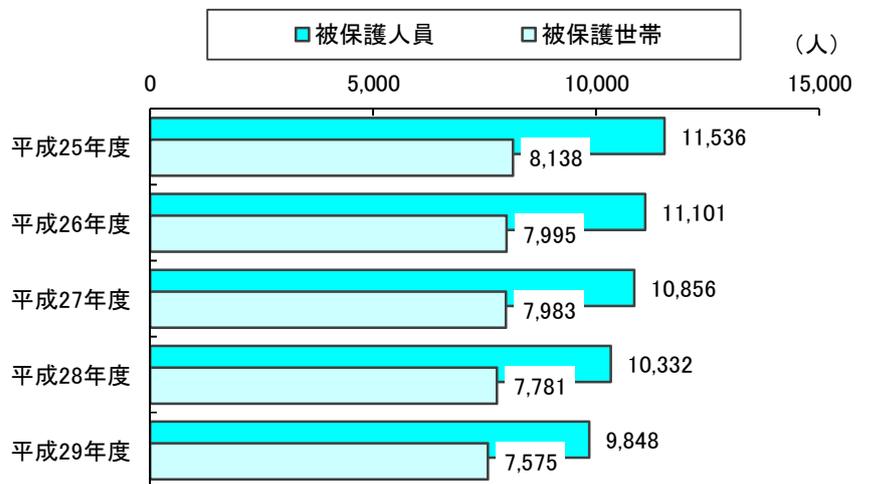
本市の要支援・要介護認定者数は年々増加し、平成25年度では22,860人でしたが、平成29年度は26,726人となっており、およそ17%の増加となっています。



資料：介護保険課(各年度9月末時点)

(5) 生活保護受給者数

本市の生活保護受給者の状況は、被保護世帯、被保護人員ともに減少傾向となっており、平成29年度は7,575世帯、9,848人となっています。

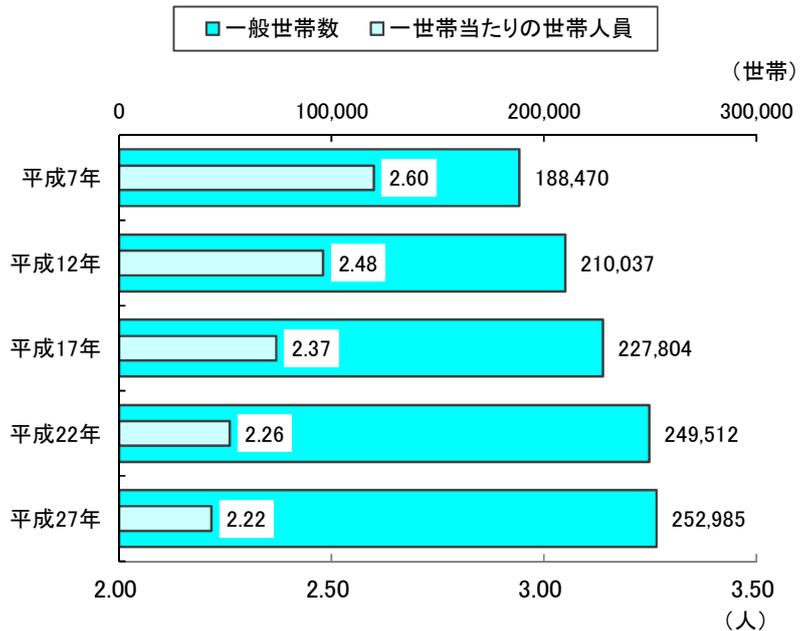


資料：生活福祉総務課(各年度9月末時点)



(6) 一般世帯数と世帯人員

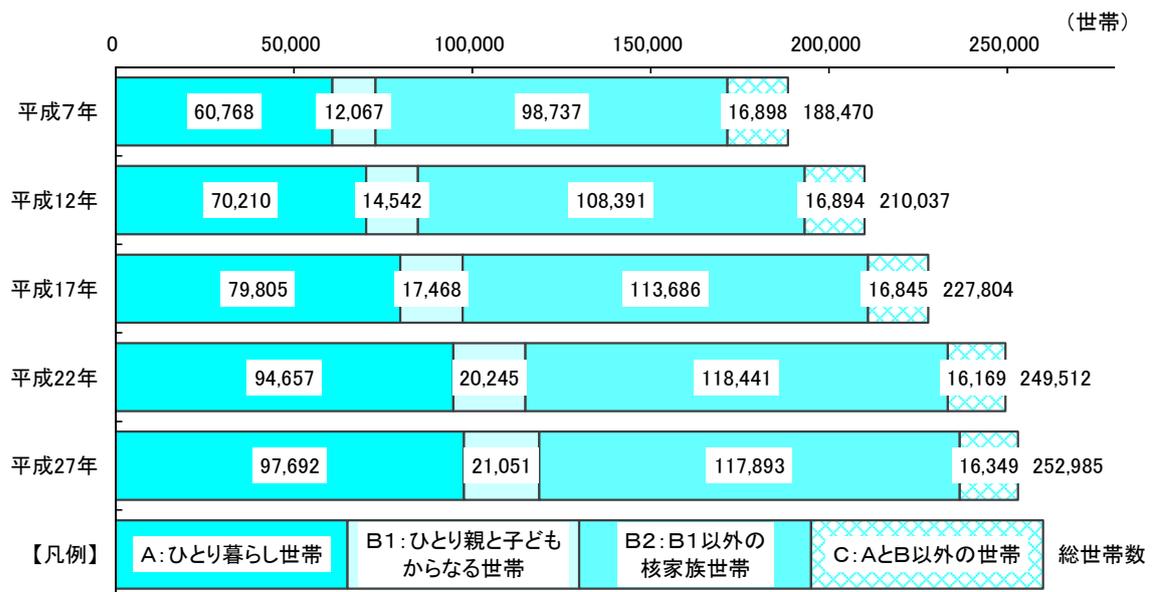
本市の一般世帯数(全ての世帯数から、施設等の世帯を除いた数)は増加し、平成 27 年には 25 万世帯を超えました。一方、1 世帯あたりの人員は減少しており、平成 27 年は 2.22 となっています。



資料:国勢調査(各年 10 月 1 日時点)

(7) 家族類型別世帯の状況

本市の「ひとり暮らし世帯」は増加傾向にあり、平成 27 年では 97,692 世帯となっています。また、「ひとり親と子どもからなる世帯」についても増加の傾向が見られ、平成 27 年は 21,051 世帯となっています。

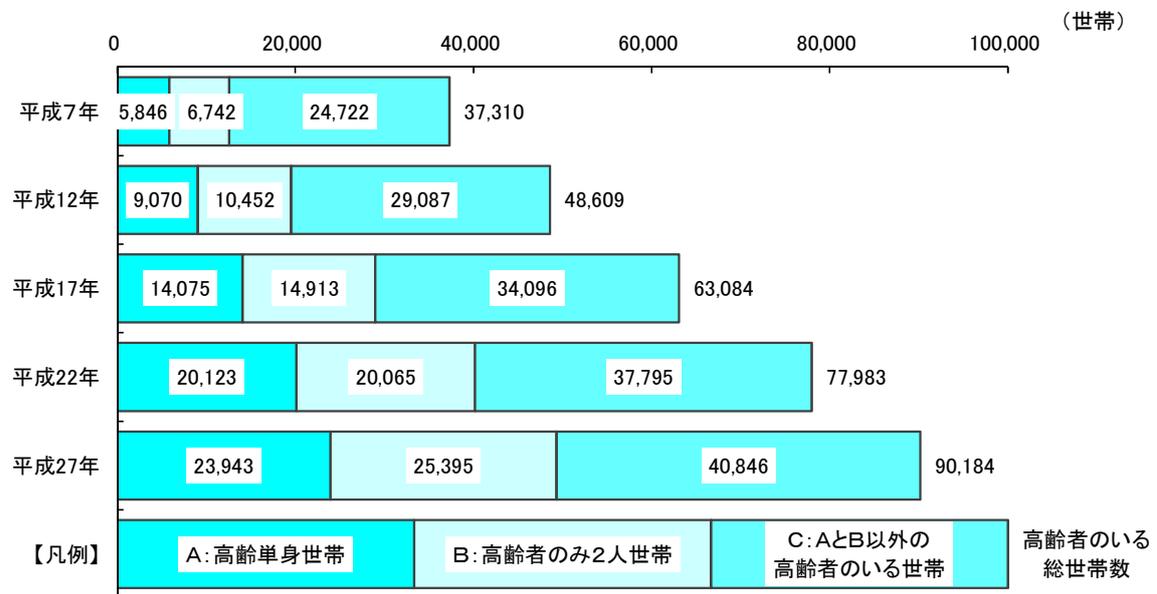


資料:国勢調査(各年 10 月 1 日時点)



(8) 一般世帯における高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯数等

本市の65歳以上の高齢者のいる総世帯数は大幅な増加が続いています。中でも「高齢単身世帯」及び「高齢者のみ2人世帯」は平成7年から平成27年にかけて、「高齢単身世帯」は約4.1倍、「高齢者のみ2人世帯」は約3.8倍となっています。



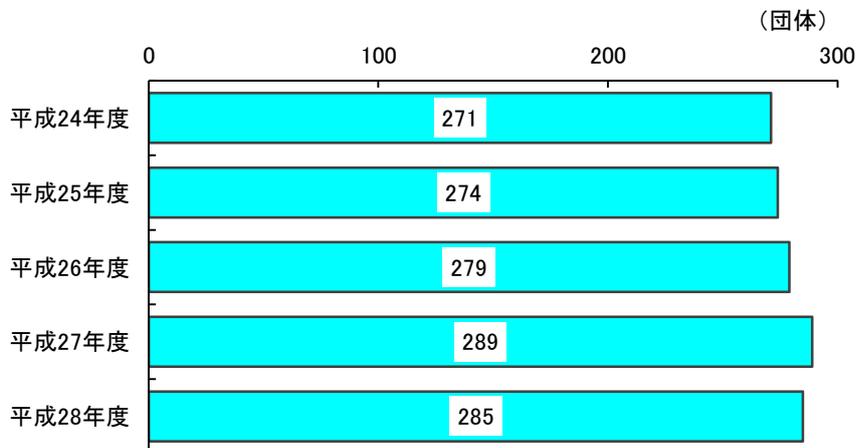
資料: 国勢調査(各年10月1日時点)



2 地域の状況

(1) NPO法人数

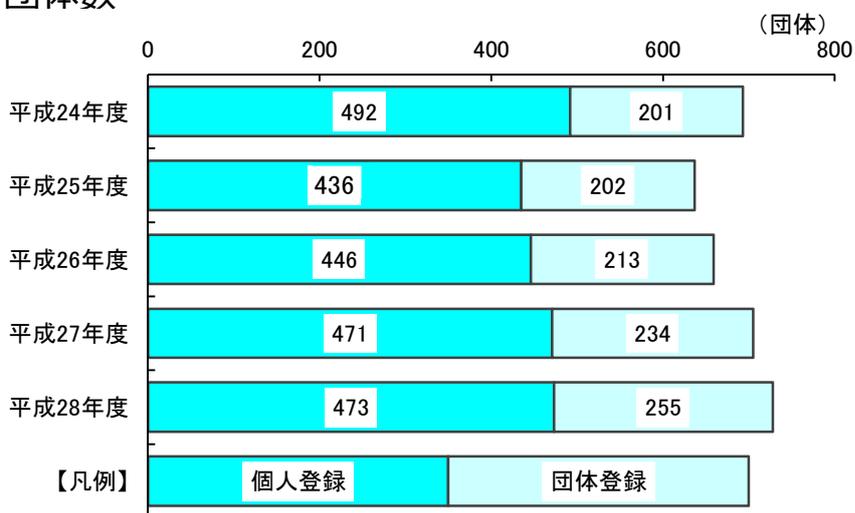
本市のNPO*法人数は増加傾向にありましたが、平成28年度は微減し285法人となっています。



資料:協働推進課(各年度末時点)

(2) 登録ボランティア団体数

社会福祉協議会*に登録しているボランティア団体数は、近年増加傾向となっており、平成28年度は255団体となっています。



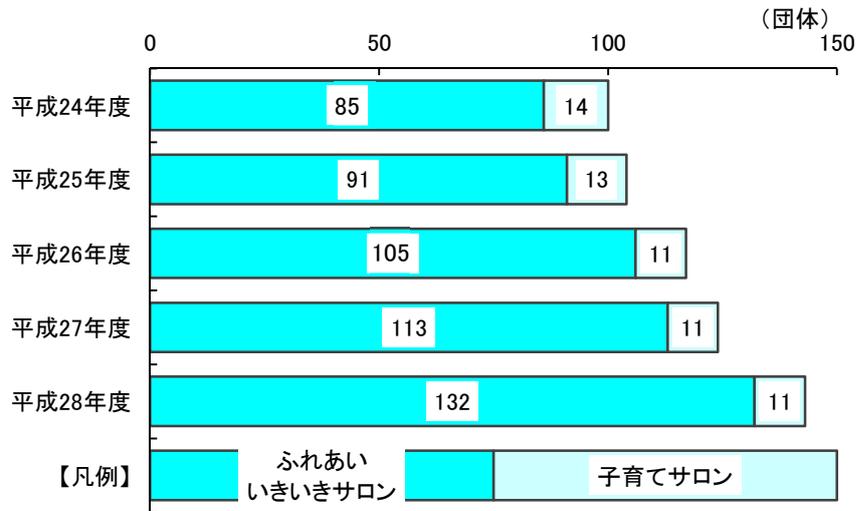
資料:社会福祉協議会(各年度末時点)



(3) 地域交流サロン活動支援団体数

本市のふれあい・いきいきサロン支援団体数は増加傾向にあり、平成28年度は132団体となっています。

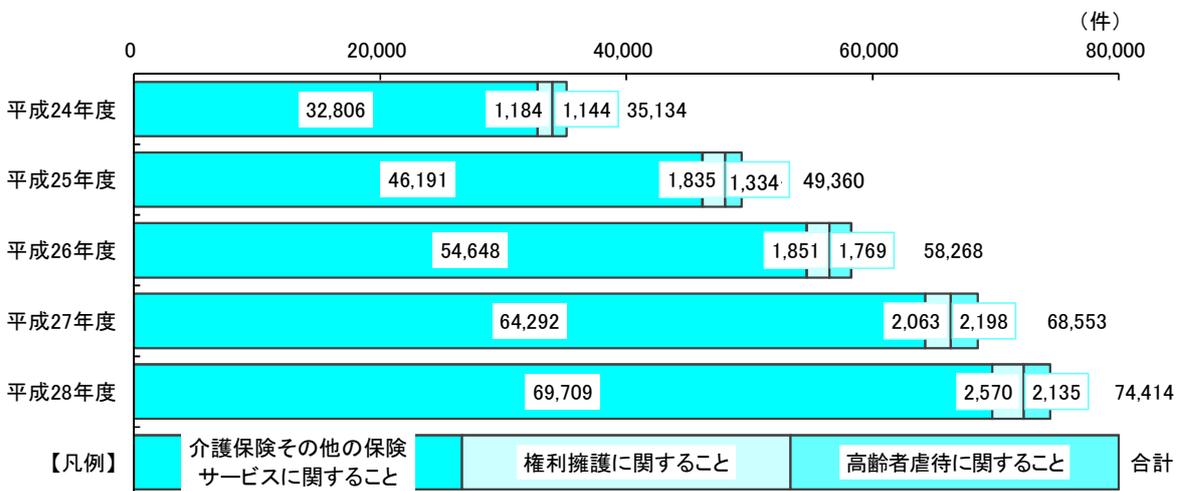
子育てサロン支援団体数は、ここ3年ほど横ばい状態となっており、11団体となっています。



資料: 社会福祉協議会(各年度末時点)

(4) 高齢者あんしん相談センターにおける相談件数

本市の高齢者あんしん相談センター*における相談件数は年々増加しており、平成28年度は74,414件となり、平成24年度に比べ倍以上となっています。

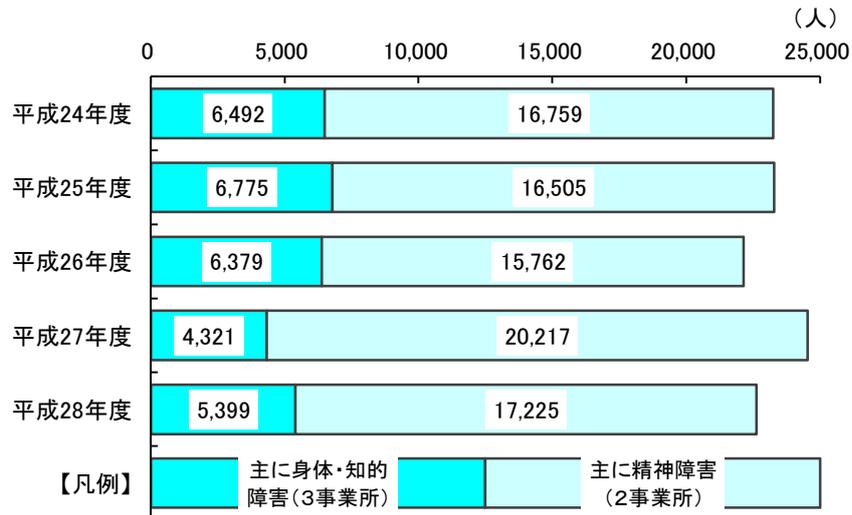


資料: 高齢者福祉課(各年度末時点)



(5) 障害に関する相談件数

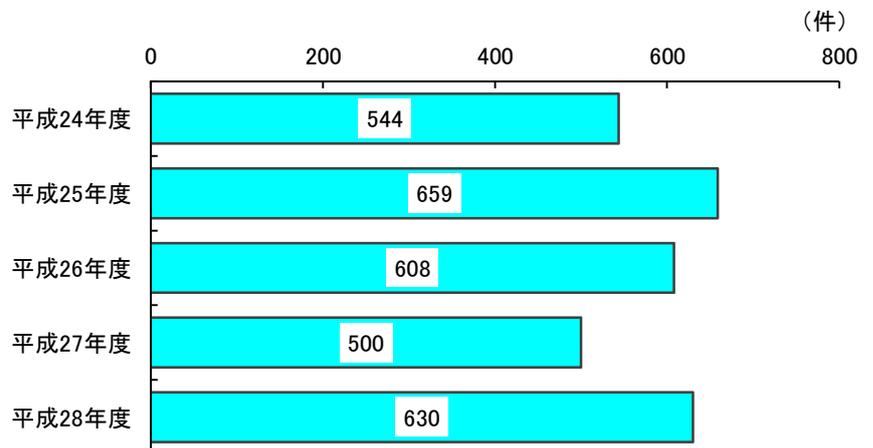
本市の障害に関する相談体制は、主に身体・知的障害を中心とする相談窓口が3か所、精神障害を中心とする相談窓口が2か所となっています。相談件数は、22,000件から24,000件程度で推移しています。また、平成28年度から5か所の相談窓口である障害者地域生活支援拠点*事業所に地域生活支援員を配置し相談支援体制を充実しました。



資料:障害者福祉課(各年度末時点)

(6) ドメスティック・バイオレンス相談件数

本市の男女共同参画センターにおけるドメスティック・バイオレンス相談件数は、ここ5年ほどは500件から700件の間で推移しており、平成28年度は630件となっています。

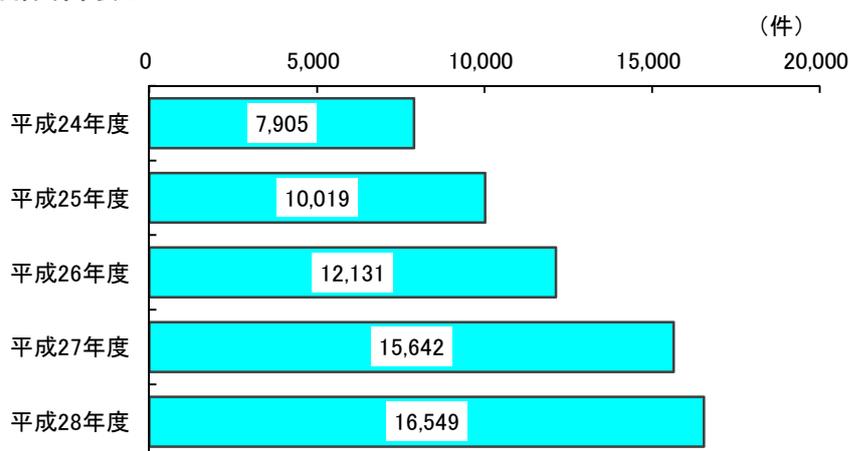


資料:男女共同参画課(各年度末時点)



(7) 児童虐待に関する相談件数

本市の子ども家庭支援センター*における児童虐待に関する相談件数は増加傾向となっており、平成28年度は16,549件となっています。

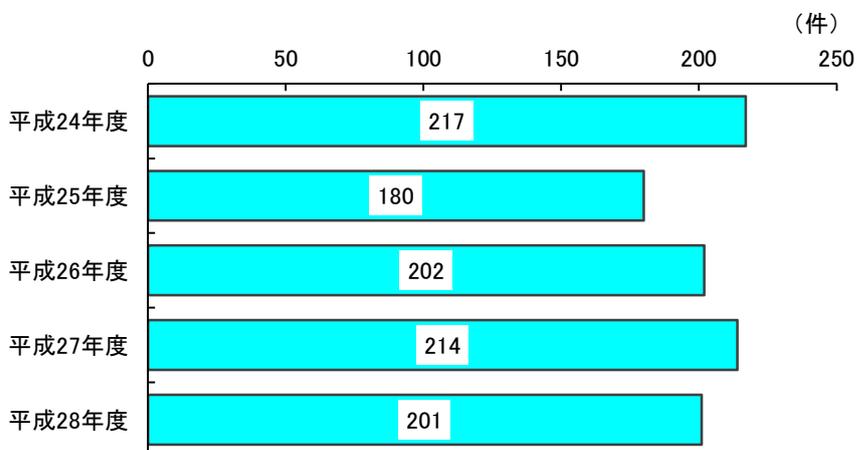


資料:子ども家庭支援センター(各年度末時点)

(8) 孤独死の発生件数等

本市の孤独死の発生件数は、ここ5年ほどは200件前後で推移しており、平成28年度は201件となっています。

※本計画における孤独死の発生件数は、一人暮らしの方が自宅で亡くられた件数です。



資料:福祉政策課(各年度末時点)



3 第2期計画の評価

(1) 計画における進捗と評価

第2期計画では、当時の社会情勢と本市における地域福祉の現状を踏まえ、地域という視点から3つの重点課題を掲げ、この解決をめざして施策を展開しました。それぞれの取組については、社会福祉審議会*等に状況を報告し、委員の意見・評価を反映させながら計画の進捗管理を行いました。

3つの重点課題

- ① 地域における虐待・孤立化の防止
- ② 地域における社会的弱者の支援
- ③ 地域における災害時の要援護者支援

重点課題① 地域における虐待・孤立化の防止

町会・自治会加入率の低下など地域交流が希薄化するなかで、単身世帯の増加や世帯の孤立化に伴い、虐待が表面化しにくいケースが増えるなど、複合的課題が顕在化しました。このような状況に対し、民間事業者を含めた地域での見守り体制の構築を進め、虐待・孤立化防止に取り組みました。

地域の身近な相談・支援機関

【取組】 よりきめ細かな支援を実施できるよう高齢者あんしん相談センター*、シルバーふらっと相談室、シルバー見守り相談室、地域福祉推進拠点*(社会福祉協議会*)等の地域に身近な支援機関を増設・新設しました。また、障害者地域生活支援拠点*、八王子版ネウボラといった相談・支援体制を充実しました。

【評価】 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等それぞれの相談・支援機関における通報件数・相談件数は増加傾向にあります。これは、虐待等の通報・相談先として各相談・支援機関の周知が進み、実際の通報・相談に繋がっているためと推測されます。一方で、“介護と子育て”や“認知症とひきこもり”等といった複合的な相談内容については、それぞれの相談・支援機関に個別に相談しなければならない状況です。また、明確な相談先がない、いわゆる制度の狭間の課題も顕在化しています。このような複雑化・多様化する相談内容に対し、分野を越えて横断的に取り組む包括的な支援体制(ネットワーク)の構築を進めていく必要があります。



情報発信

【取組】 メールマガジンやSNS*(Facebook「すくすく＊はちおうじ」)等により、子育て支援サービスの情報を“タイムリー”に“きめ細かく”、“視覚的に分かりやすく”発信してきました。

【評価】 こうしたSNS等を活用したサービスは、児童福祉の分野で先行して実施しており、その主な対象者が20歳代～30歳代とSNS等をよく活用する世代であることから利用が伸びています。SNS等は、タイムリーに発信することができ、また、視覚的に分かりやすく、紙面に限りのある広報紙等よりも多くの情報を掲載することが可能です。情報を必要としている人に適切に必要な情報を提供していくため、今後は児童福祉だけでなく、他の福祉の分野でも多様な情報発信手段の活用を検討していく必要があります。

地域福祉の担い手

【取組】 地域における福祉活動の取組として、社会福祉協議会*のういずサービスや、高齢者ボランティア・ポイント制度、高齢者活動コーディネートセンターの運営、子育て応援団等を実施しました。

【評価】 これらの取組で活動する地域福祉の担い手については、支援をする側・支援をされる側の対象者によって、様々な制度が設けられているため、活動内容について重複している部分もあります。支援をする側の意欲と質を向上させ、支援をされる側のニーズに的確に答えていくためには、今後はこうした人材を横断的により有効に活用するしくみが必要です。また、地域でのネットワークづくりとして地域における支えあいのしくみづくりを進め、既に活動している小地域福祉活動団体や関係機関のスタッフと共に、社会福祉協議会がそれぞれの活動を把握し、情報交換会を実施しました。町会・自治会等を軸とした小地域福祉活動を実施している団体は、社会福祉協議会が把握している範囲で18団体あり、独自に地域で支えあうしくみをつくり、活動を行っています。こうした団体においても担い手の確保は課題となっており、今後も継続的な支援を実施していく必要があります。

地域での見守り体制

【取組】 担当地域の住民の生活状況を把握し、地域内の福祉増進を図る中心的な役割を果たす民生委員・児童委員*に対し研修を実施するなどの支援を行いました。また、地域社会からの孤立や孤独死を防止するために、地域で配達や訪問事業を行う民間事業者と見守りに関する協定を結び見守り活動を推進しました。

【評価】 支援を必要としている人を早期に発見し、支援のネットワークにつなぎ、早期に対応していくため、今後も地域における見守り活動を継続し、民生委員・児童委員や住民、民間事業者等による地域福祉活動がしやすい環境づくりを推進する必要があります。



重点課題② 地域における社会的弱者の支援

要支援・要介護認定者や身体・知的・精神の障害者、また、介護や障害制度の対象ではない判断能力が十分でない方などが、適切なサービスを受けられるよう、相談機関や専門機関の充実と、当該機関へつなげる利用援助を推進しました。

また、社会経済環境の変化に伴い、経済的困窮や社会的孤立をめぐる課題が深刻化しています。生活保護受給者は平成 25 年をピークに漸減傾向にありますが、生活保護に至るリスクのある方は潜在していると思われます。こうした方を地域において、早期に発見し、必要な支援に結びつけるネットワークづくりにも取り組みました。

社会環境の整備

【取組】 市内の公共施設を中心に思いやり駐車スペースや赤ちゃん・ふらつとの設置を行うとともに、民間施設へも設置を働きかけました。

【評価】 今後も、民間施設への設置を促進し、制度の周知を積極的に実施するとともに、補助制度のあり方を検証する必要があります。

福祉教育・意識のバリアフリー

【取組】 学校等における福祉に関する体験学習のほか、市民向けの認知症サポーター養成講座の実施、また、障害に対する理解を深めるため、障害理解のためのガイドブックを一般向けと小学生向けに作成するとともに、障害理解の周知イベントなどでの理解・啓発の取組を行いました。市役所の職員向けには障害・障害者に対する知識、理解を深めるための職員研修を行いました。また、平成 28 年には障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例を改正し、市、指定管理者及び市外郭団体における合理的な配慮の義務化などを明文化しました。

【評価】 自らが直接体験し学ぶことで、意識のバリアフリー*を進め、地域福祉活動への参加のきっかけとなりましたが、多くの方が体験するためには、実施体制の強化が必要です。現在は小中学校を中心に実施している体験学習を今後は大学・一般向けにもさらに拡大していく必要があります。



権利擁護事業

【取組】 権利擁護事業は、判断能力が十分でない方のセーフティネットとなるもので、市においても高齢者福祉や障害者福祉の分野と連携して福祉サービス総合支援事業や、成年後見活用あんしん生活創造事業、市長申し立てによる成年後見支援など、成年後見制度*の利用促進に取り組みました。

【評価】 現在、社会福祉協議会*内に成年後見・あんしんサポートセンター八王子を設置し、事業の推進を図っています。今後は、成年後見制度利用促進法に規定する“中核機関”に成年後見・あんしんサポートセンター八王子を位置付け、行政機関や親族・専門職・市民後見人*、各関係機関とのネットワークを強化する必要があります。また、市民や医療機関、福祉施設等にも制度の周知を行い、幅広く利用を促進することが望まれます。

生活に困窮している方への支援

【取組】 生活に困窮している方への支援については、生活保護制度とともに、多くの施策を行ってきました。中でも、自立にむけた就労と子どもへの支援は大きな柱であり、就労の面では、八王子若者サポートステーション(サポステ)による若者自立就労支援や、市役所に開設されたハローワークの常設窓口八王子就労サポート等との連携による支援を行いました。子どもへの支援の面では、子どもの健全育成として、相談・支援に加え、無料学習教室の開催や都が実施している受験生チャレンジ支援貸付事業などを行いました。

【評価】 平成 27 年4月に、生活困窮者自立支援法が施行されたことにより、福祉部内に生活自立支援課を設置し、支援制度もさらに充実させました。一方で、対象者や内容の違いが分かりにくく、真に支援を必要としている人への支援に結びつきにくい状況があります。そのため、これまでの課題を整理して分かりやすい制度運用に努めるとともに、生活に困窮している方を早期に発見し、包括的な支援を継続していく必要があります。



重点課題③ 地域における災害時の要援護者支援

平成23年の東日本大震災では、災害時要援護者(避難行動要支援者*)の被害も多数報告されています。

今後、同規模の震災が首都圏で起こる可能性が指摘されるなか、避けることのできない自然災害に対し、被害を減らす対策をいかに講じるかが重要です。そのため、地域による支援体制の構築と、日頃からの地域のつながりを強化するべく、支援する側、される側、双方の側面からの支援に取り組みました。

支援を必要としている方への対応

【取組】 災害時に緊急性・特殊性の高い人工呼吸器使用者への対応を計画化した、在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業や、障害のある方の状況に合わせた障害別避難支援マニュアルを策定・配布し、啓発に努めました。

【評価】 今後も対象者別支援を充実し、当事者だけでなく、支援者にも意識啓発につながるような取組を推進していく必要があります。

地域で支えるしくみづくり

【取組】 地域で災害時要援護者(避難行動要支援者)を支援するしくみとして、地域支援組織の結成を推進するとともに、避難行動要支援者名簿を市民部事務所及び市立小学校に配備し、災害時の安否確認に備えました。また、町会・自治会、マンションの管理組合などへ自主防災組織結成の促進を図りました。

【評価】 災害時要援護者(避難行動要支援者)は、その対象者の状況により必要な支援が異なります。対象者の状況や意向等を確認し、支援の内容を決定するとともに、地域支援組織と自主防災組織等との一体的な運営に向けて関係機関と協議していく必要があります。

災害への備え

【取組】 防災をテーマとした講演会や防犯・防災フェアを開催し、市民の防災意識の向上に努めました。また、社会福祉協議会*においては災害時に被災地支援を行う災害ボランティアのとりまとめ役となる災害ボランティアリーダーを養成する事業を実施するなど災害への備えに取り組みました。

【評価】 防犯・防災フェアの会場を八王子駅南口(サザンスカイタワー八王子東側広場)に変更して参加者の増加を図るなど、引き続き市民への防災意識の普及・啓発に努めるとともに、災害時要援護者(避難行動要支援者)を支援する担い手の確保・育成も進めていく必要があります。



～計画の進捗と評価のまとめ～

「地域における虐待・孤立化の防止」について

今後も事業を継続するとともに、本計画では、相談者を支援するしくみづくりや情報提供の充実、地域福祉の担い手の確保・育成等への更なる取組を実施します。

「地域における社会的弱者の支援」について

東京都福祉のまちづくり条例*や成年後見制度利用促進法、生活困窮者自立支援法等の法整備が進んでおり、福祉サービスの制度は充実してきています。しかし、一方で制度の内容が複雑化し、分かりにくいという声もありますので、今後も福祉サービスについて分かりやすく情報発信していきます。また、市民の社会参加を促進するため、地域で支えあう意識の醸成等を図るとともに、継続的な周知活動に努めていきます。

「地域における災害時の要援護者支援」について

いつ発生するか分からない“災害時に特化した”取組だけではなく、“平常時から継続的に行っていく”取組が必要です。普段の見守りなどにより平常時からの顔の見える関係づくりを図るとともに、地域との連携を強め災害時要援護者(避難行動要支援者*)ごとに必要な避難方法等を検討していきます。

コラム：地域の身近な存在として～地域福祉推進拠点

地域福祉は住民の皆さんの活動に支えられています。地域福祉推進拠点*では、ボランティア活動先の紹介、地域福祉活動団体の立ち上げ支援、学習会や懇談会の開催など、地域活動が広がるよう、皆さんと一緒に取り組んでいます。

また、地域の様々な事情を抱えた方からの相談にも対応しています。場合によっては御自宅に伺い、民生委員・児童委員*や保健師などと連絡を取り、支援にあたっています。

ちょっとしたことでも気軽に御相談ください。



▲ 相談にあたるCSWの中島さん
(写真左)

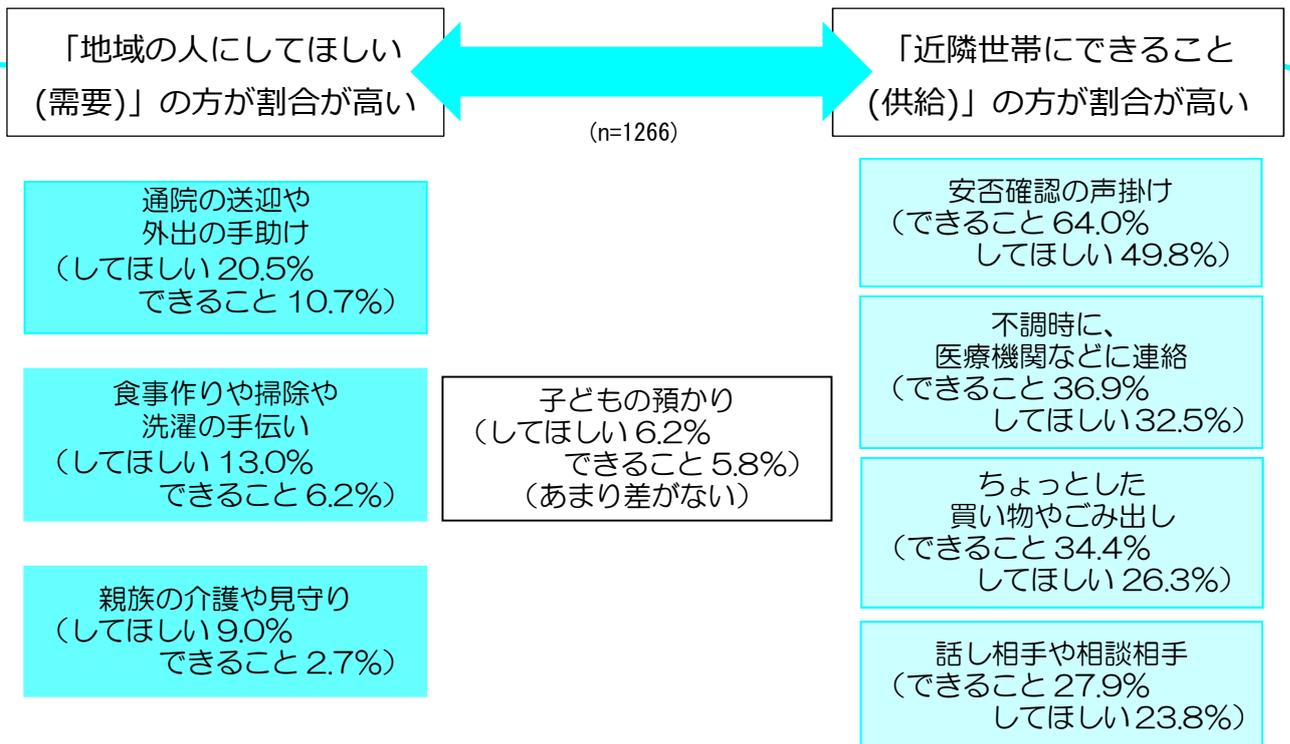


(2) 意識調査から見た事業の成果

平成 28 年 10 月に実施した地域福祉計画改正に伴う意識調査の結果に基づき、第2期計画の取組に対する成果を分析します。詳細な結果については結果報告書を取りまとめしておりますのでそちらをご覧ください。(「n=」とあるのは、回答者数を示します)

① 「地域の人にしてほしいこと」と「近隣世帯にできること」

◇“需要”と“供給”の比較



<調査結果>

- ・地域の人にしてほしい取組は、介護や通院の送迎など支援者の負担が比較的重いものが選択されている。
- ・近隣世帯にできる取組は、声掛けや相談相手など支援者に負担があまりかからないものが選択されている。

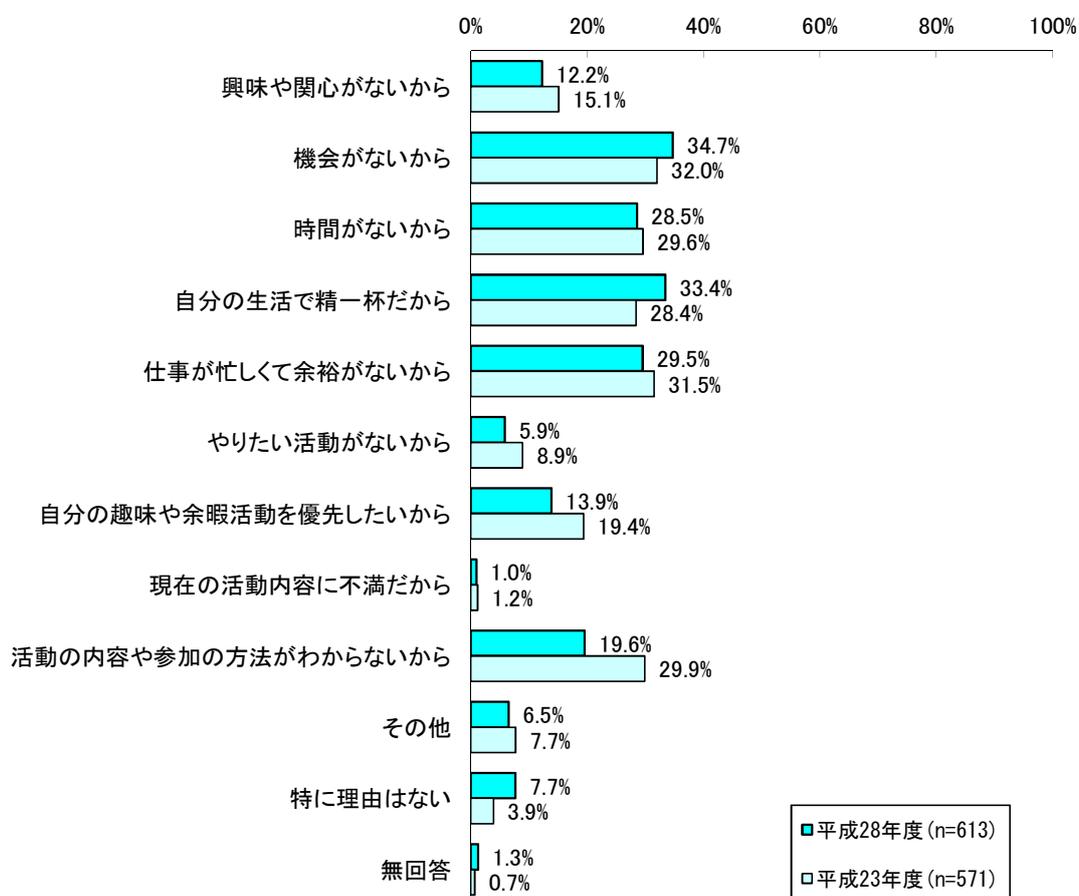
<分析>

- ・近隣世帯にできることは比較的取り組みやすいものであり、地域の人にしてほしいものは専門的な知識や資格が必要となるものです。
- ・支援の内容として、地域住民が取り組むものと、専門職・団体が取り組むものを整理していく必要があります。



② 「地域活動に参加していない理由」から

◇経年変化に見た傾向



<調査結果>「機会がないから」が34.7%と最も高くなっている。

<分析> 潜在的な参加者として、地域活動の参加のきっかけづくりとなる活動機会を積極的に提供する必要があります。

<調査結果>「活動の内容や参加の方法がわからない」19.6%は前回より10%程度減少している。

<分析> 前回調査時に比べ大幅に減少しているが、依然として高い数値にあり、潜在的な参加者として引き続き参加方法等の情報発信が必要です。

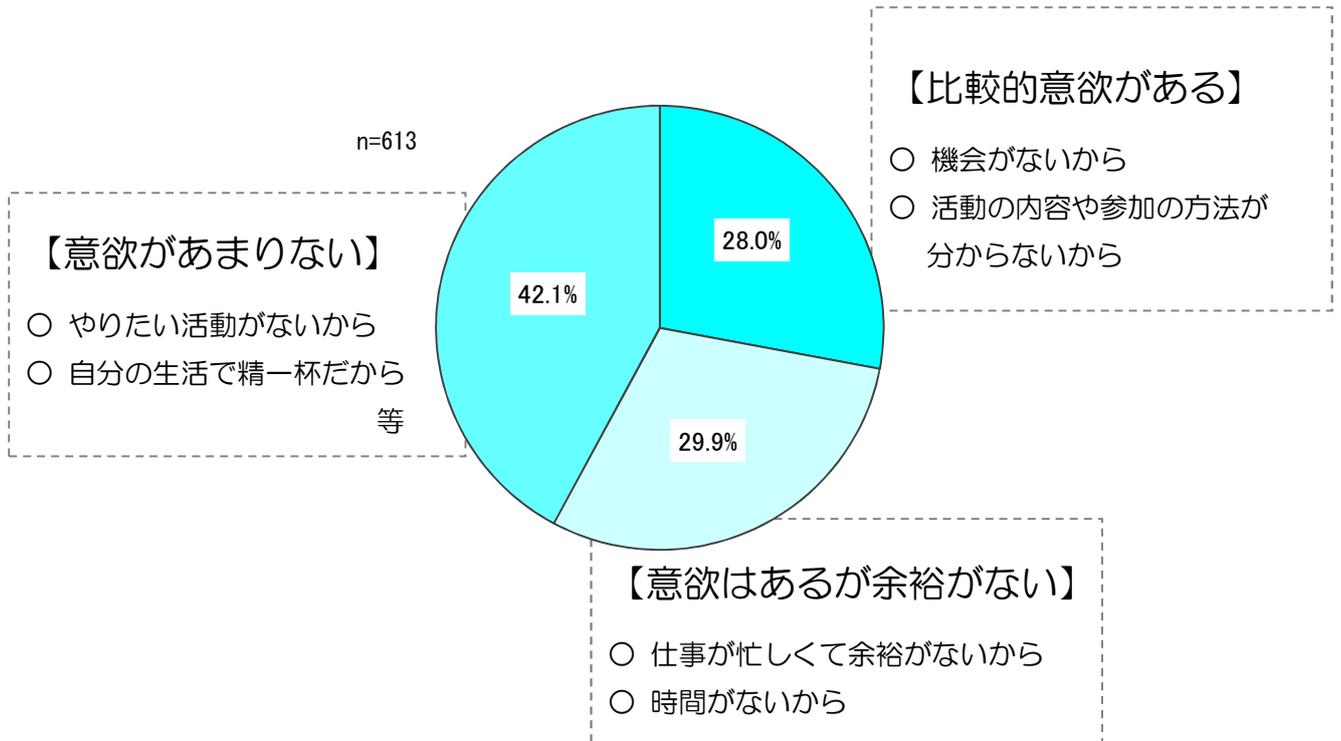
<調査結果>「興味や関心がないから」、「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」は前回調査時より減少し、「特に理由はない」は増加している。

<分析> 地域活動に対する興味、関心が低いため、その活動内容や魅力を積極的に情報発信していく必要があります。



③「地域福祉活動に参加していない理由」から

◇参加していない理由



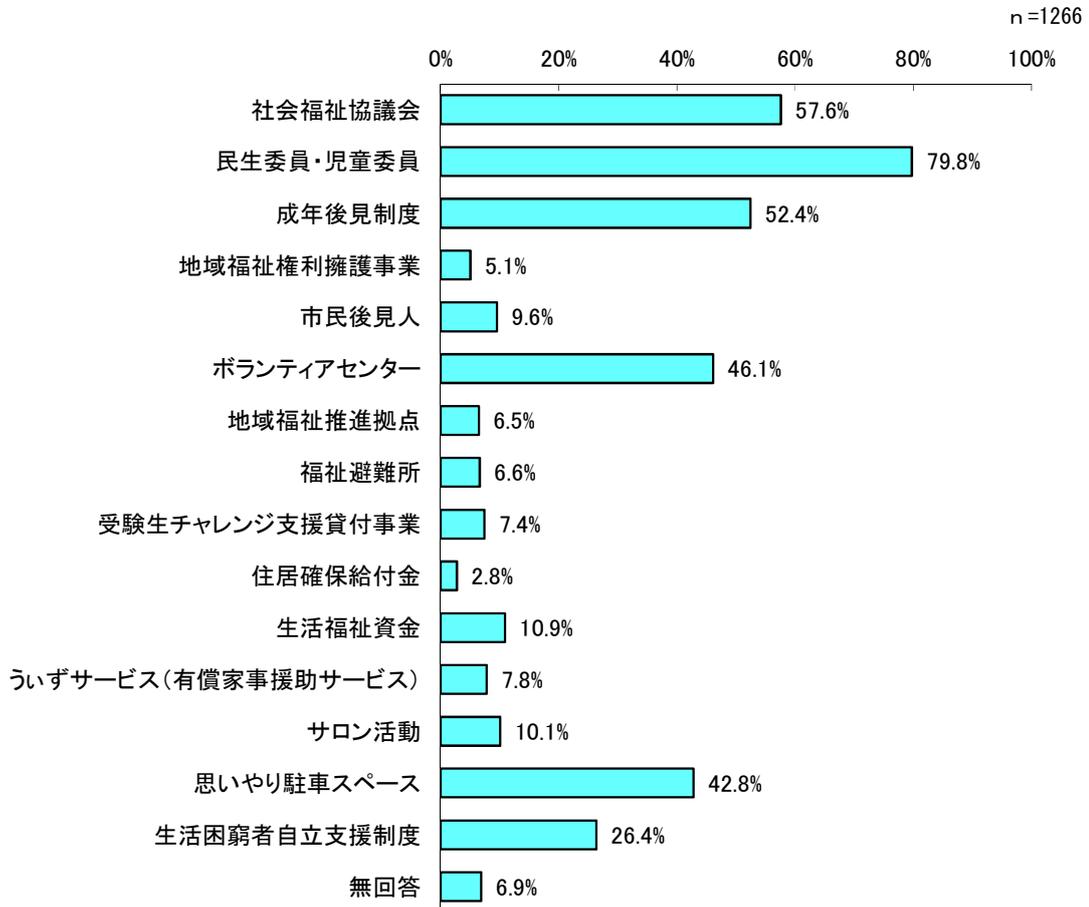
<調査結果>【比較的意欲がある】【意欲はあるが余裕がない】は潜在的な地域福祉の担い手であると考えられる。

<分 析>【比較的意欲がある】方への情報提供や参加手段の多様化等を行うことで、地域福祉の担い手確保に繋がると考えられます。



④「福祉にまつわる用語等の認知度」から

◇福祉にまつわる用語等の認知度



<調査結果>「民生委員・児童委員*」が 79.8%と最も高く、次いで、「社会福祉協議会*」57.6%、「成年後見制度*」52.4%などとなっている。一方「地域福祉権利擁護事業」は 5.1%と低い認知度となっている

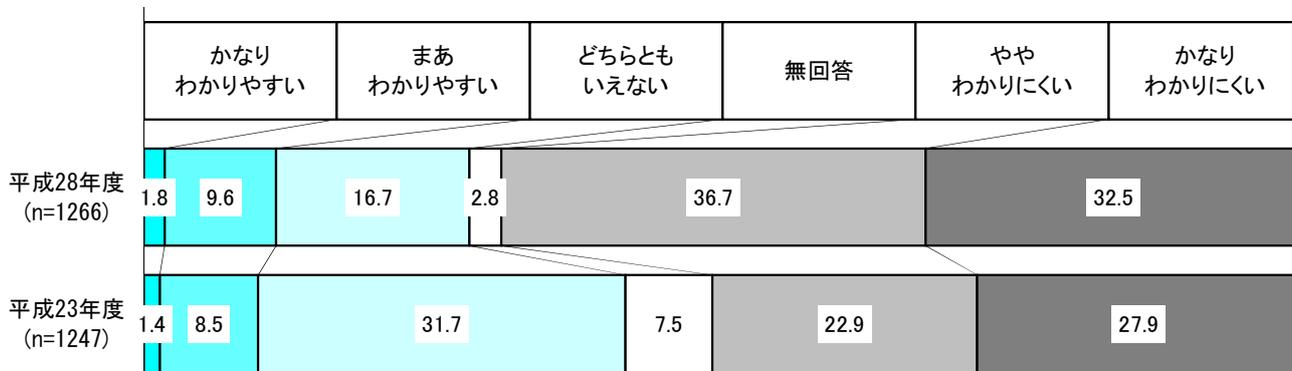
<分析> 成年後見制度の認知度は 52.4%だが、判断能力が十分でない方への行政支援策である地域福祉権利擁護事業の認知度は 5.1%と低いことから、権利擁護事業として一体的なPRが必要です。



⑤ 「福祉制度の分かりやすさ」から

◇経年変化に見た傾向

単位：%



＜調査結果＞「ややわかりにくい」と「かなりわかりにくい」をあわせた『わかりにくい』と感じている層は全体の69.2%となっており、前回調査の50.8%から大幅に増加している。

＜分 析＞・福祉サービスに関する、適切な情報提供の充実が必要です。
・福祉施設等の運営等に関する評価の公開や、事業への指導等による適切な施設等の運営など、分かりやすい福祉制度の実施が必要です。

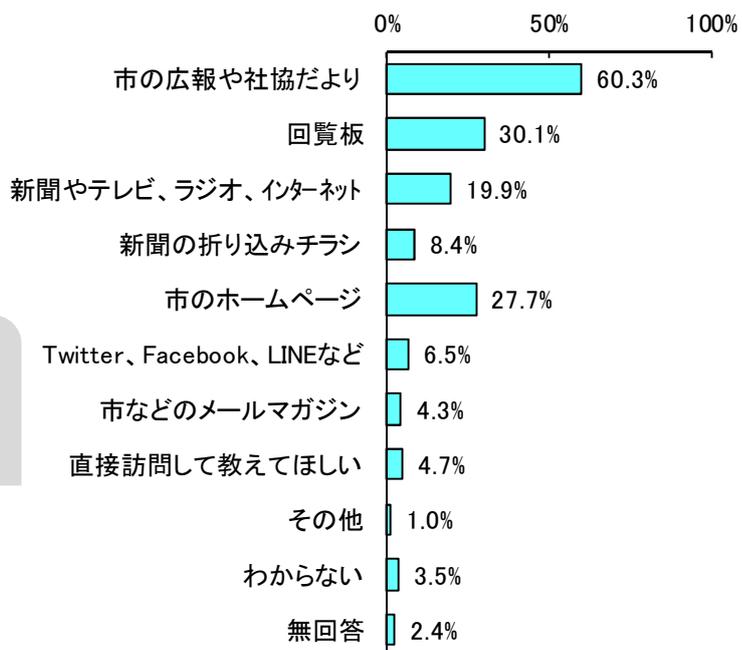
⑥ 福祉サービスの「情報の入手先」から

◇情報を入力する方法

n=1266

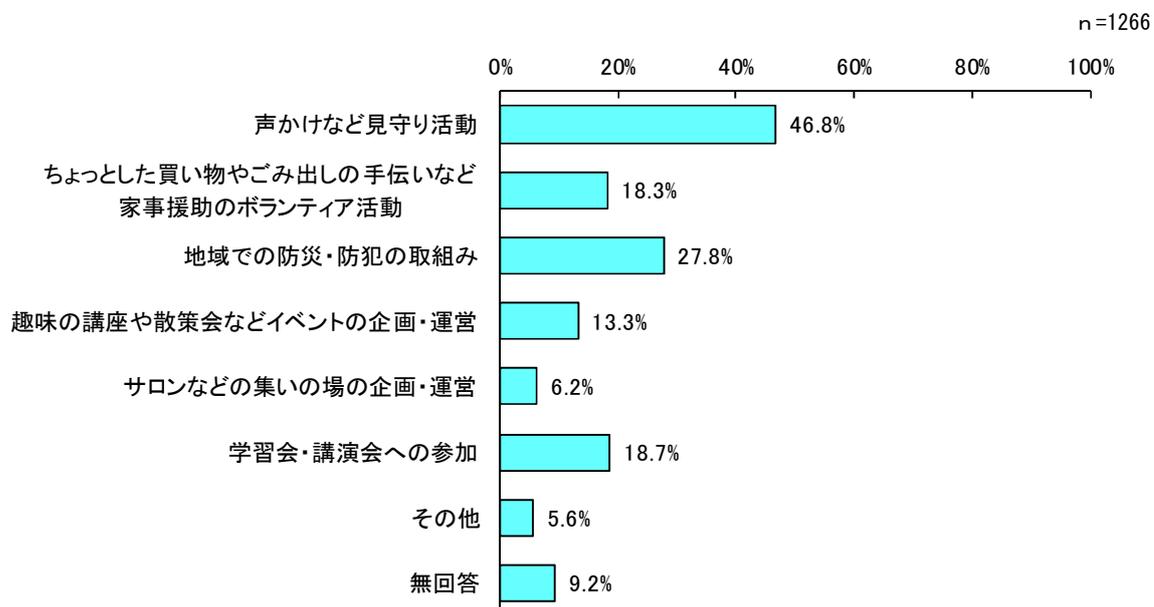
＜調査結果＞「市の広報や社協だより」との回答が60.3%と最も高く、次いで「回覧板」、「市のホームページ」となっている。

＜分 析＞福祉サービスに関する多様な情報提供のしくみが必要です。



⑦「地域福祉推進拠点」から

◇「地域福祉推進拠点*」でしてみたい活動



<調査結果>「声かけなど見守り活動」が 46.8%と最も高くなっており、次いで、「地域での防災・防犯の取組」27.8%、「学習会・講演会への参加」18.7%となっている。

<分析>「声かけなど見守り活動」、「地域での防災・防犯の取組」といった地域全体で取り組む防災・防犯に関する活動の充実が必要です。

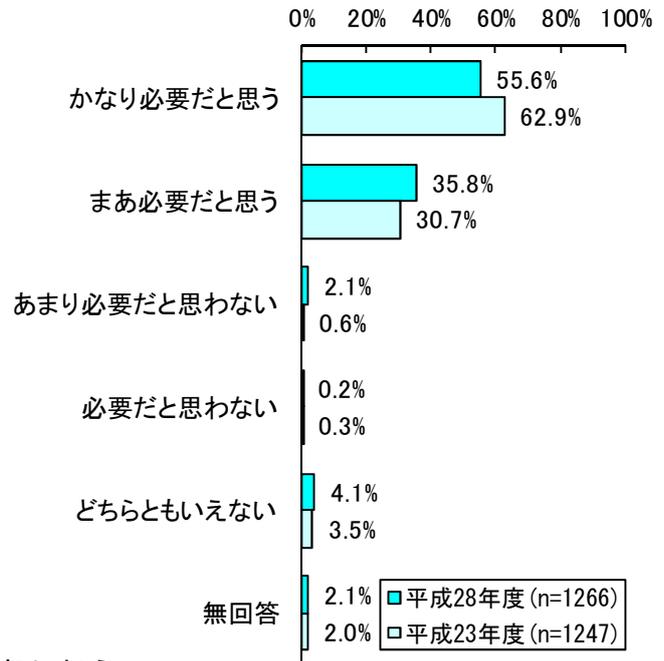


⑧ 「災害時に地域で支えあうしくみ」から

◇災害時に地域で支えあうしくみの必要性

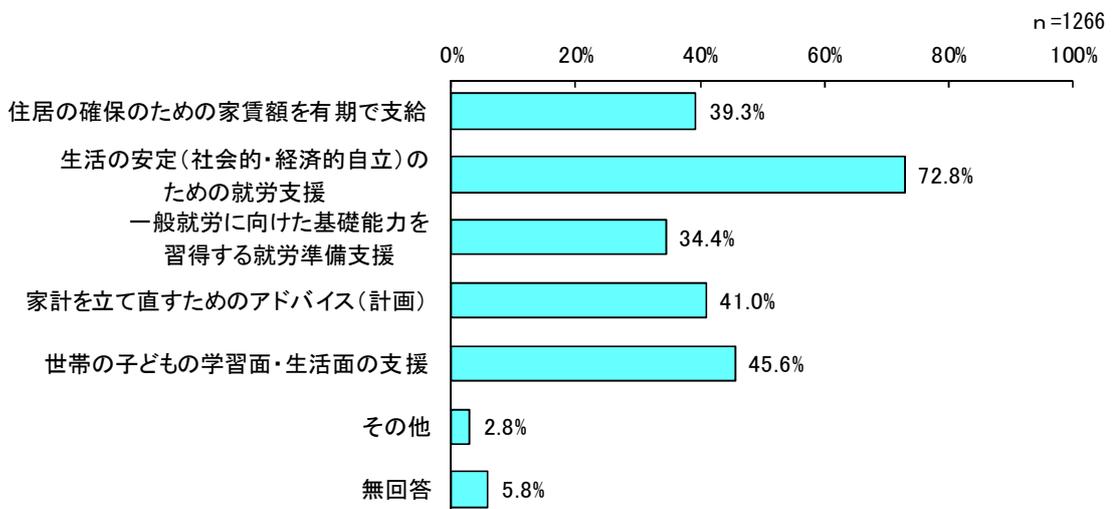
＜調査結果＞「かなり必要だと思う」、「まあ必要だと思う」をあわせた『必要だと思う』が全体の91.4%となっている。

＜分析＞地域における防災活動や住民同士の助け合いなど地域で支えあうしくみづくりが必要です。



⑨ 「生活困窮者自立支援制度で重視する点」から

◇生活困窮者自立制度で重視する点



＜調査結果＞「生活の安定のための就労支援」が72.8%と最も高く、他の選択肢もいずれも3割から4割の回答を集めています。

＜分析＞就労支援に対する要望が高いことから、就労支援につながる施策の更なる充実が望まれます。



～意識調査から見た事業の成果のまとめ～

地域で支えあうしくみの充実

様々な生活環境の変化により、子育ての支援やちょっとした家事の手伝い、見守りなどが必要となることがあります。地域の中で、互いにそうした支えあいを行うことができるしくみの構築や、活動への支援が求められています。

情報提供の充実

様々な福祉サービスが提供されていますが、その内容が分かりにくいことや、違いが明確でないことが多くあります。子育て世帯や高齢者、障害者、生活困窮者等、支援を必要としている人が適切に福祉サービスを利用できるよう、内容を分かりやすくすることや、多様な手段で情報提供することが必要です。

一方で、民間の福祉施設等を安心して利用することができるよう、事業所の評価の公開や指導を行っていくことが求められています。

地域で支えあう人材の育成・支援

地域福祉活動にあたり、担い手の確保・育成・支援は喫緊の課題となっています。地域福祉活動の積極的な周知や参加手段の多様化等が求められています。

地域福祉活動の支援

ちょっとした気遣いや支えあいが地域での生活をより良いものとしします。こうした活動がしやすい環境を整え、支援していくことが必要です。そのためには、地域福祉活動を中核的に推進する社会福祉協議会*や民生委員・児童委員*に対する活動支援が求められています。

交流を通じたきっかけづくり

核家族やひとり暮らし高齢者が増加していることから、孤立化を防ぐためには地域社会への参加を促すことが必要です。気軽に参加できるイベントや集いの場など、交流のきっかけを提供することが求められています。

地域ぐるみの防災・防犯活動の推進

防災・防犯に向けた取組は、地域全体で取り組むことが必要です。例えば、災害などの緊急時に頼れる人は普段から付き合いのある人が多いとみられますので、普段からの付き合いを継続的に行うしくみづくりが求められています。



4 課題のまとめ

「市内の状況」や「地域の状況」、「第2期計画の評価」から、市では次の3点を特に重点的な課題として設定します。

(1) 多様化する福祉課題に対する包括的な相談・支援体制の推進

高齢、障害の分野ごとの相談体制では対応が困難な課題が複合化・複雑化しているケースや、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人自ら相談に行く力がなく地域の中で孤立しているケース等の新たな状況が顕在化してきました。

また、支援制度がきめ細やかになる反面、制度の細分化、複雑化に伴い、利用者にとって一部分かりにくい制度となっています。

このような背景のもと、地域の中で住民同士が互いに課題解決できる体制づくりを進めるとともに、既存の相談・支援機関を活用し、これらの機関が連携し、だれもが気軽に相談できる相談・支援体制を構築する必要があります。

(2) 地域で福祉課題に取り組む人材の確保

行政や民間事業者の取組だけでは、支援を必要とする全ての人々に支援が行き届くことは困難です。

そのため、地域住民が自ら課題解決し、それを支える取組が必要であり、地域力の強化と制度の狭間の課題への取組をめざす地域づくりが求められています。

“地域づくり”を進めるためには、地域住民一人ひとりが当事者意識を持ち、地域での活動に目を向けることが必要です。

(3) 社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上

平成27年4月より開始した生活困窮者自立支援制度において、生活保護に至る前の段階にある人の自立を図るため、自立相談支援事業の実施など自立に向けた人的支援を行ってきました。

一方で、生活困窮者*を支援する過程においては、必要な社会資源の活用、就労先の開拓や様々な社会参加の場づくりなどが必要になります。

このため、既存の社会資源の把握や活用にとどまらない、新たな社会資源の創出や住民の理解の促進、必要な地域支援ネットワークの構築等、地域の実情に応じた地域づくりが必要です。



第3章 計画の基本的な考え方





第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標とめざす姿

本計画は、市民と行政が協働して市政運営にあたる指針を示した基本計画の主に第2編「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」と第3編「生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」の実現をめざしています。

第2期計画においても、「だれもが、地域の中で、共に支えあい、安心して、元気で生き活きと暮らすことができるまちづくり」を目標として掲げ、各施策を展開してきました。

一方で、地域における課題を解決するためには、より一層の地域の力が重要となっています。しかし、働き方の多様化や近所づき合いの希薄化などから、地域への関心は高まっていない状況が続いています。

住み慣れた地域で個人が尊重され、生き活きと暮らせるよう共に助けあえる地域づくりを進めるというこれまでの基本的な考え方を継承し、さらなる地域福祉の発展と充実をめざすため、第3期となる本計画においても、これまでの目標を引き継ぐこととします。

この目標や次章の個別施策で示す地域福祉の実現には、支援を必要とする人が、必要な支援を受けることのできる体制を充実することが重要です。

支援とは、地域におけるちょっとした手助け、専門的な相談・支援機関や民間事業者、町会・自治会による支援など、目的や態様により異なりますが、いずれの状況においても円滑な支援ができるよう、それぞれが連携していきます。

目標

だれもが、地域の中で、共に支えあい、
安心して、元気で生き活きと暮らすことができるまちづくり

“市民力・地域力” 地域における支えあい

住民が、主体的に地域の課題を把握して、
解決をめざすまち

見守り活動

地域における
防災・防犯活動

ちょっとした
手助け

住民による支えあい

めざす姿

様々な地域生活課題を
抱える住民

行政機関など、
専門的な相談・支援機関による支援



2 福祉圏域の考え方

これまで、地域福祉計画では行政が適切な福祉サービスを提供するための範囲として、市民の日常生活を考慮して福祉圏域を設定してきました。

しかし、地域福祉は“適切な福祉サービスの提供”だけでなく、地域住民による地域福祉活動の推進も大きな役割の一つであり、このことは改正社会福祉法にも新たに盛り込まれました(第106条の3)。

そのため、本計画における福祉圏域の設定にあたっては、地域住民による地域福祉活動を推進するための範囲についても考慮する必要があります。

◆ 中学校区を福祉圏域の最小単位に

福祉圏域についてこれまでの地域福祉計画では、市民部事務所の14圏域(平成5年)や、八王子市民生委員児童委員協議会の20地区(平成25年)(以下「民児協地区」という。)を最小の区域として提示してきました。これらは、市民の日常生活を考慮しながらも、行政が適切な福祉サービスを提供するための圏域として設定したものです。また、福祉分野だけでなく、保健・医療・防災・教育・都市計画・交通等様々な分野とも連携した区域として捉えてきました。

先述のとおり、地域住民による地域福祉活動を推進するための圏域といった側面からも福祉圏域を捉えるとなると、町会・自治会をはじめとする地域コミュニティの活動区域(町や団地等の単位)や青少年対策地区委員会の活動区域(中学校単位)、防災の取り組み区域(町会・自治会や中学校単位)等のような、いままでの福祉圏域に比べ、より細かい単位での設定が必要と言えます。

この点について考えるうえで、市長の附属機関である市民参加推進審議会でも、地域の「合意形成にあたっての適切な単位」は「町会・自治会を基盤としたうえで、日常生活における移動範囲であり顔の見える関係性をつくりやすい範囲である中学校区が基本単位として適切と考える」と、答申(第4期)しています。

さらに、厚生労働省の地域力強化検討会においても、“住民に身近な圏域”として中学校区を例示しています。

このようなことを踏まえ、本計画では、市民にとってより分かりやすく、すでに一部の分野で活動区域となっている中学校区を福祉圏域の最小単位として設定します。

この区域を基本として地域住民の地域福祉活動を推進するとともに、福祉サービスの提供にあたっては考慮していきます。



◆ 中学校区と、民児協地区や町会・自治会区域との関わり

現在、本市の福祉サービスの提供は民児協地区を最小単位として実施しているため、この範囲についても見直す必要があります。

地域住民の地域福祉活動と民生委員・児童委員*の活動は密接に関わるものです。今後、地域福祉活動を進めていくためには、福祉圏域である中学校区と民児協地区との整合性を図ることが必要です。一方で、町会・自治会の区域と関連が深い民児協地区と中学校区は、必ずしも一致するわけではありません。

そこで、本計画期間の中で関係機関とともに中学校区と民児協地区とが同一の活動領域となるよう協議を推進します。

コラム：民生委員・児童委員の日（毎年5月12日）

平成 29 年に、民生委員制度が創設 100 周年、児童委員制度も創設 70 周年を迎えました。

民生委員・児童委員*の活動をより多くの方に知ってもらうため、毎年5月12日を民生委員・児童委員の日と定め、この時期にPR活動を行っています。



▲ 民生委員・児童委員の皆さん



3 計画の体系

社会福祉審議会*におけるこれまでの議論の中で、第2期計画は、計画の目標と施策や事業の実施とのつながりが分かりにくく、また、重点項目についても事業の達成度が明確になっていないとの指摘がありました。

そのため、事業の実績はあるものの計画の進捗について適切に評価することが難しいといった意見もいただきました。

この点を踏まえ、本計画の策定にあたっては、地域共生社会の実現に向けた3つの観点(→6ページ)に配慮した以下に示す3つのテーマを設定します。

地域福祉を推進するしくみの充実

社会福祉協議会や民生委員・児童委員*が中核となり、地域福祉を推進する基盤づくりをめざします。

地域福祉活動支援・人材育成

地域住民の“市民力・地域力”を向上させるために、地域福祉の担い手の確保・育成をめざします。

福祉サービスの充実

地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野の福祉サービスを充実し、市民生活の向上を図ります。

全ての事業はこの3つのテーマに取りまとめ、それぞれに重点的な課題を設定し施策や事業を実施します。

本計画においては、「課題のまとめ」(→38 ページ)に掲載した「(1)多様化する福祉課題に対する包括的な相談・支援体制の推進」を「地域福祉を推進するしくみの充実」に、「(2)地域で福祉課題に取り組む人材の確保」を「地域福祉活動支援・人材育成」に、「(3)社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上」を「福祉サービスの充実」に位置付け、重点的な課題として取り組みます。

なお「福祉サービスの充実」の施策の展開では、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉についてはそれぞれの対象者別計画において記載しているため、本計画では、主に地域福祉の分野の事業を記載します。

また、重点的な課題の解決に向けそれぞれの施策を展開するため、計画年度内に達成をめざす目標と施策を評価するための活動指標を掲げます。これらの達成状況をもって、計画進捗の一つの目安とします。



◆ 計画の体系

テーマ

地域福祉を推進する しくみの充実

多様化する福祉課題に対する
包括的な相談・支援体制の推進

施策の展開

- ① 地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化
- ② 社会福祉協議会の体制強化
- ③ 福祉に携わる職員の専門性の向上
- ④ 情報提供の充実

テーマ

地域福祉活動支援・ 人材育成

地域で福祉課題に取り組む
人材の確保

施策の展開

- ① 民生委員・児童委員の活動支援
- ② 地域で支えあう意識づくり
- ③ 地域で取り組むきっかけづくり
- ④ 地域における福祉活動の支援
- ⑤ “市民力・地域力”の向上をめざす担い手の発掘と連携
- ⑥ 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応
- ⑦ 防災・防犯活動の推進

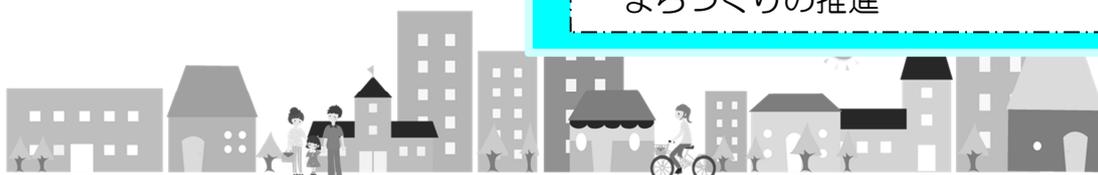
テーマ

福祉サービスの充実

社会的弱者の社会的・経済的な
自立と生活の向上

施策の展開

- ① 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等
各分野の福祉サービスの充実
- ② 生活困窮者への支援
- ③ 権利擁護の推進
- ④ 福祉施設・事業所の評価と指導・検査
- ⑤ ユニバーサルデザイン*に基づく
まちづくりの推進





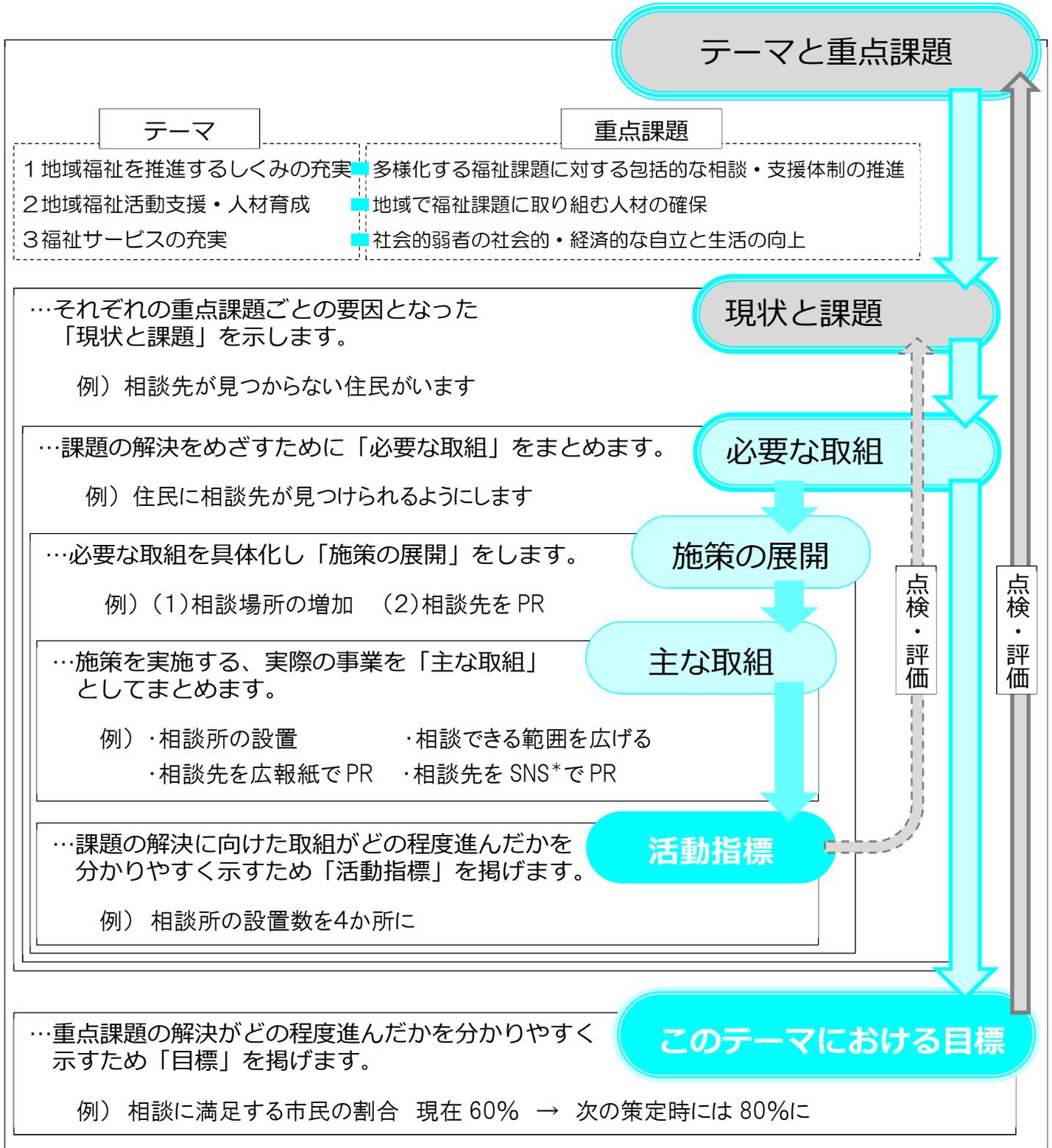
第4章 施策の展開





第4章 施策の展開

第4章の施策の展開については、以下の構成となっています。
(以下の例示は実際の施策とは異なり、イメージです。)



1 地域福祉を推進するしくみの充実

～多様化する福祉課題に対する包括的な相談・支援体制の推進～

現状と課題

- ◆ 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など、各分野における相談・支援体制だけでは対応が難しい課題が増えており、こうした課題に対応していく必要があります。
- ◆ 様々な支援制度がきめ細やかに提供されている反面、利用者にとって複雑で“分かりにくい制度”となっている場合があります。

必要な取組

- ◆ 住民と行政機関等が共に地域課題の解決をめざすしくみを構築します。
- ◆ 社会福祉協議会*と共に取り組み、社会福祉協議会の活動を支援します。
- ◆ 支援を必要としている人の状況に応じた情報提供と、情報バリアフリー*を推進します。
- ◆ 地域生活課題*などの把握に努めます。

○ 施策の展開

- (1) 地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化
- (2) 社会福祉協議会の体制強化
- (3) 福祉に携わる職員の専門性の向上
- (4) 情報提供の充実

このテーマにおける目標

- ① 近隣に高齢・病気などで困っている世帯があった場合に、

民生委員・児童委員*に相談する人の割合

年度	現状	平成32年度	平成34年度
内容	7.1%	11.7%	14.8%

- ② 地域でおきる生活上の課題に対して、住民相互の協力関係が必要だと思う人の割合

年度	現状	平成32年度	平成34年度
内容	73.6%	79.1%	82.2%



(1) 地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化

多様化・複雑化する地域生活課題*に対応し、市民にとって身近な場所で気軽に相談することができるまちづくりを推進します。地域における住民主体の福祉活動や民生委員・児童委員*による相談・支援体制、内容に応じた専門的な相談・支援機関のネットワーク化を強化します。なお、地域と専門的な相談・支援機関との“コーディネート役”を社会福祉協議会*が担います。(→52 ページに詳細)

主な取組

包括的な相談・支援体制の構築

きめ細やかな支援や多様な課題に一体的に取り組むことができるよう、行政のみならず、地域を基盤とした包括的な相談・支援のしくみを構築します。

“包括的な地域福祉ネットワーク会議”の設置

専門的な相談・支援機関によって構成するネットワーク会議を設置します。情報共有や地域生活課題の把握・解決に向け、課題を包括的に受け止め、サービスを一体的に実施する方法などについて検討します。

社会福祉審議会の運営

社会福祉審議会*は、本市の福祉に関わる課題について調査・審議する市長の附属機関で、福祉の総合的な発展について5つの専門分科会に分かれて審議を行っています。

各専門分科会の会長・副会長で構成する代表者会では、分野間の情報共有や共通課題について審議することで、本市の地域福祉を推進します。

この施策における活動指標

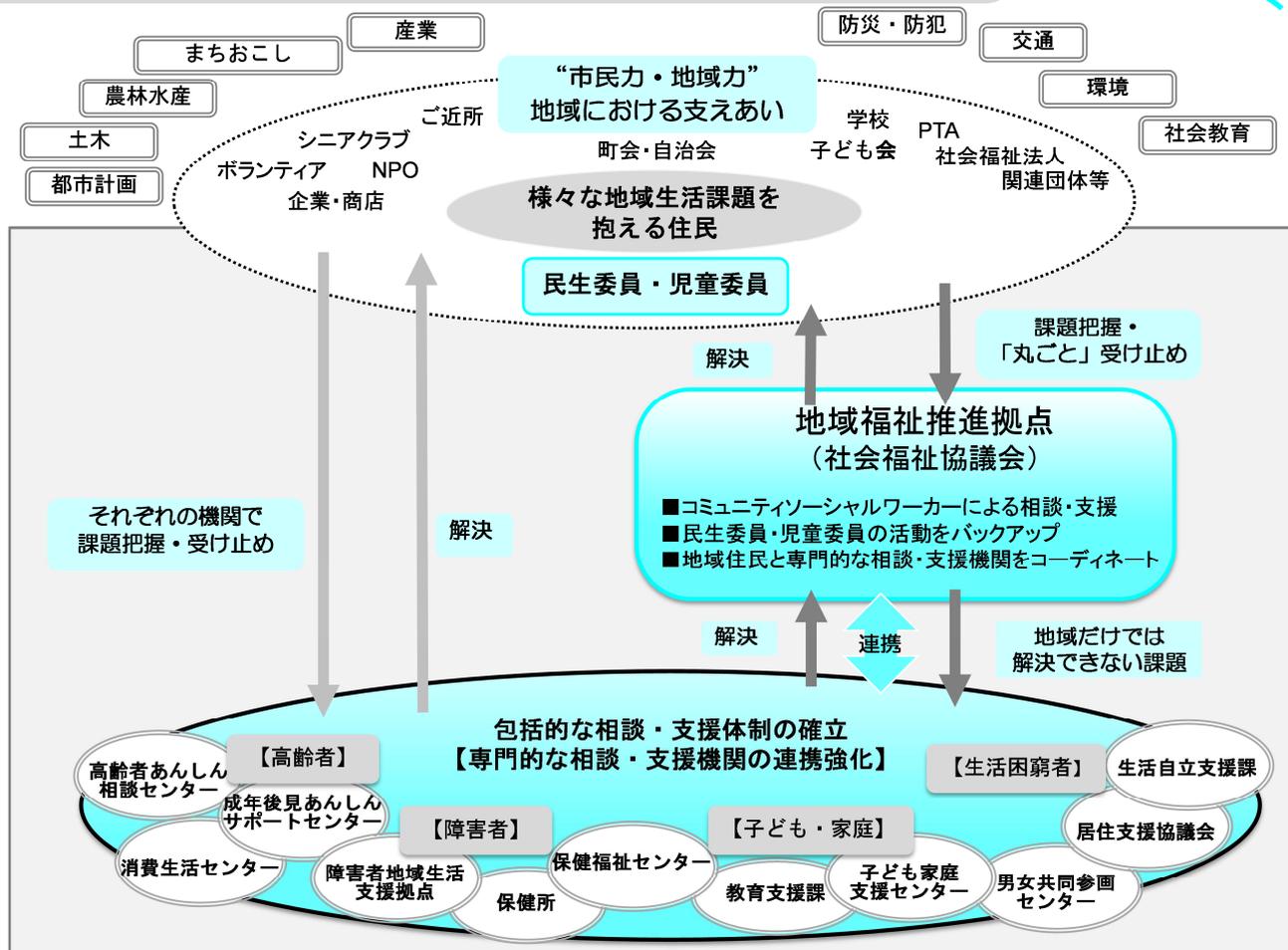
○ “包括的な地域福祉ネットワーク会議”の開催回数

対象者別の専門的な相談・支援機関の連携を強化するためのネットワーク会議開催回数を活動指標とします。

年度	現状	平成 32 年度	平成 34 年度
内容	(新規)	年間2回程度	年間2回程度



本市における「包括的な相談・支援体制」のイメージ



▶▶地域福祉推進拠点*（社会福祉協議会*）

地域福祉推進拠点（社会福祉協議会）については、「(2)社会福祉協議会の体制強化」(→53 ページ)をご覧ください。

▶▶“市民力・地域力”や地域における支えあい

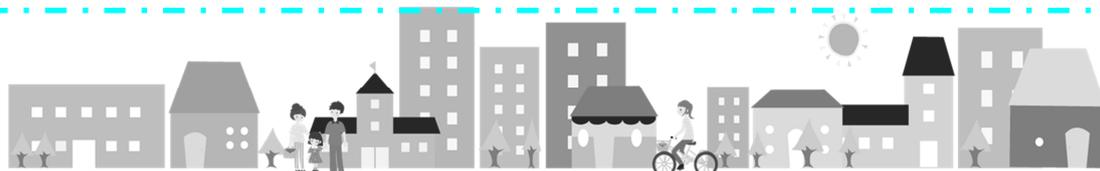
“市民力・地域力”については「(5) “市民力・地域力” の向上」(→7ページ)を、地域における支えあいについては、「2 地域福祉活動支援・人材育成」(→56 ページ)をご覧ください。

▶▶専門的な相談・支援機関のネットワーク

高齢者あんしん相談センター*・障害者地域生活支援拠点*・子ども家庭支援センター*・生活自立支援課など分野ごとの福祉の相談・支援機関や、保健福祉センター、保健所、居住支援協議会、消費生活センター、男女共同参画センター、教育支援課など、住民の生活を支える機関が連携を図ることで、複雑な地域生活課題*に対応します。また、相談・支援機関同士で情報共有を図り、地域生活課題の把握・解決に努めます。

▶▶コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

CSWは、地域で生活していくうえで、どこに相談すればよいかわからない“困りごと”などの相談を受け付け、地域の様々な力をつなげて解決できるようお手伝いをします。



(2) 社会福祉協議会の体制強化

社会福祉協議会*は包括的な相談・支援体制において、“コーディネート役”として各機関との連携を図る役割を担います。市は地域福祉の推進役である社会福祉協議会と連携を図り、適正な人員体制や活動拠点の確保・整備など、その体制強化を実施します。

また、市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉推進計画「いきいきプラン八王子」は“車の両輪”の関係です。両計画の整合性を図り、一体的な取組を推進します。

主な取組

社会福祉協議会への活動支援

社会福祉協議会は「地域で支えあうしくみづくり」を推進する役割を担っており、地域福祉を推進する中核的な存在です。この社会福祉協議会の体制を強化します。

社会福祉協議会職員の専門性向上への支援

社会福祉協議会職員の専門性向上にむけ研修等の参加を支援することで、社会福祉協議会の機能を強化します。

地域福祉推進拠点の整備促進

地域住民による福祉活動を支援し、地域のなかで課題を“丸ごと”受け止め、専門的な相談・支援機関へコーディネートする地域福祉推進拠点*を市内全域に整備します。

この施策における活動指標

○ 地域福祉推進拠点の整備数（社会福祉協議会）

包括的な相談の場である地域福祉推進拠点の整備数を活動指標とします。

年度	現状	平成 32 年度	平成 34 年度
内容	4か所	15 か所	21 か所



(3) 福祉に携わる職員の専門性の向上

市の職員や福祉施設従事者を対象に、認知症や障害者への理解など、福祉に対する総合的な知識や技術を深める支援を行うことで、専門性の向上を図るとともに、社会福祉主事など福祉系有資格者の育成を行い、福祉行政に対する市民の信頼感を高めます。

また、福祉事務所として、社会福祉士をめざす実習生の受入を推進します。

主な取組

“総合的な福祉研修”の実施

多様化する地域生活課題*に対応していくため、現場で相談・支援業務を行う市職員の専門性の向上をめざします。

社会福祉士実習指導者の育成

福祉事務所として社会福祉援助技術現場実習生(社会福祉士になるための現場実習)の受入を行っています。この受入体制の充実に向けて必要な実習指導者の確保・育成を行います。

この施策における活動指標

○ “総合的な福祉研修”の延参加者数

福祉の各分野についての知識や理解を深め、現場で相談者が抱える課題を的確に把握できるよう、福祉制度に関する職員研修を実施します。この職員研修の延参加者数を活動指標とします。

年度	現状	平成 32 年度	平成 34 年度
内容	(新規)	延 50 人	延 100 人



(4) 情報提供の充実

福祉の各分野では、対象者別に制度などの情報をまとめた福祉のしおりや子育てガイドブックなどの冊子を作成しています。制度や法律、福祉サービス等の情報が、それを必要とする人に行き渡るよう、媒体や周知の方法を工夫した情報提供を引き続き行います。

一方、児童福祉分野ではメールマガジンやSNS*の活用が広がっており、他の福祉分野でもSNSの活用などを推進します。

主な取組

地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉等の情報提供の充実

児童福祉分野で実施しているSNSの活用など、地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉等の各分野でも多様な手段によって必要な情報を発信していきます。

音訳・点訳資料等の提供

ボランティアが作成した音訳・点訳資料の貸し出しや、他自治体の音訳・点訳資料を借り受けて図書館を通じて貸し出すことで、視覚障害がある方の図書館の利用を促し、どこでも本に触れ、情報や知識を得る機会を提供します。

また、文字を拡大することなどが可能な電子書籍を導入していきます。

この施策における活動指標

○ Facebook 等 SNS の活用 リアクションの数

地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉等各分野情報を分かりやすく、かつタイムリーに発信するため、SNSを活用します。このSNSのリアクションの数を活動指標とします。

年度	現状	平成 32 年度	平成 34 年度
内容	(新規)	750 件	1,000 件



2 地域福祉活動支援・人材育成

～地域で福祉課題に取り組む人材の確保～

現状と課題

- ◆ 支援を必要とする全ての人々に支援が行き届くようにするためには、行政の取組に加え、“市民力・地域力”の活用が欠かせません。
- ◆ 地域住民が主体的に課題を解決し、それを地域が支えていくような“地域づくり”が必要です。
- ◆ 地域住民一人ひとりが当事者意識を持つとともに、地域の福祉活動を支える人材の確保・育成が求められます。

必要な取組

- ◆ 地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員*が活動しやすい環境を整備します。
- ◆ 地域住民が地域での活動に参加する機会を充実させます。
- ◆ 地域住民が主体的に行う福祉活動を支援します。
- ◆ 地域住民の虐待・孤立化の防止に向けた取組を推進します。
- ◆ 地域における防災・防犯活動の取組を支援します。

○ 施策の展開

- (1) 民生委員・児童委員の活動支援
- (2) 地域で支えあう意識づくり
- (3) 地域で取り組むきっかけづくり
- (4) 地域における福祉活動の支援
- (5) “市民力・地域力”の向上をめざす担い手の発掘と連携
- (6) 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応
- (7) 防災・防犯活動の推進

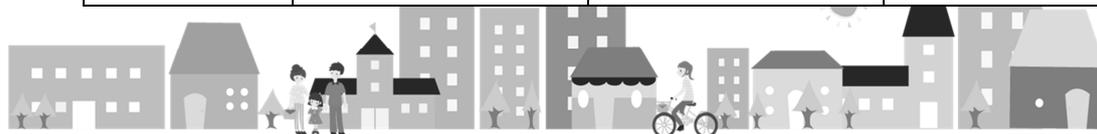
このテーマにおける目標

- ① 地域での活動に担い手として参加したことがある人の割合

年度	現状	平成 32 年度	平成 34 年度
内容	50.2%	60.2%	66.9%

- ② 福祉に関する地域活動に参加している人の割合

年度	現状	平成 32 年度	平成 34 年度
内容	12.3%	13.9%	15.1%



(1) 民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員*は、地域住民の声を最初に受け止め、専門的な相談・支援機関につなげるとともに社会福祉協議会*と地域とをつなげる重要な役割を担います。

一方で、それぞれの民生委員・児童委員の負担増とならないよう行政から助言・指導を行うとともに、民生委員・児童委員が地域の人々により認知されるよう活動の支援を行います。

主な取組

民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員は、地域住民に関する調査や相談・助言、行政機関と協力した地域住民への支援などを行います。こうした活動が充実するよう、民生委員・児童委員の活動をPRし、地域に知ってもらうことで、より活動しやすい環境を整備します。また、平成29年度に実施した民生委員・児童委員に対する実態調査を継続し、活動支援に役立てます。

民生委員・児童委員の専門性向上にむけた支援

福祉サービスや相談・支援業務についての研修や意見交換を行い、民生委員・児童委員の専門性の向上を支援します。

この施策における活動指標

- 民生委員・児童委員とその活動についての情報を、

広報紙・ホームページへ掲載した回数

広報紙、ホームページなどを活用し民生委員・児童委員のPRをすすめ、認知度が高まることで住民理解・協力を推進します。こうした情報の広報紙・ホームページへの掲載回数を活動指標とします。

年度	現状	平成32年度	平成34年度
内容	3回	4回	5回



(2) 地域で支えあう意識づくり

福祉や消費生活といった地域で暮らすために欠かせない内容を知る機会を充実させ、市民の興味・関心を育てます。

また、福祉について学ぶ機会を増やすことで、お互いを理解し尊重しあう心を育む取組を支援し、意識のバリアフリー*化を推進します。

主な取組

学校等への車いす等体験学習（社会福祉協議会）

児童・生徒を中心に、福祉講話・車いす体験・高齢者疑似体験・点字体験・アイマスク体験を実施します。

夏休み体験ボランティア活動の実施（社会福祉協議会）

中学生から青年を対象に、高齢者施設・障害者(児)施設・保育園等の協力のもと、施設内でのボランティア体験活動を行います。

はちおうじ出前講座の実施

学習会などに、市や官公署・企業等の職員が講師として伺い、担当する事業などについて講義や説明をすることで、市民の活動に対する関心を高めます。

この施策における活動指標

○ 学校等における車いす等体験学習の実施回数（社会福祉協議会）

車いす体験などの体験学習を通じて福祉に関する意識を高めます。この体験学習の実施回数を活動指標とします。

年 度	現 状	平成 32 年度	平成 34 年度
内 容	117 件 (延 13,714 人)	130 件 (延 15,000 人)	140 件 (延 16,500 人)



(3) 地域で取り組むきっかけづくり

地域福祉活動に参加するきっかけとして、交流の“場”や福祉活動を学ぶ機会などを設け、地域福祉活動に参加するための支援をします。

また、こうした場や機会についての情報発信を行います。

主な取組

住民が地域活動に参加するための支援

地域福祉推進拠点*(社会福祉協議会*)では、地域住民が主体的に運営に関わっています。趣味の講座などをボランティアが企画・運営することを支援し、地域活動に参加するきっかけづくりを推進します。

はちおうじ志民塾の開催

概ね 50 歳以上のシニア世代を対象に、地域での様々な市民活動における中心的な役割を担う人材を養成しているはちおうじ志民塾を実施します。

お父さんお帰りなさいパーティーの開催支援

地域での市民活動への参加のきっかけづくりの場として行うイベントお父さんお帰りなさいパーティーに対する支援を行います。

この施策における活動指標

○ 地域福祉推進拠点における地域住民主体の事業実施回数（社会福祉協議会）

地域福祉推進拠点において、地域の人が集まる機会を提供し福祉活動へ参加するきっかけづくりを推進します。この地域住民主体の事業実施回数を活動指標とします。

年 度	現 状	平成 32 年度	平成 34 年度
内 容	29 回 (延 395 人)	35 回 (延 450 人)	40 回 (延 500 人)



(4) 地域における福祉活動の支援

地域における課題の解決に向けた取組を進めている個人や、町会・自治会、NPO*等の団体の福祉活動を支援します。

主な取組

ういずサービス（有償家事援助サービス）の推進（社会福祉協議会）

高齢者や障害者・ひとり親家庭や産前産後・病気やけが等で日常生活を送るうえで家事援助が必要な方（利用会員）に対し、登録した協力会員がホームヘルプサービスなどを実施するういずサービスの取組を推進します。

高齢者ボランティア・ポイント制度の推進

介護予防効果を高めるとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、あらかじめ登録された65歳以上の高齢者が介護支援ボランティア活動を行った際にポイントを付与し、このポイントに応じた交付金等を支給する高齢者ボランティア・ポイント制度を推進します。

ファミリー・サポート・センターの活用

子育ての手助けが欲しい方（依頼会員）と手助けができる方（提供会員）による、地域での育児の相互援助活動を仲介するファミリー・サポート・センター事業を推進します。

日本赤十字社（日赤）活動への支援

八王子市赤十字奉仕団は、防災訓練・水防訓練やイベントの際の炊き出しや救護法普及活動等を行っています。奉仕団による非常災害時の被災者の援護、健康増進、疾病予防などの社会奉仕活動を今後も支援します。また、災害義援金の募集や血液センターと協力した献血の呼びかけ、広報紙などを活用した奉仕団員増員を図ります。

町会・自治会による福祉活動への支援

町会・自治会は民生委員・児童委員*とも関わりが深く、両者が協働して地域福祉を推進していくことが望まれます。今後、見守り活動など福祉活動を行う町会・自治会の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員とのさらなる連携を推進します。



この施策における活動指標

○ ういずサービスの協力会員数（社会福祉協議会）

住民相互の福祉活動であるういずサービスの協力会員の増員を図り、地域住民の活動支援につなげます。この協力会員数を活動指標とします。

年 度	現 状	平成 32 年度	平成 34 年度
内 容	207 人	215 人	230 人

コラム：住みやすい環境を守りながら、持続可能なまちへ ～北野台自治会

東部地域にある北野台自治会は 1,900 世帯を超える大所帯。団地内には公園も多く、四季折々の風景を身近に感じることができる良好な住環境を保っています。

自治会を設立して約 40 年、入居者の高齢化、家族構成の変化、空き家の増加など、新たな問題が見えてきました。そこで、「安心してこの“まち”に住み続ける為に、今出来ることは」というテーマのもと、専門家を交えて定例会を開催し、具現化に向け議論を重ねています。



▲いっぱい遊んですくすく

また、自治会では様々な活動を行っています。例えば、次代を担う子どもたちに向けての活動である、幼児とママの広場 キッズルーム（自治会館内）は、子育て世代への応援であり、特徴の一つです。未就学児が安心して遊べて、お母さんたちが情報交換できる場となっています。ほかにも、高齢者に向けての活動や、地域交流の場づくり（サロン、班単位の茶話会、お食事会）、安心・安全活動など、“福祉”の見える“まちづくり”を進めるため、自治会全体で活動が広まっています。



▲ふらっと de ランチ(お食事会)は月 1 回開催

北野台自治会

設立：昭和 54 年 10 月(平成 7 年 4 月に法人化)

活動地域：北野台 1 丁目から 4 丁目

ホームページ：

<http://www.purple.dti.ne.jp/kitanodai-j/>



(5)“市民力・地域力”の向上をめざす担い手の発掘と連携

“市民力・地域力”の向上のためには住民参加が大きなカギとなります。

今後、住民参加の促進のため、ボランティアセンター*を中心に、活動の内容や目的ごとに地域福祉活動を行っている個人や団体間での情報交換等を行うネットワークを充実します。

また、21の大学、短期大学、高等専門学校が立地している全国でも有数の学園都市の強みを活かし、学生によるボランティア活動を推進します。

主な取組

ボランティアセンター（社会福祉協議会）の運営支援

ボランティアセンターでは、ボランティア活動してみたい人、ボランティアの支援を求め人からの相談を受け、活動先や活動者の紹介など様々な支援を行っています。

また、本市が被災した場合には災害ボランティアセンター*として、市と共に復興をめざす取組を進めます。このボランティアセンターの運営を支援します。

高齢者活動コーディネートセンターの運営

特技を持った高齢者を、それを必要とする方に紹介し、つなげるとともに、双方の相談を受け付け、高齢者の生きがいづくりとなる様々な活動を実施する高齢者活動コーディネートセンターを運営します。

子育て応援団Beeネットの活用

子育て中の家庭を地域で見守り、支援するため、子育てに関わるボランティアを育成している子育て応援団Beeネットのさらなる活用を図ります。

市民活動支援センターの運営

まちづくり、環境、教育、福祉、国際交流、文化、スポーツなど、あらゆる分野の公益的な市民活動を行っている団体に対し、会議室の貸出や講座の実施、相談の受付等、市民活動支援センターによる支援を行います。

学生によるボランティア活動の推進

学生のボランティア活動を推進し、地域社会の活性化を図るとともに、学生の八王子への愛着や理解を深めるための取組を行います。また、大学コンソーシアムの機能を活かし、加盟団体等と連携しながら学生が地域社会に参加する機会を高めていきます。



この施策における活動指標

○ 小地域福祉活動を行う団体数（社会福祉協議会）

地域の課題に取り組む小地域福祉活動団体の立ち上げを支援し、運営をサポートします。この小地域福祉活動を行う団体数を活動指標とします。

年 度	現 状	平成 32 年度	平成 34 年度
内 容	18 団体	28 団体	37 団体

コラム：学園都市の強みを活かして ～みなみおおさまカフェ

本市は、21 の大学等があり、約 10 万人の学生が学ぶ全国でも有数の学園都市です。

東南部地域の南大沢地域では、住民の交流の場づくりや、住民の社会的孤立といった地域の課題の解決をめざし、みなみおおさまカフェを開催しています。

この活動は首都大学東京（南大沢）の学生、社会福祉協議会*や民生委員・児童委員*、市民団体、行政機関等が協働で行っています。特に、学生を中心に、楽器の演奏やジャグリングなど、様々なパフォーマンスが行われ、訪れた人を楽しませています。



▲みなみおおさまカフェの
ロゴマーク



▲ 地域の方がたくさん集まります

みなみおおさまカフェ

開始：平成 28 年 11 月

活動地域：南大沢地域

ホームページ：<http://minamioosama-cafe.jp/index.html>

また、地域社会の“たまり場”“居場所”として、だれでも気軽に立ち寄ることができて、人と人のつながりを育む場となっています。こうしたボランティア活動をとおして、学生も地域の一員となっています。

(6) 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応

誰もが住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、身近な相談や生活に必要なサービスを充実させます。そのためには、地域における住民が集まる機会の増加を促すとともに、事業者に見守り活動へ協力いただくなど、普段から顔の見える関係づくりを推進します。

主な取組

見守り協定の活用

通常業務中に気づいた“異変”を、市の見守り専用電話に連絡し情報提供する見守り協定事業者と連携し、虐待等の早期発見に努めます。

地域交流サロン活動への支援

身近な地域で、誰もが気軽に参加できる交流の場を提供するふれあい・いきいきサロンや子育てサロンなどの活動が活発になるように支援します。

シニアクラブへの支援

おおむね 60 歳以上の方で構成される、地域貢献活動、健康づくり・介護予防活動、生きがいを高める活動などを行うシニアクラブへの支援を行います。

この施策における活動指標

○ 見守り協定の締結数

虐待・孤立化の予防や早期発見に向け、事業者等との見守り協定の締結を推進します。この事業者との見守り協定の締結件数を活動指標とします。

年度	現状	平成 32 年度	平成 34 年度
内容	新規5件 (計 27 件)	新規5件 (計 32 件)	新規5件 (計 37 件)

見守り協定の運用方法

見守り協定事業者から市の見守り専用電話に連絡があったときは、各分野における相談窓口提供された情報の内容について状況確認をしたうえで対応します。また、緊急時には警察等と連携して対応します。

- ・ 高齢者 ⇒ 高齢者福祉課・高齢者あんしん相談センター*
- ・ 障害者 ⇒ 障害者福祉課（障害者虐待防止センター）
- ・ 子ども ⇒ 子ども家庭支援センター*



(7) 防災・防犯活動の推進

災害などの緊急時の支援を円滑に行うためには普段からの顔の見える関係づくりが大切です。また、こうした取組は防災だけでなく、防犯の効果もあり、一体的に行うことが有効です。

そのため、普段からの関係づくりを充実させるとともに、防災・防犯に対する知識の取得や災害時の対応方法まで含めた実践的な防災・防犯活動を推進します。

主な取組

地域における災害時支援体制の充実

災害時に避難行動要支援者を支援する地域支援組織の結成を促すため、町会・自治会等からの相談受付やマニュアルを提供するなどの普及・啓発を行います。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、市民部事務所、市役所本庁舎及び市立小学校等に配備することで、災害時の避難行動要支援者*の確認に活用します。

在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成

避難行動要支援者の中でも、とりわけ緊急性・特殊性の高い在宅の人工呼吸器使用者への被害を最小限にとどめるため、一人ひとりの状態に合わせた災害時の支援計画を作成します。この計画を関係機関と共有し、災害時の支援体制を強化します。

災害ボランティアリーダーの養成（社会福祉協議会）

本市が被災したとき、各地から支援に訪れる災害ボランティアを取りまとめ、被災者の支援ニーズをコーディネートするのが災害ボランティアリーダーです。リーダー養成を進め、地域で助けあうしくみを充実させ、地域の防災力を高めます。

また、市の総合防災訓練では災害ボランティアセンター*立上げ訓練等を社会福祉協議会*と市が合同で行うことで、災害時の円滑な対応を整えます。

自主防災組織への支援

共助体制の強化を図り、地域防災力向上をめざすため、主に町会・自治会、マンションの管理組合が母体となる、自主防災組織の新規結成促進を図るとともに、結成団体に対して活動用資器材を交付し、活動の活性化を支援します。

地域防犯リーダー養成講習会の実施

地域での自主防犯活動をけん引する地域防犯リーダーを養成するための講習会を実施し、地域における防犯活動を推進します。



この施策における活動指標

○ 地域支援組織についての説明会の実施回数

町会・自治会等への説明機会を増やすことで、避難行動要支援者*に対する支援をすすめる地域支援組織の結成促進を図ります。この町会・自治会等への説明会の実施回数を活動指標とします。

年度	現状	平成 32 年度	平成 34 年度
内容	1回	3回	5回

コラム: 八王子の災害に備えて

～災害ボランティアリーダー

大規模災害が発生した場合、被災地へ赴き復興支援を行う“災害ボランティア”。近年活動が普及し、災害時には全国から支援者が集い、被災地で活動をしています。大規模災害時には市や消防など行政機関の対応だけでなく、こうした市民同士の助け合いである災害ボランティアによる支援が非常に重要であり、また、多くの市民やボランティアを取りまとめる“リーダー”の存在が不可欠です。

社会福祉協議会*では、災害ボランティアセンター*の立ち上げ時に、センターとともに運営し、各地から集うであろう災害ボランティアを取りまとめる“災害ボランティアリーダー”の養成を進めています。



いつ起こるか分からない災害だからこそ、普段からのこういった取組が重要となっています。

災害ボランティアリーダー養成講座

開催: 年に5回程度

内容: 災害ボランティアセンターの役割等を学ぶ座学や、センター立ち上げ訓練など

▲社会福祉協議会とともに災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施
(市の総合防災訓練にて)



3 福祉サービスの充実

～社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上～

現状と課題

- ◆ 地域生活課題*は多様化・複雑化しており、地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野において連携した取組が求められます。
- ◆ 生活困窮者自立支援法や成年後見制度利用促進法など、社会的弱者へ支援を行う法律ができ、これまでの取組に加え、より専門的な取組が求められます。
- ◆ 地域福祉に対するニーズの的確な把握や社会資源の活用、地域住民の理解促進などが必要です。

必要な取組

- ◆ 地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野における福祉サービスを充実し、連携して支援を行います。本計画では、生活困窮者*への支援の充実を中心に取り組みます。
- ◆ 権利擁護の推進・成年後見制度*の利用を促進します。
- ◆ 利用者の視点に立った福祉施設や事業所の評価・指導・検査を行います。
- ◆ ユニバーサルデザイン*に基づき、ハード整備と普及・啓発を行います。

○ 施策の展開

- (1) 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野の福祉サービスの充実
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 福祉施設・事業所の評価と指導・検査
- (5) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

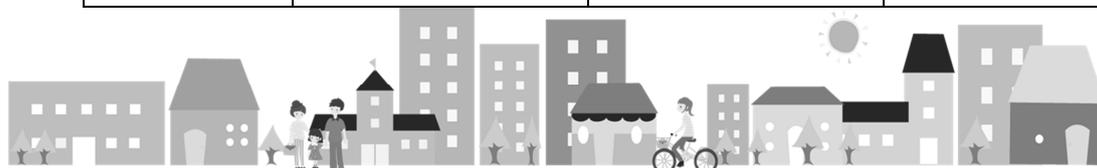
このテーマにおける目標

- ① 生活困窮者に対する相談窓口が市役所にあることを知っている人の割合

年度	現状	平成 32 年度	平成 34 年度
内容	54.7%	80.7%	98.1%

- ② 「成年後見制度」という制度や言葉を知っている人の割合

年度	現状	平成 32 年度	平成 34 年度
内容	52.4%	63.6%	71.2%



(1) 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野の福祉サービスの充実

地域生活課題*が多様化しており、課題を抱える地域住民が地域で安心して暮らすことができ、支援を必要としている人が必要な支援を適切に利用できるよう、各分野の福祉サービスを充実します。

高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等それぞれの取組は、対象者別計画で推進します。本計画とこれらの計画の連携を密にし、福祉サービスの充実を図ります。

対象者別計画での主な取組

高齢者や介護関係者への支援 → 対象者別計画：高齢者計画・介護保険事業計画

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、高齢者の自立支援・重度化防止、医療・介護の連携推進、地域包括ケアシステムの強化や介護人材の確保・定着・育成を推進します。

障害者と家庭への支援 → 対象者別計画：

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者とその家族が、地域で充実した自立生活を送れるよう、障害を理由とする差別禁止の取組や障害児などへの支援の充実、就労支援や、障害児を含めた切れ目のない支援を実施します。

子どもと家庭への支援 → 対象者別計画：子ども育成計画

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等の実施、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援、子どもの貧困対策を推進します。

生活にお困りの方への支援 → 対象者別計画：地域福祉計画（本計画）

様々な課題を持つ生活困窮者*に対し、地域において自立した生活を実現できるよう支援します。(→69ページ)

この施策における活動指標

この項目は、活動指標は設定しません。



(2) 生活困窮者への支援

様々な課題を持つ生活困窮者*に対し、地域において自立した生活を送ることができるよう支援します。

～ 生活困窮者自立支援方策 ～

① 生活困窮者自立支援方策の位置付け

この項目は、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について(平成26年3月27日社援発0327第13号)」における、本計画に盛り込むべき生活困窮者自立支援方策を取りまとめたものです。

生活困窮者自立支援制度では、生活困窮者の早期発見と包括的な支援を具現化していくことが重要です。また、制度の目標は、生活困窮者の自立と尊厳を確保した支援、生活困窮者支援を通じた地域づくりです。

生活困窮者自立支援制度を着実に実施するためには、他の地域福祉施策など関連施策との連携を推進し、地域のネットワークを強化していくことが必要です。そのような取組が、生活困窮者支援の充実のみならず、地域福祉の充実にも資するものになります。

② 生活困窮者の状況と把握

生活困窮者自立支援制度における新規相談受付件数は平成27年度914件、平成28年度1,140件であり、今後も増加が見込まれます。平成28年度は相談者の約6割が男性、年齢は20代～80代まで幅広い傾向にあります。

また、相談者は高齢、障害、疾病、多重債務、社会的な孤立などの課題を複合的に抱えている場合が多く、複雑化・困難化する前の早期の段階で支援を行うことが重要であり、庁内関係所管や地域の関係機関、地域で活動している様々な団体と連携し、対象者の早期把握に努めていきます。

③ 生活困窮者の自立に向けた支援方策

(ア) 生活困窮者自立支援法に基づく支援

生活困窮者の自立に向けて、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、任意事業である就労準備支援事業、学習支援事業、家計相談支援事業を一体的に実施します。



生活困窮者自立支援制度に基づく取組

自立相談支援事業

就労やその他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成等の実施

住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った又はそのおそれがある方に対し、就職に向けた活動することなどを条件として、有期で家賃相当額を支給

就労準備支援事業

生活習慣やコミュニケーション能力の形成など、一般就労に必要な基礎的能力を習得するための訓練を有期で実施

学習支援事業

生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への相談支援の実施

家計相談支援事業

家計に課題を抱える方への家計管理能力を高め、家計再建に向けたきめ細やかな相談・支援を実施

就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の認定

直ちに一般就労が困難な人に対する支援付きの就労の場を提供する事業者の認定

本人のステージに応じた就労支援のイメージ

○就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の場の提供等

ただちに一般就労をめざすことが困難な人に対して、支援付きの就業機会としての“就労訓練事業”の場を提供。

日常生活自立

社会参加

就労訓練事業

一般就労

○就労準備支援の実施

生活習慣確立のための支援や地域活動への参加等の日常・社会生活自立のための訓練及び就労体験。

○ハローワークと一体的な就労支援

○自治体自ら実施する就労支援



(イ) 関係機関・他制度、多様な主体による支援

八王子市生活困窮者自立支援ネットワーク会議で多様な主体による支援の方法を検討することをはじめとして、庁内関係所管や教育委員会、ハローワーク、社会福祉協議会*、民生委員・児童委員*等が連携し、対象者の早期発見や包括的な支援を行っています。

主な取組

生活福祉資金の貸付（社会福祉協議会）

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談・支援を行います。

生活保護制度の適正実施

生活保護受給世帯の的確な実態把握に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を推進します。

生活保護受給世帯の自立に向けて、相談・指導体制の充実を図ります。

生活保護受給者等就労自立促進事業

市の就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーターがチームを組んで、生活保護受給者や児童扶養手当受給者、生活困窮者*などの就職を支援します。

市役所に設置されたハローワークの常設窓口（八王子就労サポート）と連携し、支援対象者の就労による自立を促進します。

若者自立就労支援

働くことについて様々な悩みを抱えている15歳～39歳くらいまでの若者が就労できるよう、協力事業者の事業所における職場体験など様々な支援を行います。

若年無業者就労促進事業（八王子若者サポートステーション（サポステ））

サポステの登録者や当支援を受けることが適当であると判断された人を対象として、社会的体験や就労体験などの実体験が不足しているために、就労の意思はあるものの、なかなか就労に結びつかない若者に対し、就労の経験を積むことができる支援付きの就労の機会を提供する就労訓練（いわゆる「中間的就労」）を行うことにより、社会的自立・就労に結び付けます。



(ウ) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者自立支援法は、様々な課題を抱える生活困窮者*に対して支援をするだけでなく、地域を見つめ直して、誰もが支えあい、生きづらさを少しでも軽減して生活を営める、そうした地域をつくっていこうという考えのもとにできたものです。

この理念を達成していくためには、既存の地域の社会資源との連携、新たな社会資源の創出、地域住民の理解を促進するための機会づくりなど、市と地域が一体となった地域づくりが必要となります。

地域での生活困窮者自立支援制度の認知度を高め、連携を促進するため、一層の周知を図っていきます。

主な取組

社会福祉法人との連携

社会福祉法人*が有する機能(福祉専門職員や福祉施設の活用など)を活かし、中間的就労等の実施、無料学習支援教室の会場提供など、生活困窮者のための連携を推進します。

地域福祉推進拠点との連携

社会福祉協議会*が整備を進める地域福祉推進拠点*との連携を進め、生活困窮者の早期発見、包括的支援を行える体制づくりを推進します。

NPO法人など地域で活動している団体との連携

フードバンク団体、子ども(誰でも)食堂、無料学習塾など、地域で活動する様々な団体と連携し、生活困窮者の早期発見、包括的支援を行える地域づくりを推進します。



この施策における活動指標

○ 自立支援相談の新規相談件数

制度周知及び関係機関との連携強化により、支援を必要とする人を早期に発見し、相談・支援を行います。この自立支援相談の新規件数を活動指標とします。

年 度	現 状	平成 32 年度	平成 34 年度
内 容	1,140 件	1,300 件	1,500 件

○ 就労決定者数（生活保護受給者含む）

ハローワーク等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行い、自立につなげます。この支援を通じた就労決定者数を活動指標とします。

年 度	現 状	平成 32 年度	平成 34 年度
内 容	468 人	580 人	680 人

○ 無料学習教室の参加者数

無料学習教室では、子どもたちの未来の自立に向け、学習機会の場を提供します。この無料学習教室の参加者数を活動指標とします。

年 度	現 状	平成 32 年度	平成 34 年度
内 容	110 人	130 人	160 人

コラム：八王子若者サポートステーション

（サポステ）の紹介

サポステでは、NPO法人青少年自立援助センターの運営のもと、39歳までの若年無業者の方へ就労までのサポートをしています。

<主な支援内容>

- ・本人、保護者に対する相談支援
- ・就職活動セミナー、ビジネスセミナー、パソコン講座等セミナーの実施
- ・職場体験、職場実習

八王子若者サポートステーション（サポステ）

場所：八王子市明神町2-26-4

アーバンプラザZUMI301

開所日：月曜日～金曜日（土・日・祝は閉所）

開所時間：9:00～17:00



(3) 権利擁護の推進

判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度*や地域福祉権利擁護事業の周知を図り、利用しやすい環境を整備します。

～ 成年後見制度利用促進計画 ～

① 成年後見制度利用促進法の市町村計画としての位置付け

この項目は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 23 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」(成年後見制度利用促進計画)として位置付けます。

本市における成年後見制度の利用促進について、基本的な考え方を示します。

② 地域連携ネットワークづくり

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるためのしくみです。地域連携ネットワークとして一体的に、権利擁護支援が必要な人について後見人等を含めた“チーム”で見守る体制づくりをめざします。

(ア) 中核機関

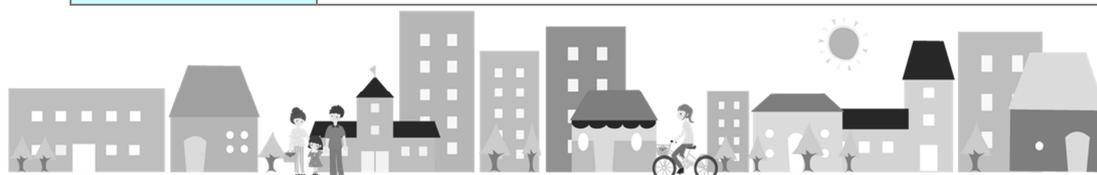
地域連携ネットワークには、関係する団体等とのコーディネートを行う中核機関が必要です。

本市では、社会福祉協議会*内に設置した成年後見・あんしんサポートセンター八王子を中核機関として位置付けます。

(イ) 役割

地域連携ネットワークは5つの役割を担います。

広報機能	学習会や講演会、出前講座を開催し、成年後見制度や権利擁護事業の普及・啓発を行います。制度の周知を図ることで、権利擁護の必要な人の早期発見につながることを期待されます。
相談機能	サービス利用についての相談受付体制を強化します。相談を受けるなかで、相談者のニーズを見極め必要な支援につなげます。
利用促進機能	相談者と必要な制度をつなぎ、サービス利用の支援を行います。
後見人支援機能	市民後見人や親族後見人等の活動支援を行います。
不正防止効果	成年後見制度を適切に運用することで、不正防止の効果が期待されます。



③ 市民後見人の養成・支援

本市独自に市民後見人*の養成を行い、成年後見制度*の充実へつなげます。
受任後は社会福祉協議会*が法人後見監督人となり、活動を支援します。

④ 苦情解決に向けた取組

福祉サービスの利用にあたっての苦情対応や、判断能力が十分でない方の権利擁護相談、福祉サービス利用に関する相談受付を行い、適切なサービスの利用を推進します。

主な取組

成年後見・あんしんサポートセンター八王子の体制強化

福祉サービスの利用に際しての苦情対応や判断能力が十分でない方の権利擁護、成年後見制度の利用等について相談受付や支援、普及啓発、市民後見人の養成及び活用の推進、法人後見監督の充実に向け、体制を強化します。

成年後見制度の利用支援

判断能力が十分でない方で、後見等の申立をする親族がない場合などに、後見人等を選任する審判を市長が家裁に申し立てることで、対象となる方の財産管理や身上監護などを行います。

また、成年後見制度の利用が必要であるのに、経済的な問題等で利用することが困難な方を支援するため、申立に係る費用及び後見人等報酬について助成を行います。



この施策における活動指標

○ 市民後見人候補者の登録者数

成年後見制度*の利用促進に向けて、市民後見人*候補者の養成を行うことで、成年後見人等の担い手を確保し、権利擁護の推進につなげます。この市民後見人候補者の登録者数を活動指標とします。

年 度	現 状	平成 32 年度	平成 34 年度
内 容	33 人	63 人	93 人

○ 成年後見制度に関する講座・学習会の開催回数

成年後見制度についての講座等を実施することで、本制度の周知や理解を深めてもらう機会を提供します。この講座・学習会の開催回数を活動指標とします。

年 度	現 状	平成 32 年度	平成 34 年度
内 容	9回 (延 234 人)	11 回 (延 250 人)	13 回 (延 270 人)

コラム：一人ひとりの暮らしと生きがいのために

～市民後見人

市民が地域で安心して暮らすためには、支援を必要とする人が必要な支援を受けることができ、主体的に生活できるためのサポートが必要です。

しかし実際には、支援が必要でも費用の負担能力がなかったり、信頼できる親族がないなど支援が受けられない人がいます。そうした人の権利を守るため、市民後見人の活動を進めています。

市と社会福祉協議会*では独自に市民後見人を養成しており、養成講習・実習を通じて、地域で市民後見人を担える人が増えるよう取組を進めています。

また社会福祉協議会は、市民後見人受任後も後見監督人として市民後見人の活動を支援しています。

○ 市民後見人として活躍する山下さんから ○

「地域に貢献したい」と思い、養成講習を受けました。生活支援員や実際の後見業務を通して、利用者との関わり方などを学んでいます。

市民後見人を受任してからは、ご本人の金銭管理だけでなく、生活の中の困りごとにも耳を傾け、支援を行っています。責任の重い仕事ですが、後見監督人の社会福祉協議会から助言をもらいながら、ご本人の人生に寄り添って支援していきたいと思っています。



▲市民後見人の山下さん（写真左）と社会福祉協議会の植村さん（写真右）

(4) 福祉施設・事業所の評価と指導・検査

福祉・保健医療に関わる事業所による良質で適切な福祉サービス提供をめざし、第三者による評価受審への支援や、認可事務及び指導・検査事務を適切に行い、市民が安心してサービスを利用できる環境を整えます。

主な取組

社会福祉法人認可事務及び指導・検査事務の実施

社会福祉法人*の設立、定款変更等の認可等及び福祉サービス事業者への指導・検査を行います。

東京都福祉サービス第三者評価受審費補助

福祉サービス第三者評価は、利用者でも事業者でもない第三者の評価機関がサービスの内容・組織のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表するしくみのことです。高齢や障害、子育て等各分野の対象施設等に対し、この受審促進のため、受審費の一部補助を行います。

施設従事者向け虐待防止研修の実施

高齢者及び障害者の施設従事者に対し、入所者への虐待を防止するための研修を実施します。

この施策における活動指標

この項目は活動指標を設定しません。



(5) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

ユニバーサルデザイン*に基づく、誰もが利用しやすいまちづくりの整備を進め、市民の理解を深めていきます。

主な取組

思いやり駐車スペース設置への補助

障害者・妊産婦・高齢者・一時的にケガをしている方など、歩行や移動の困難な方が優先的に使える、駐車場利用者の“思いやり”に根ざした駐車スペースです。

市の施設への設置が進んでいるため、民間施設への設置を促進するための一部費用の補助を行います。

赤ちゃん・ふらっと設置促進

乳幼児と一緒に安心して外出を楽しめるように設置された、授乳やおむつ替えができるスペースです。

事業者や子育て支援施設と連携しながら、必要な地域への赤ちゃん・ふらっとの設置を促進します。

交通空白地域交通事業への運営費補助

交通空白地域(鉄道駅 700m、バス停 300m以遠)で地域が行う、地域交通事業運営費の補助を行います。

東京都福祉のまちづくり条例*に基づく審査・指導の実施

高齢者、障害者などだれもが円滑に利用できるやさしいまちづくりを推進するため、だれでもトイレの整備など東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出に対し指導、助言をします。

この施策における活動指標

○ 思いやり駐車スペースの民間設置数

思いやり駐車スペースの民間施設への整備を推進することで、配慮が必要な人へのより多くの市民の理解が広がり、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの意識を高めます。この思いやり駐車スペースの民間施設への設置数を活動指標とします。

年度	現状	平成 32 年度	平成 34 年度
内容	0台	3台	6台



第5章 計画の推進





第5章 計画の推進

1 計画の推進と評価

(1) 計画の推進

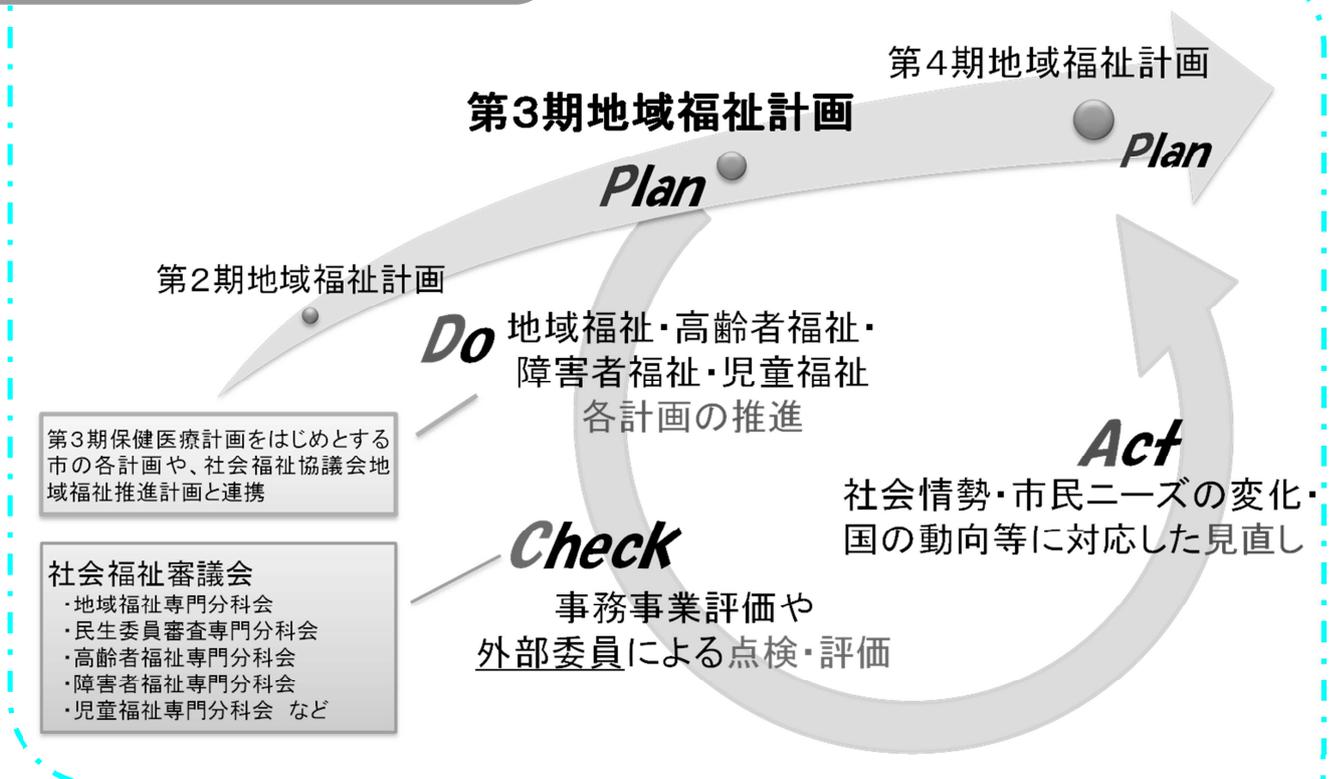
第2期計画においては、保健医療・福祉に関する総合的な見地から協議、意見交換を行う地域福祉推進協議会に諮り、計画の進行管理・評価を行いながら、着実な事業実施へとつなげてきました。

平成 27 年4月に中核市に移行した際、地域福祉推進協議会の機能を引き継いだ社会福祉審議会*地域福祉専門分科会(以下「地域福祉専門分科会」という。)を設置し、以降は計画の進行管理・評価を行ってきました。

本計画においても、福祉分野の対象者別計画である高齢者計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども育成計画や、連携を図る保健医療計画について、地域福祉専門分科会において横断的な協議、意見交換を行います。

また、社会福祉審議会の各専門分科会の会長、副会長で構成する代表者会において、それぞれの専門分科会等での審議内容等について横断的な協議、意見交換を行います。

PDCA サイクルのイメージ



(2) 計画の点検と評価

本計画の実施にあたっては、その効果や達成度を把握する事により、さらに次期計画へとつなげていくことが大切です。

本計画の策定にあたっては、計画の達成度を見るひとつの指標として、各テーマに定性的な目標を掲げました。成果は意識調査等により把握するため、計画期間の中間年である平成32年度(2020年度)と、5年目である平成34年度(2022年度)に調査を実施し、事業実施による成果の把握に努めていきます。

また、その目標の達成に向けた各施策の展開ごとに、定量的な活動指標を設けました。各施策については、本計画における進行状況を把握する指標となるため、これらについては毎年、地域福祉専門分科会に報告し、意見・評価を反映させながら、計画の推進につなげていきます。

2 計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが大切です。

その前提として、本計画に対する十分な周知、そして理解が得られることが重要であるため、広報紙やホームページなど多様なPR媒体を活用し、様々な機会を通じて本計画を周知していきます。



もくじ

1 市の福祉分野にかかる主な圏域の状況	85
2 民生委員・児童委員の活動の実態把握に関する調査（地区委員調査）結果から	90
3 社会福祉法改正に伴う地域福祉計画に関わる主要条文	94
4 策定組織と策定経過	96
5 用語集	104

1 市の福祉分野にかかる主な圏域の状況 ※平成 30 年 3 月時点

「2 福祉圏域の考え方」(→42 ページ)で示したとおり、本計画では福祉圏域を、地域住民による地域福祉活動の推進のための範囲、及び適切な福祉サービスの供給のための範囲と考えています。

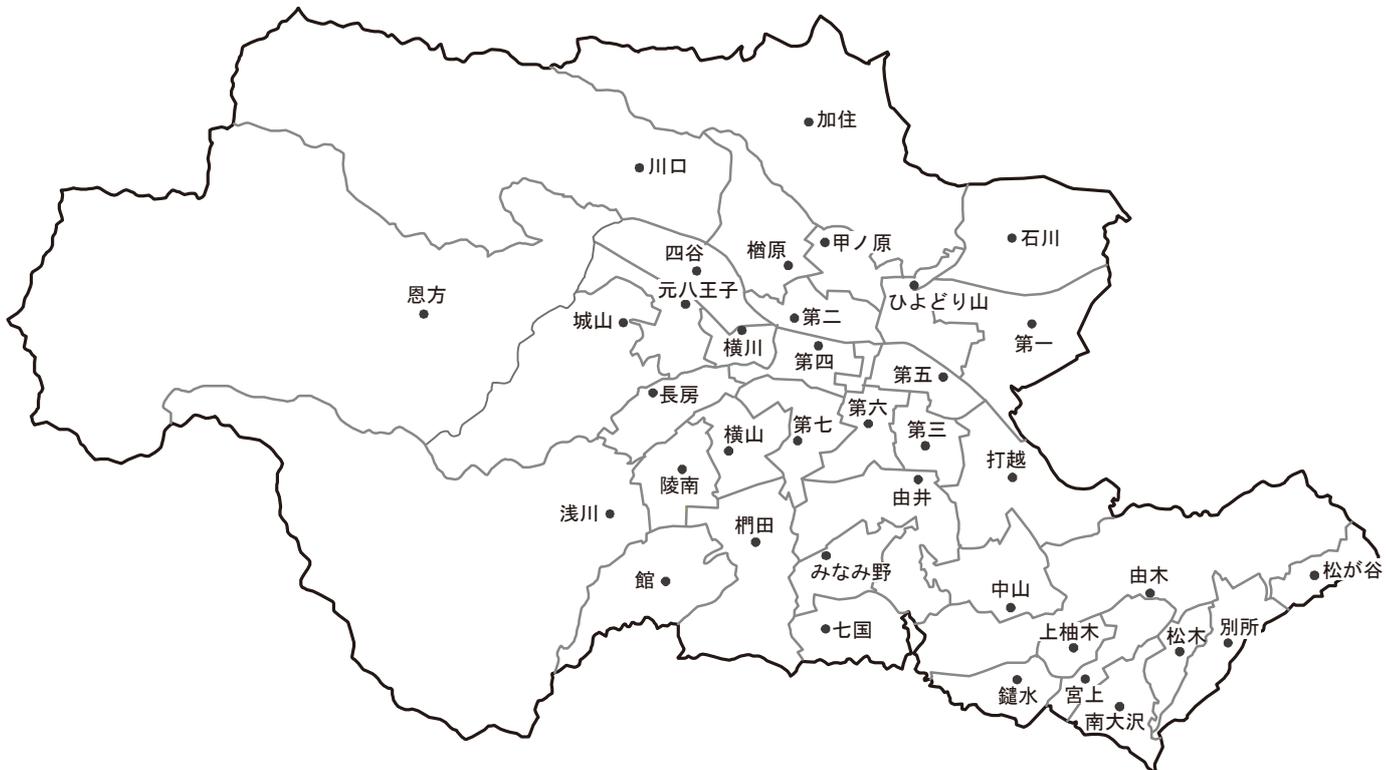
地域住民による地域福祉活動の推進のための範囲としては、中学校区を最小単位として設定しましたが、現在、本市の福祉サービスの提供は民児協地区を最小の区域として実施しており、これらの地域は、必ずしも一致するわけではありません。

現状では民児協地区に基づき、身近な地域でサービスや相談を受けられるよう、高齢者や子ども、障害者等、対象者別・目的別に施設を設置し、事業・施策を展開しています。

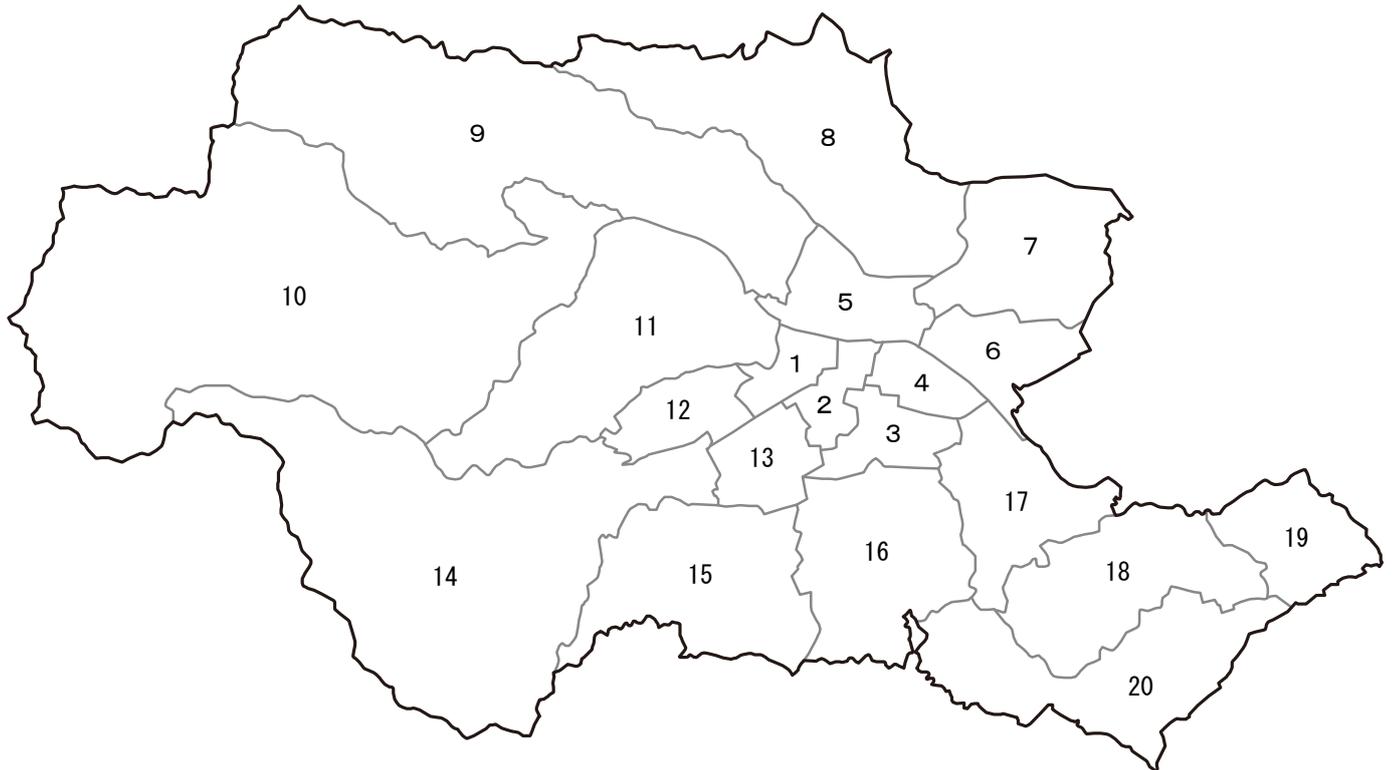
そこで、本計画期間の中で関係機関とともに中学校区と民児協地区とが同一の活動領域となるよう協議を推進します。

- (1) 中学校
- (2) 民生委員・児童委員協議会
- (3) 高齢者あんしん相談センター
- (4) 子ども家庭支援センター
- (5) 保健福祉センター
- (6) 障害者地域生活支援拠点
- (7) 社会福祉協議会

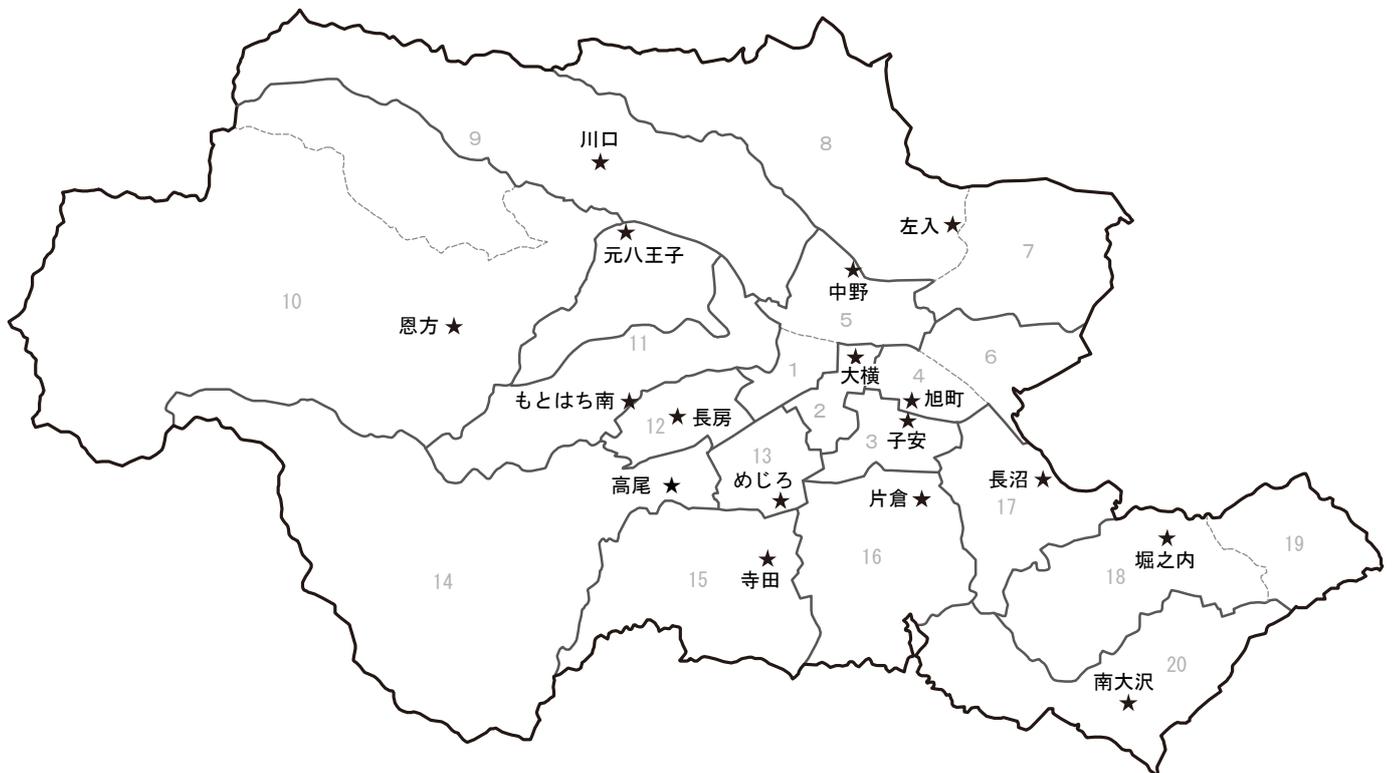
(1) 中学校(37 校区)



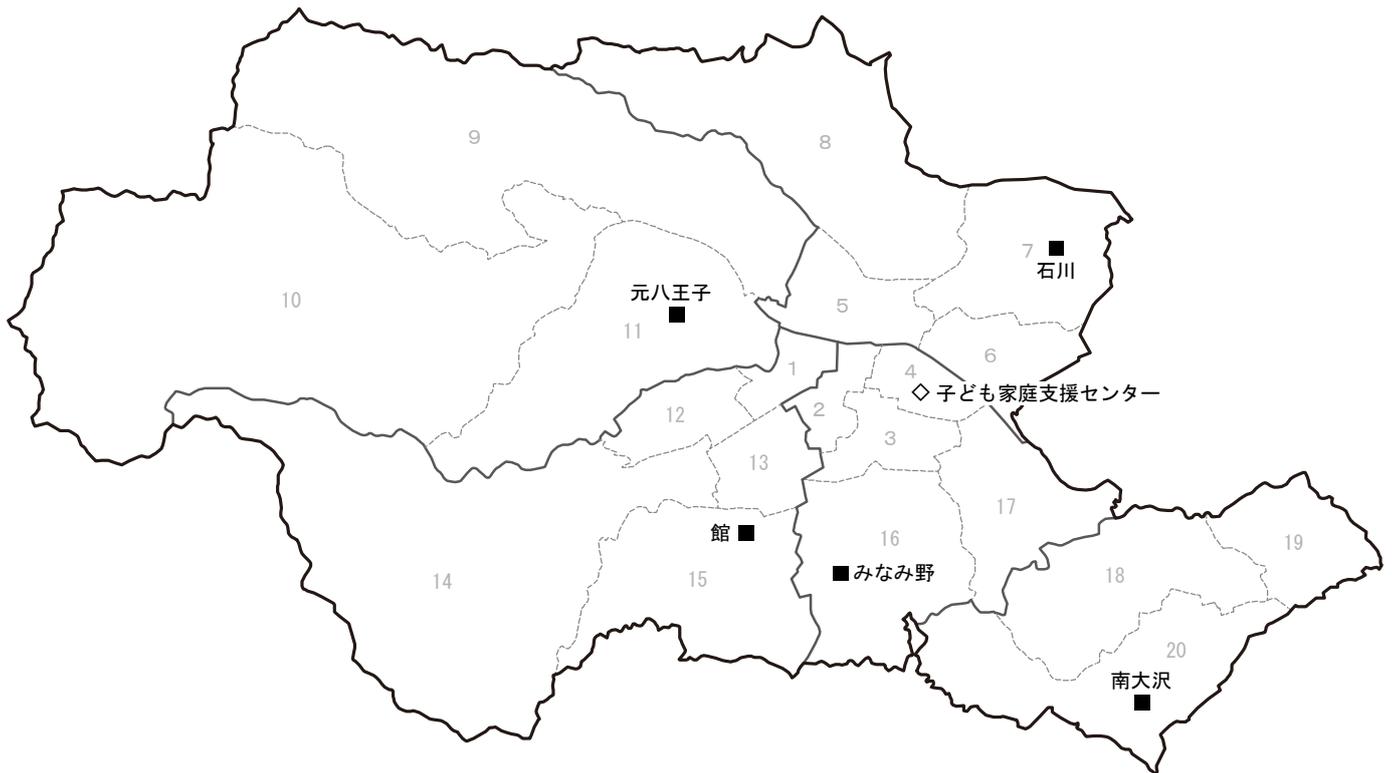
(2) 民生委員・児童委員協議会(20 地区)



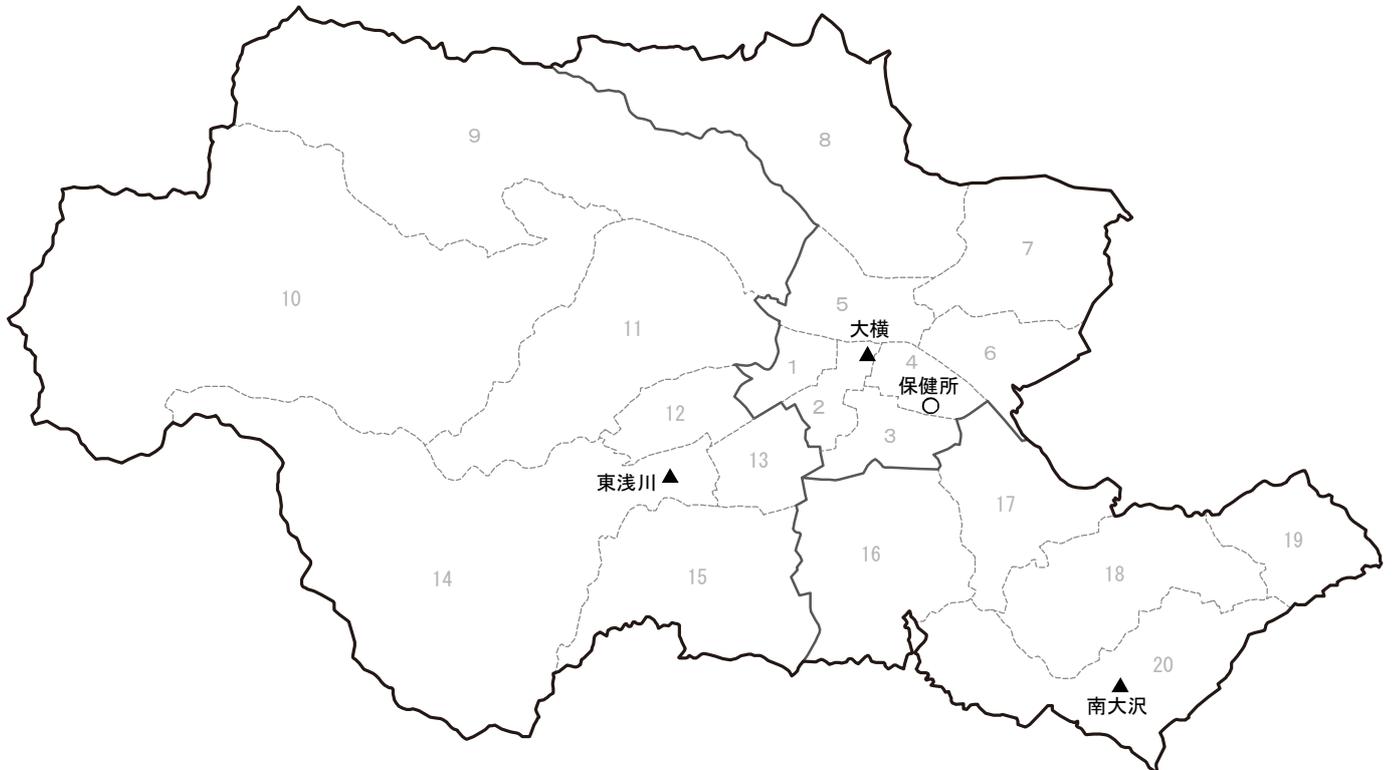
(3) 高齢者あんしん相談センター(17 圏域)



(4) 子ども家庭支援センター(5圏域)



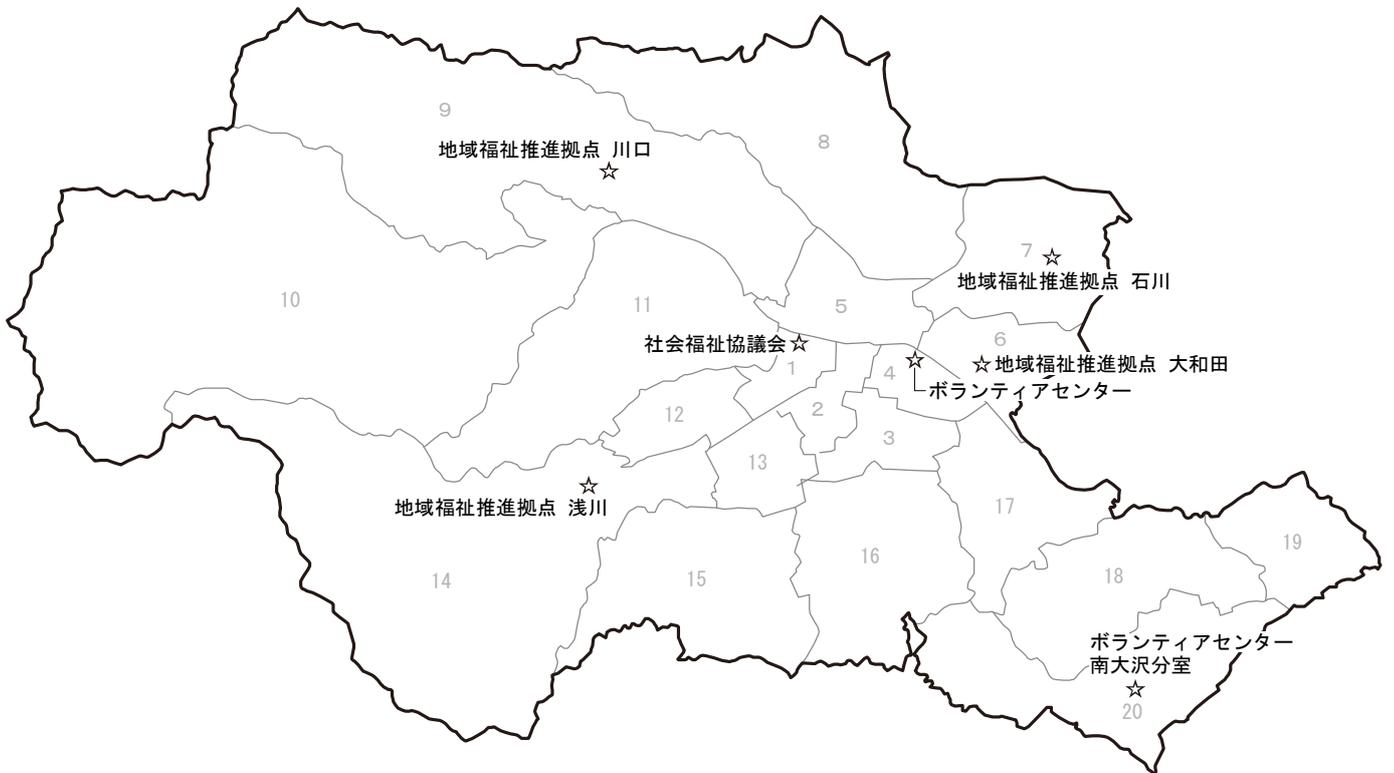
(5) 保健福祉センター(3圏域)



(6) 障害者地域生活支援拠点



(7) 社会福祉協議会



◆ 各圏域・地区の関わり

(平成30年3月時点)

基本計画	民生委員児童委員協議会		高齢者あんしん相談センター	地域子ども家庭支援センター	保健福祉センター	障害者地域生活支援拠点	地域福祉推進拠点
6圏域	20地区		★17か所	■5館	▲3館	▼5事業所	☆4か所
中央	1	日吉町、千人町一丁目～四丁目、元本郷町一丁目～四丁目、追分町	(元本郷)	館	大横	あくせす ・ ぴあらいふ ・ 八王子地域生活支援室高尾 ・ 待夢 ・ サポート南多摩	大和田
	2	八幡町、八木町、平岡町、本郷町、大横町、小門町、台町二丁目～四丁目	大横	みなみ野			
	3	子安町一丁目～四丁目、寺町、天神町、南新町、万町、上野町、台町一丁目、緑町	子安				
	4	横山町、八日町、本町、元横山町一丁目～三丁目、田町、新町、明神町一丁目～四丁目、東町、旭町、三崎町、中町、南町	旭町				
	5	中野町、暁町一丁目～三丁目、中野山王一丁目～三丁目(二丁目8を除く)、中野上町一丁目～五丁目、清川町	中野	石川			
	6	大和田町一丁目～七丁目、富士見町、大谷町の一部	(大和田)				
北部	7	高倉町、石川町、宇津木町、平町、小宮町、久保山町一丁目・二丁目、大谷町(一部を除く)、丸山町	(小宮)	石川			
	8	尾崎町、左入町、滝山町一丁目・二丁目、梅坪町、谷野町、みつい台一丁目・二丁目、丹木町一丁目～三丁目、加住町一丁目・二丁目、宮下町、戸吹町、高月町、中野山王二丁目8	左入				
西部	9	川口町、上川町、犬目町、櫛原町	川口	元八王子	東浅川	川口	
	10	下恩方町、上恩方町、西寺方町、小津町	恩方				
	11	大楽寺町(一部を除く)、上壱分方町、諏訪町、四谷町(一部を除く)、式分方町(一部を除く)、川町(一部を除く) 叶谷町、泉町、横川町、元八王子町一丁目～三丁目、大楽寺町の一部、四谷町の一部、長房町の一部、川町の一部、式分方町の一部	元八王子 もとはち南				
西南部	12	並木町、長房町(一部を除く)、城山手一丁目・二丁目	長房	館	浅川		
	13	散田町一丁目～五丁目、山田町、めじろ台一丁目～四丁目	めじろ				
	14	東浅川町、初沢町、高尾町、南浅川町、西浅川町、裏高尾町、廿里町、狭間町	高尾				
	15	館町、櫛田町、寺田町、大船町	寺田				
東南部	16	小比企町、片倉町、西片倉一丁目～三丁目、宇津貫町、みなみ野一丁目～六丁目、兵衛一丁目・二丁目、七国一丁目～六丁目、打越町の一部	片倉	みなみ野	(由井地域)		
	17	北野町、打越町(一部を除く)、長沼町、絹ヶ丘一丁目～三丁目、北野台一丁目～五丁目	長沼				
東部	18	下柚木、下柚木二丁目・三丁目、上柚木、上柚木二丁目・三丁目、中山、越野、南陽台一丁目～三丁目、堀之内、堀之内二丁目・三丁目	堀之内	南大沢	(由木地域)		
	19	東中野、大塚、鹿島、松が谷	(由木東)				
	20	鑓水、鑓水二丁目、南大沢一丁目～五丁目、松木、別所一丁目・二丁目	南大沢				

※ 各圏域・地区の区割りは一致しないため、地図や本表はおおむねの区割りで整理した表となっています。また、開設を予定している施設については、()で示しています。

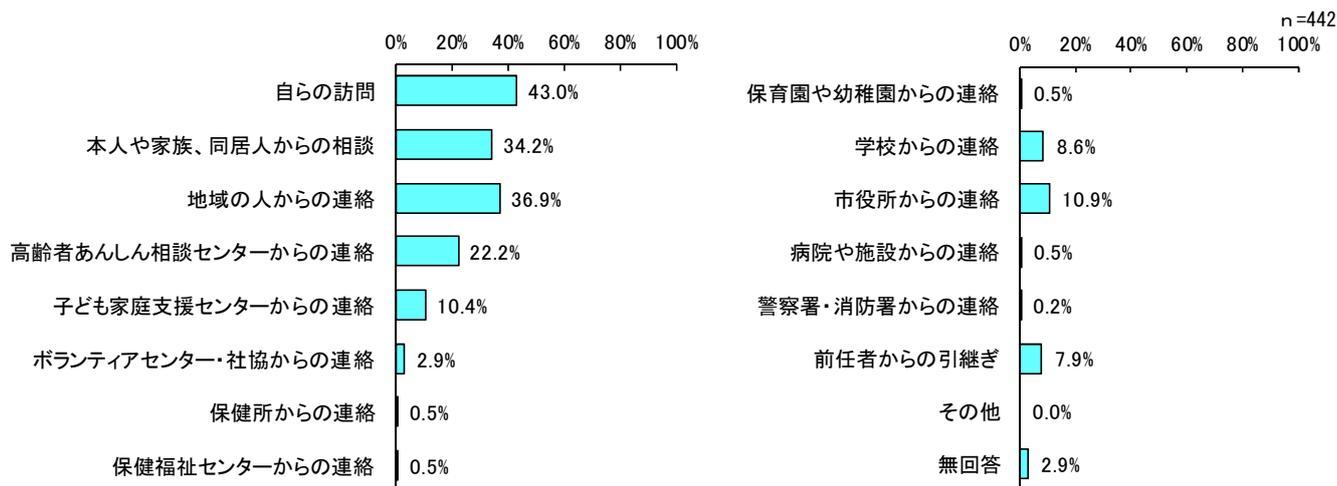
2 民生委員・児童委員の活動の実態把握に関する調査

(地区委員調査) 結果から

平成29年5月に実施した「民生委員・児童委員の活動の実態把握に関する調査」の結果に基づき、民生委員・児童委員が対応する相談内容や活動上の課題などを分析します。

(1) 相談を受ける主なきっかけ

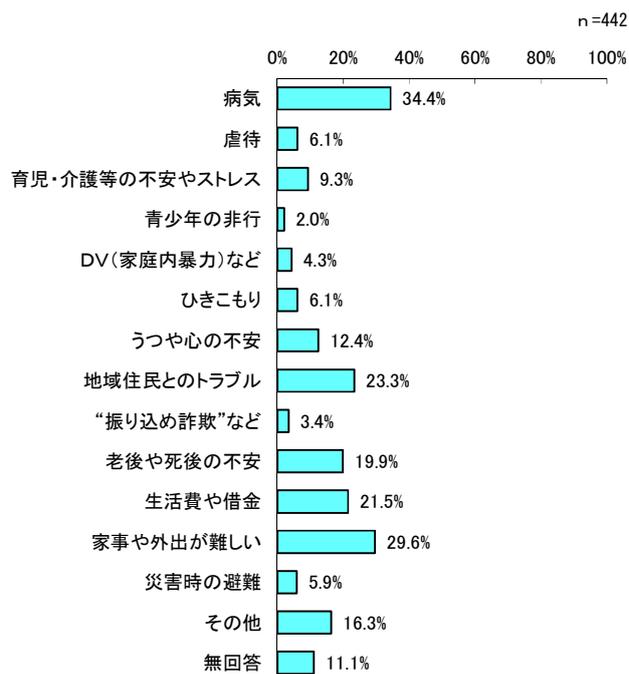
問 あなたが地域の人からの相談を受ける主なきっかけはどのようなものですか。(〇は2つまで)



相談を受けるきっかけとしては、「自らの訪問」との回答が43.0%で最も高く、次いで「地域の人からの連絡」が36.9%、「本人や家族、同居人からの相談」が34.2%となっており、この3項目が3割を超えて高くなっています。

(2) 相談の内容

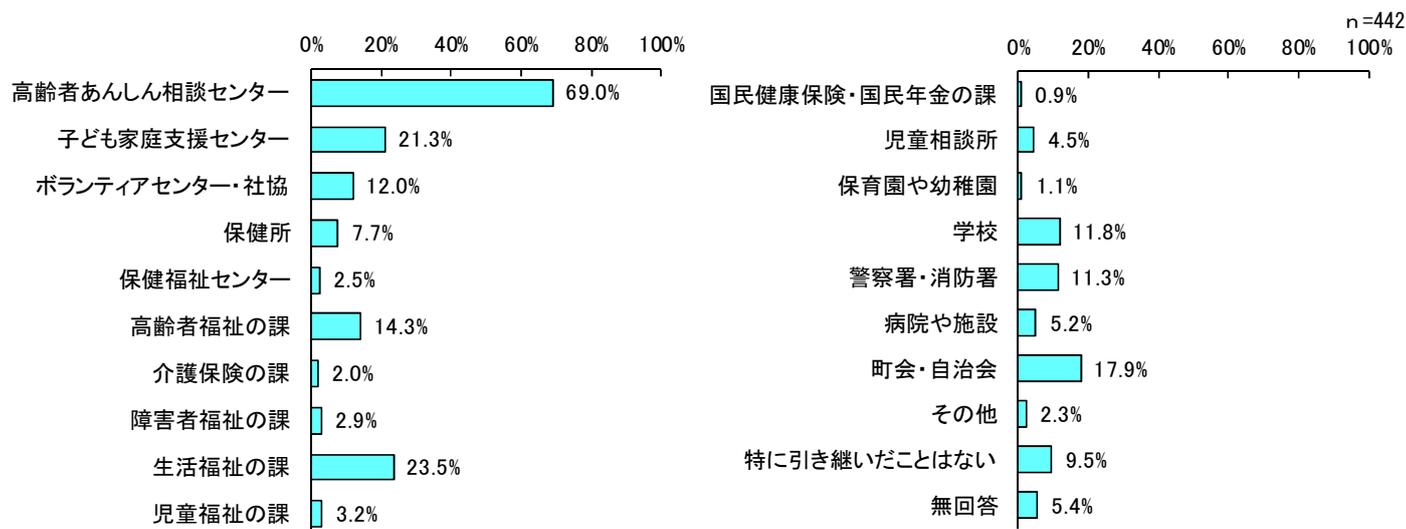
問 あなたが平成28年12月から平成29年4月までに受けた相談には、主にどのような内容がありますか。(〇は3つまで)



相談の内容としては、「病気」が34.4%で最も高く、次いで「家事や外出が難しい」が29.6%、「地域住民とのトラブル」が23.3%となっています。

(3) 関係機関への引き継ぎ

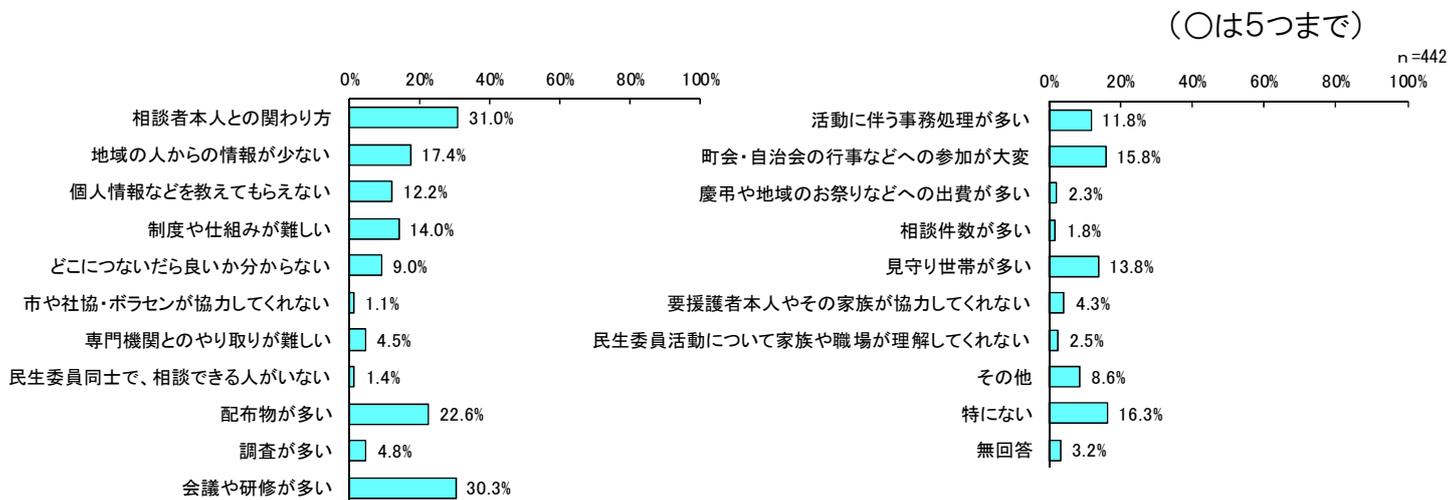
問 あなたが受けた相談を、どのような関係機関に引き継いだことがありますか。(○は5つまで)



関係機関への引継ぎとしては、「高齢者あんしん相談センター」が 69.0%で最も高く、次いで「生活福祉の課」が 23.5%、「子ども家庭支援センター」が 21.3%などとなっています。

(4) 悩みや苦勞

問 あなたは、民生委員・児童委員の活動についてどのような悩みや苦勞を感じていますか。(○は5つまで)

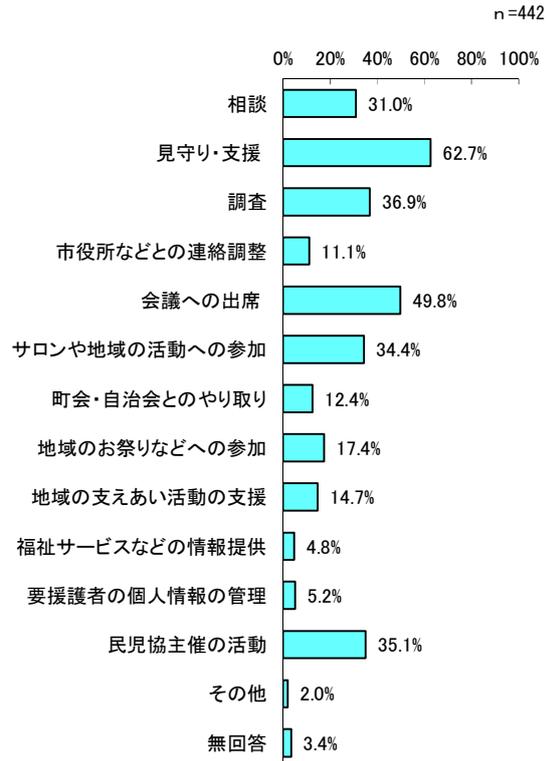


悩みや苦勞としては、「相談者本人との関わり方」が 31.0%で最も高く、次いで「会議や研修が多い」が 30.3%、「配布物が多い」が 22.6%などとなっています。

(5) 民生委員・児童委員としての対応

問 民生委員・児童委員の活動の中で、対応することが多いものはどれですか。(〇は5つまで)

委員としての対応としては、「見守り・支援」が62.7%で最も高く、次いで「会議への出席」が49.8%、「調査」が36.9%などとなっています。

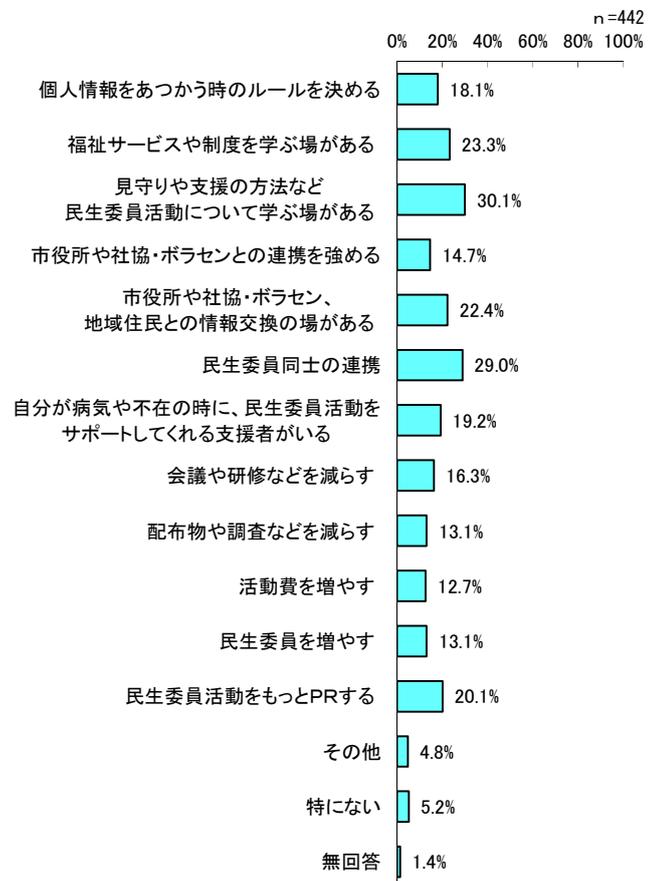


(6) 活動の充実に必要なこと

問 今後あなたの民生委員・児童委員の活動を充実させていくために必要なことはどれですか。

(〇は3つまで)

活動の充実に必要なこととしては、「見守りや支援の方法など民生委員活動について学ぶ場がある」が30.1%で最も高く、次いで、「民生委員同士の連携」が29.0%、「福祉サービスや制度を学ぶ場がある」が23.3%などとなっています。



(7) 自由記入

問 あなたが日々の民生委員・児童委員の活動の中で感じている課題などがありましたら、ご自由にお書きください。

以下は記入された内容をまとめたものです。

項目	件数 (件)
(1)民生委員のあり方を再検討すべき (本来業務とは何か、時代や社会情勢に合った活動内容、また“行政の下請け”等への対応)	69
(2)活動内容が重荷・負担になることがある (多くの調査・資料・配布物、精神的な負担、時間のやりくり)	66
(3)接し方・距離の取り方が難しい(拒否への対応、オートロック、対象者の家族との関わり等)	51
(4)個人情報保護・守秘義務が活動の障壁となっていることがある (教えてもらえない・教えることが出来ない)	30
(5)常勤で仕事をしている場合活動が難しい、常勤でも活動できる内容に改めるべき	30
(6)担い手不足、後任者確保が困難	27
(7)ひとり暮らし高齢者実態調査について、対象者や調査方法等再検討の余地がある	27
(8)自身の専門性の向上が必要	26
(9)関係機関同士(市内部・他機関など)の連携が必要、つなぐ先が分からない	22
(10)町会・自治会との連携が必要	14
(11)活動のフォローだけでなく、精神的なフォローが欲しい	12
(12)民生委員に対する知識・理解が乏しいと感じる(PRの必要性、偏見の払拭)	11
(13)地区定例会のあり方に疑問(情報共有に留まっている)	7
(14)緊急対応はどこまですべきか	7
(15)新年祝賀会・昼食交流会等、各種行事の再検討をすべき	6
(16)高齢者等の居場所づくりが必要	5
(17)歳末たすけあいバザーへの参加は必要なのか。(遠方の地区の参加等)	5
(18)費用負担が多い(会費の必要性、各種発行物の必要性)	5
(19)生活福祉資金への対応は必要か	2
(20)部会活動の在り方を再検討すべき	2
(21)協力員の位置付けを再検討すべき	1
(22)ひとり暮らし高齢者入浴券は不要ではないか	1

3 社会福祉法改正に伴う地域福祉計画に関わる主要条文

- 第4条第1項 地域福祉の推進、“地域住民等”の定義
- 第4条第2項(新) 地域福祉推進の理念
- 第5条 福祉サービス提供の原則
- 第6条第2項 福祉サービス提供体制の確保等に関する国・地方公共団体の責務
- 第106条の2(新) 地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務
- 第106条の3(新) 包括的な支援体制の整備
 - ① 「他人事」が「我が事」になるような環境整備
 - ② 住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり
 - ③ 公的な関係機関が協働して課題を解決するための体制づくり
- 第107条 市町村地域福祉計画

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

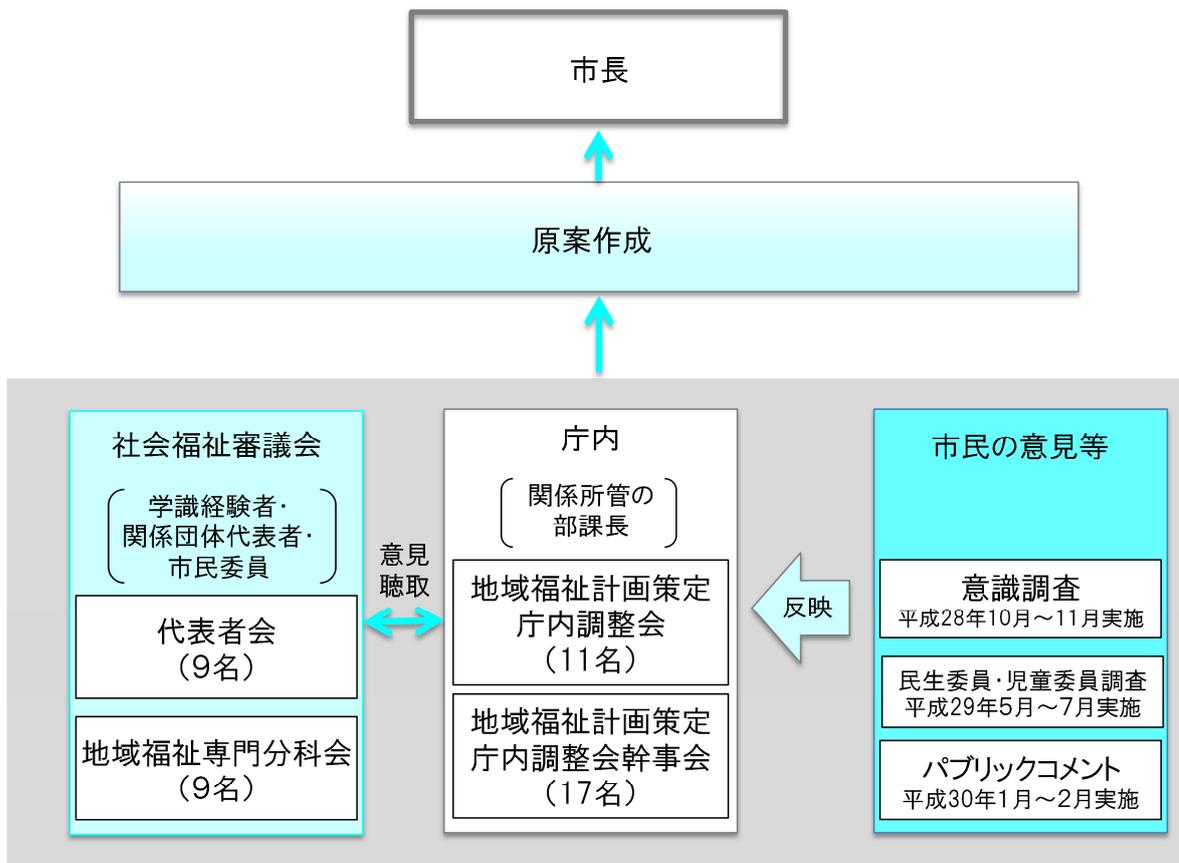
(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 策定組織と策定経過

(1) 地域福祉計画の策定体制



(2) 八王子市社会福祉審議会条例（平成 26 年9月 24 日 条例第 30 号）

（設置）

第1条 社会福祉に係る施策に関する事項について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、八王子市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる社会福祉に係る施策に関する事項について調査審議し、答申する。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項(同法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項を含む。)
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に関する事項
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険事業の円滑な運営に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業に従事する者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 市議会議員
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 審議会の会長は、委員の互選により定める。
- 3 審議会の会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 審議会の副会長は、審議会の会長が指名する。
- 5 審議会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 第3条第3項の規定により臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議等するため、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 地域福祉専門分科会
 - (2) 民生委員審査専門分科会
 - (3) 高齢者福祉専門分科会
 - (4) 障害者福祉専門分科会
 - (5) 児童福祉専門分科会
- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。
- 3 専門分科会は、審議会の会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 4 専門分科会に会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 5 専門分科会の会長に事故があるとき、又は専門分科会の会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会の会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 第4条第3項の規定は専門分科会の会長の職務について、前条の規定は専門分科会の会議について、それぞれ準用する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

(部会)

第7条 前条第1項第4号に規定する障害者福祉専門分科会に、次に掲げる部会を置き、その所掌事項は、次に掲げる部会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 障害程度審査部会 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する事項

(2) 自立支援医療機関審査部会 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定に関する事項

(3) 指定医審査部会 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師の指定に関する事項

2 前項に定めるもののほか、専門分科会は、その決議に基づき、専門分科会に部会を置くことができる。この場合において、専門分科会は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

3 部会は、専門分科会の会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

4 部会に会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

5 部会の会長に事故があるとき、又は部会の会長が欠けたときは、あらかじめ部会の会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 第4条第3項の規定は部会の会長の職務について、第5条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。

7 審議会及び専門分科会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

第8条 審議会、専門分科会及び部会の会長及び副会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(八王子市子ども・子育て支援審議会条例の廃止)

2 八王子市子ども・子育て支援審議会条例(平成25年八王子市条例第33号)は、廃止する。

(八王子市介護保険条例の一部改正)

3 八王子市介護保険条例(平成12年八王子市条例第26号)の一部を次のように改正する。

(以下略)

(3) 社会福祉審議会地域福祉専門分科会名簿

氏名	所属	備考
安藤 高夫	八王子市医師会 理事	平成 29 年 10 月 21 日まで
山下 晋矢	八王子市医師会	平成 29 年 11 月 14 日から
菊谷 文男	八王子市社会福祉協議会 常務理事	
北井 純子	市民委員	
黒岩 亮子	日本女子大学 准教授	
小室 崇司	八王子市町会自治会連合会 副会長	
添田 繁實	市民委員	
大福 族生	八王子市民活動協議会	平成 29 年8月7日まで
堤 直樹	八王子市民活動協議会 理事	平成 29 年8月 21 日から
○山本 英雄	八王子市民生委員児童委員協議会 副会長	
◎和田 清美	首都大学東京 教授	

◎会長、○副会長

(4) 社会福祉審議会代表者会委員名簿

氏名	役職	所属
和田 清美	地域福祉専門分科会会長	首都大学東京 教授
山本 英雄	地域福祉専門分科会副会長	八王子市民生委員児童委員協議会 副会長
内田 實	民生委員審査専門分科会会長	八王子地区保護司会 会長
○平川 博之	高齢者福祉専門分科会会長	八王子市医師会 理事
和氣 純子	高齢者福祉専門分科会副会長	首都大学東京 教授
引馬 知子	障害者福祉専門分科会会長	田園調布学園大学 教授
◎井上 仁	児童福祉専門分科会会長	日本大学 教授
中込 順子	児童福祉専門分科会副会長	八王子市公立小学校長会 大和田小学校長

◎会長、○副会長

(5) 庁内検討組織の要綱

第3期八王子市地域福祉計画策定庁内調整会設置要綱

(設置目的)

第1条 社会福祉法第107条に基づき策定した「第2期八王子市地域福祉計画」の改定にあたり、庁内において地域福祉計画に係る重要事項等の協議及び検討を行うため、関連所管による横断的な連絡体制を構築する。

(所掌事項)

第2条 調整会は次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 地域福祉計画に係る重要事項に関すること。
- (2) 地域福祉計画に関連する諸計画との連携に関すること。
- (3) その他地域福祉計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 調整会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 調整会に会長を置き、会長は福祉部長とする。
- 3 会長は、調整会を代表し、会務を総理する。
- 4 別表第1に掲げる者のほか会長が指名する者を臨時の委員とすることができる。

(会議)

第4条 調整会の会議は、会長が招集し、会長が座長となる。

(幹事会)

第5条 調整会の検討事項を詳細かつ具体的に検討するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、調整会が指示した事項について検討し、その結果を調整会に報告するものとする。

(幹事会の組織等)

第6条 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

- 2 幹事長は、福祉部長とする。
- 3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 5 別表第2に掲げる者のほか幹事長が指名するものを臨時の委員とすることができる。

(庶務)

第7条 調整会及び幹事会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか調整会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1 八王子市地域福祉計画策定庁内調整会委員名簿

総合経営部長
市民活動推進部長
生活安全部長
福祉部長
生活福祉担当部長
医療保険部長
健康部長
子ども家庭部長
産業振興部長
学校教育部長
生涯学習スポーツ部長

別表第2 八王子市地域福祉計画策定庁内調整会幹事会委員名簿

福祉部長
生活福祉担当部長
福祉政策課長
高齢者いきいき課長
高齢者福祉課長
障害者福祉課長
生活自立支援課長
生活福祉総務課長
子どものしあわせ課長
健康政策課長
地域医療政策課長
経営計画第三課長
協働推進課長
防災課長
産業政策課長
教育総務課長
生涯学習政策課長

(6) 会議開催経過

① 社会福祉審議会地域福祉専門分科会

回	開催日	会場	概要
第1回	平成 29 年 4 月 28 日 (金)	市役所 502 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域公益事業を行う社会福祉法人の社会福祉充実計画作成に伴う意見聴取について ■ 意識調査の報告 ■ 第3期地域福祉計画について
第2回	平成 29 年 5 月 18 日 (木)	市役所 502 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域公益事業を行う社会福祉法人の社会福祉充実計画について
第3回	平成 29 年 6 月 26 日 (月)	市役所 702 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第3期地域福祉計画策定に向け、検討すべき課題について <ol style="list-style-type: none"> ① 第2期地域福祉計画の評価・課題 ② 意識調査の自由回答から見える課題 ③ 国の動向から見た課題
第4回	平成 29 年 7 月 24 日 (月)	市役所 職員会館 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第3期地域福祉計画に向け、検討すべき課題について ■ 第3期地域福祉計画の体系について
第5回	平成 29 年 8 月 22 日 (火)	市役所 802 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民生・児童委員の活動の実態把握に関する調査について ■ 第3期地域福祉計画の体系について ■ 複合的な福祉課題に対応する、包括的相談支援体制について ■ 行政における“福祉圏域”の考え方
第6回	平成 29 年 10 月 23 日 (月)	市役所 502 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第3期地域福祉計画の素案について <ol style="list-style-type: none"> ① 第3期地域福祉計画の体系 ② 複合的な福祉課題に対応する、包括的相談支援体制 ③ 行政における“福祉圏域”の考え方 ④ 活動指標・成果目標の設定
第7回	平成 29 年 11 月 8 日 (水)	市役所 第5委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第3期地域福祉計画の素案について <ol style="list-style-type: none"> ① 第1章 計画策定にあたって ② 第2章 八王子市の地域福祉を取り巻く現状 ③ 第3章 計画の基本的な考え方 ④ 第4章 施策の展開 ⑤ 第5章 計画の推進
平成 30 年1月 11 日(木) ～2月9日(金)			パブリックコメント
第8回	平成 30 年 2 月 19 日 (月)	市役所 第5委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ■ パブリックコメントについて ■ 第3期八王子市地域福祉計画の原案について ■ 今後の流れ

②社会福祉審議会代表者会

回	開催日	会場	概要
第5回	平成 29 年 8月 28 日 (月)	市役所 702 会議室	■地域福祉計画の策定について ① 地域福祉計画 ② 高齢者計画・介護保険事業計画 ③ 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
第6回	平成 29 年 11月 13 日 (月)	市役所 第5委員会室	■地域福祉計画の素案について ① 第3期地域福祉計画 ② 高齢者計画・第7期介護保険事業計画 ③ 障害者計画・第5期障害福祉計画・障害児福祉計画
平成 30 年1月 11 日(木) ～2月9日(金)			パブリックコメント
第7回	平成 30 年 2月 27 日 (火)	市役所 第5委員会室	■パブリックコメントについて ■地域福祉計画の原案について ① 第3期地域福祉計画 ② 高齢者計画・第7期介護保険事業計画 ③ 障害者計画・第5期障害福祉計画・障害児福祉計画

※代表者会の開催回は、平成 27 年度からの通番です。

5 用語集

高齢者あんしん相談センター

高齢者あんしん相談センターは、地域包括支援センターの八王子市における愛称。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるために、保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、医療、介護、虐待などの相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関。日常生活圏域を踏まえて設定され、市町村又は市町村に委託された法人が運営する。

子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関する総合相談、親子ふれあい広場、親子つどいの広場、講座の開催、子ども家庭支援ネットワークの運営などの事業を行い、子どもと家庭を支援する中核的役割を担う機関。市域の広い本市では、別に「地域子ども家庭支援センター」を5か所設置し、地域における相談・支援の拠点となっている。

災害ボランティアセンター

災害発生時にボランティアの受入拠点として、活動を効率よく推進するため、社会福祉協議会が市と連携し運営する組織。

市民後見人

後見業務を担っている親族や弁護士等の専門職以外に、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見業務を担う人。本市では市民後見人候補者の養成を独自に行っている。（東京都における社会貢献型後見人と同義）

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、各市町村に設置された社会福祉法人。福祉サービスの提供をはじめ、行政の受託事業、ボランティアの啓発・組織化などを民間の立場から総合的に行う。

社会福祉審議会

中核市移行により設置された市長の附属機関。本市の福祉に関する重要事項を調査・審議する。審議は、地域福祉・民生委員審査・高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉の5専門分科会に分かれて行っている。また、場合により専門分科会の下に部会を設置し、審議を行う。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立され、高齢者、障害者や児童などを対象とした各種福祉施設を運営する法人。

障害者地域生活支援拠点

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域の社会資源を活かして、障害者の日常生活を支援するための地域のネットワーク。市内5つの事業所がこの機能を担っている。

情報バリアフリー

障害者や高齢者を含む全ての人々が、情報を入手する際の困難、障壁を除去すること。視覚的なバリアについては、点字や音声による読み上げ、触地図、聴覚的なバリアについては、手話や要約筆記による文字化、字幕、画面によるアナウンスなど対象者の態様に合わせた手段・方法が必要となる。またパソコンやインターネットなどの情報通信の発展に伴うバリアに対しての利用しやすさも重要となる。

生活困窮者

生活保護法上の扶助の対象となる人とどまらず、年金で暮らす高齢者や非正規雇用者など収入が少ない人や、仕事が見つからないなどの理由で生活に困っている人。また、社会的に孤立し、将来的に生活に困るおそれのある人。

成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法的に支援する制度。

大学コンソーシアム八王子

大学等間の連携事業をはじめ、学生の地域活動支援事業など多彩な事業を展開し、高等教育の充実、地域社会の発展、地域の国際化の推進等を図る組織。本市に所在する21の大学等に加え、近隣の4大学等をあわせ、計25の大学等で構成される。

その機能を活かし、加盟団体等と連携しながら、学生の主体的な活動などを促し、地域コミュニティづくりを推進している。

地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの様々な課題。改正社会福祉法第4条で規定された。

地域福祉推進拠点

社会福祉協議会の第2次地域福祉推進計画「いきいきプラン八王子」の重点事業として開始。社会福祉協議会職員がCSWとして地域の中に常駐することで、地域のサロン、民生委員・児童委員、町会・自治会、ボランティア団体に出向き課題を把握し、地域とともに課題の解決をめざす施設。

また地域住民と様々な事業を展開する社会福祉協議会のサテライトとしての機能を持つ。

東京都福祉のまちづくり条例

ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりをめざす、東京都の条例。市町村では、これに基づく届出を受け付けている。

バリアフリー

主に障害者や高齢者に対し、社会参加する上での支障となる物理的、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態。

避難行動要支援者

災害時に一人では避難できない方、一人での避難に不安のある方。「八王子市避難支援プラン(全体計画)」では、高齢者(ひとり暮らし高齢者、介護認定を受けている方など)、障害者(身体、知的、精神の各障害者手帳を保持している方)、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人を指す。本市が個別計画作成を進める上では、特に介護認定を受けている方、障害者手帳を保持している方、難病の方、ひとり暮らし高齢者の方を具体的支援の必要な要援護者と位置付けている。

ボランティアセンター

ボランティア活動を支援するために社会福祉協議会に設置されている機関。

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、各区市町村の担当地域で住民の社会福祉に関する相談・支援、社会調査活動、生活支援活動等を住民性の原則、継続性の原則、包括・総合性の原則に沿って行う。また民生委員は、児童及び妊産婦の保護などを行う児童委員を兼ねる。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサル(普遍的な、全体の)という言葉が示しているように、年齢や障害など特定の人だけを対象とせず、見た目、機能を含め、最初から可能な限り全ての人々が利用しやすく設計すること。

NPO

「Non-profit Organization」の略で、民間の非営利組織のこと。福祉やまちづくり、環境保全、国際協力などの様々な社会貢献活動を行っている。NPO法人(特定非営利活動法人)は、市民活動団体の中で特定非営利活動促進法(通称 NPO 法)により法人格を取得した団体を指す。

SNS

人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。友人、知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校といった共通点やつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスで、Web サイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。

～ 本計画における元号の取り扱いについて ～

本計画における元号の表記は、「平成」を使用しています。

平成 31 年以降については、下表を御参照ください。

元号	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年
西暦	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年

第3期 八王子市地域福祉計画

平成 30 年3月

発行:八王子市 編集:福祉部 福祉政策課
〒192-8501
東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番1号
TEL 042-620-7240 Fax 042-628-2477
E-mail b440100@city.hachioji.tokyo.jp

本冊子は再生紙を使用しています。